

# 中大法曹

2025.05

No.32



中央大学法曹会

## 総会、幹事会



令和5年度第1回常任幹事会・拡大幹事会 (2023年8月10日)



令和6年度第1回常任幹事会・拡大幹事会 (2024年8月8日)



櫻井副会長の締めのエール

## 支部総会



令和5年度中央大学法曹会大阪支部総会・懇親会 (2023年7月24日)



中央大学法曹九州・山口大会 第14回福岡大会 (2024年3月30日)

## 交流会・研修会



中大技術士会との交流会 (2023年5月12日)



中小企業診断士白門会との交流会 (2023年12月9日)



公認会計士白門会との交流会 (2024年1月23日)



研修会 中央大学国際情報学部 中島美香先生 (2024年5月13日)



公認会計士白門会との交流会 (2025年1月24日)

## その他



中央大学ホームカミングデー 無料法律相談会  
(2023年11月7日)



令和5年司法試験合格者祝賀会  
(2023年11月30日)



中央大学法曹会主催講演会『君たちが築く未来の法曹界』山岸憲司先生  
(2023年10月14日)



第77期司法修習生(横浜修習)との親睦会  
(2024年5月27日)



第26回法曹会賞授与式  
(2025年3月18日)

ご挨拶	中央大学法曹会会長 石田 茂	2
中央大学の現在とこれからのあり方	中央大学理事長 大村 雅彦	3
中央大学の将来展望の一視座	中央大学学長 河合 久	4
司法試験・率の向上から数の増加へ	中央大学大学院法務研究科長 小林 明彦	5
中大法曹会への期待	中央大学法学部長 遠藤 研一郎	7
中央大学法曹会 令和5年度・6年度事業報告	中央大学法曹会事務局長 畑 克海	8

### 特集：

座談会		13
<講演録>さまざまな権力構造の中での闘い	元日本弁護士連合会会長 山岸 憲司	23
日弁連会長を終えて	前日本弁護士連合会会長 小林 元治	29

### 卒業生インタビュー

「解」を求めて～バレーボール元日本代表から見た日本と世界	パナソニック オペレーションズ株式会社 福澤 達哉さん	31
------------------------------	-----------------------------	----

### 物故会員を偲ぶ

追悼・法曹才口千晴先生	弁護士(元東京高裁部総括判事)・白鴻会研究会会長 北澤 純一	41
-------------	--------------------------------	----

### 交流会

法曹会と公認会計士白門会の連携について	公認会計士白門会 山田 治彦	43
中央大学学会司法書士白門支部の現状	中央大学学会司法書士白門支部 但木 康時	44
母校中央大学に向き合った「土業」職域支部で	社会保険労務士白門会会長 阿世賀 陽一	46
不動産鑑定士白門会について	不動産鑑定士白門会会長 久下 武男	47
行政書士白門会について	行政書士白門会会長 岸 伸晃	49
中小企業診断士白門会の活動状況、 および中央大学法曹会様との連携について	中小企業診断士白門会会長 天海 洋一	50
技術革新時代における法と技術の融合-法曹界と技術士の協働の可能性	中大技術士会会長 坂林 和重	51
南甲弁理士クラブのご紹介	南甲弁理士クラブ前幹事長 伊丹 壮一郎	53

### 支部報告

大阪支部中大キャンパス見学ツアー記	大阪支部 岡本 志保子	55
-------------------	-------------	----

### 法学部セッション企画

2024年度法学部講演会について	法職教育検討委員会事務局次長 中城 由貴	56
------------------	----------------------	----

### 委員会活動報告

募金実行委員会活動報告	募金実行委員会委員長 林 勘市	58
進路指導対策委員会活動報告	進路指導対策委員会委員長 寺本 吉男	60
広報委員会活動報告	広報委員会委員長 山川 典孝	61
機構改革特別実行委員会活動報告	機構改革特別実行委員会委員長 志賀 剛一	63
交流委員会活動報告	交流委員会委員長 木村 英明	64
大学問題委員会活動報告	大学問題委員会委員長 大澤 成美	66
法職教育検討委員会活動報告	法職教育検討委員会委員長 清水 保晴	70

### 学生支援活動：法曹会賞

令和6(2024)年度 法曹会賞		72
------------------	--	----

### 資料

中央大学法曹会執行部・役員・委員会名簿(令和5年・6年度)		75
編集後記		79

# ご 挨拶

中央大学法曹会会長 石田 茂



令和5年5月23日にJR四ツ谷駅側のスクワール麹町で開催された令和4年度第4回常任幹事会・拡大幹事会において、私は、中央大学法曹会の会長に選任していただきました。このときは、真法会の同学年（司法試験は、5年ほど彼が早く合格していますが）の元名古屋高検検事長の青沼隆之君が「検事長回顧録」と題して60分ほど講演をされていました。これは、当時の会長である鈴木雅芳君がやはり真法会で、頼みやすかったのではないかと考えています。

このときの懇親会で会長としての挨拶をすることになっており、新型コロナウイルス感染症が令和5年5月8日に感染症法の「新型インフルエンザ等感染症（いわゆる2類相当）」から「5類感染症」となったことから、私は、「なるべく多くの方に集まっていただいて、様々な集会を開催することを第一義に考えたい」と申し上げました。コロナ禍の中では人が集まることが、まず禁忌とされておりましたので、鈴木執行部では、部会自体もWeb会議で行われていたのですが、これは仕方ないことでした。しかし、私は集まって部会をすれば、意見も言い出し易いと考え、基本的に部会をなるべく参会することにし、その後、時間のある部員の方には反省会という飲み会を開くこととしました。やはり、飲んでくると気持ちがほぐれ、特に常任幹事会、幹事会の講師を誰にするかについての意見はいろいろありました。

次に、中央大学附属高校において、同校出席者によって中央大学に進学を勧める特別講義を開催し、これを進路指導対策委員会の中に部会として立ち上げ、次期当会会長予定者の寺本吉男君（私と同じ39期）に部会長となっただき、恒常的に開催することといたしました。そして、当会としては、これからも中央大学に司法試験を中心にする学生を多く集め、中央大学法科大学院へ進学してもらうように、いろいろな行事を考える必要があるかと考えています。

当会として、どのような会でも一緒ですが、重要な議題として人事があります。私立学校法が改正され、令和7年4月1日から施行されることとなり、なかでも、中央大学評議員が150名から50名に減員され（中央大学の私学法改正についての諮問委員会において、当会として急激な変化は望まれるべきでないと考え、70名から80名にしてはどうかと意見を出しましたが、受け容れられませんでした）、

その中の選任評議員30名のうち当会には7名（これとは別に学研連枠として2名）が振り分けられました。

評議員会は、理事会の監視機関としての一面を持ち、評議員には、①中央大学の教育または特性の理解と、②中央大学の適正な運営に必要な識見の両方が必要であるとされ、中央大学の発展に寄与することが求められ、その一端を当会も担うことが必要であります。

当会は、大学問題委員会において討論を重ね、令和7年3月に中央大学に対し、「提言」と題し、副題に「大学・法人への提言-文理融合教育実践の意味と方法について～法学部と他学部の連携を真に意味あるものとするために～」(当会のHPおよびこの号の大学問題委員会の報告に掲載しております)として書面を提出し、これからの中央大学法学部は他学部と連携して、特に国際的な広がりを持った文理融合教育・研究を強く推進していただきたいことを提言しております。我々法曹会においてもこれからの少子化はまさに避けられないことであり、更に言えば、中央大学全体の存続をかけて問題解決の途を構築しなければならないのであります。

当会の次は、第一東京弁護士会が担当となり、上述のとおり、私と同期である39期の寺本吉男君が会長となることが内定しております。執行部の引継事項はさまざま山積しておりますが、そのようなことは気にされないようにしていただき、次期執行部においても、当会の目的である「学員相互の親睦を図り、母校中央大学の発展とその使命達成に寄与」していただきたく存じます。

# 中央大学の現在と これからのあり方



学校法人中央大学理事長 大村 雅彦

早いもので中長期事業計画 Chuo Vision 2025 も、この4月から最終年の10年目を迎えています。これまでに、多摩キャンパスに国際教育寮を併設する Global Gateway Chuo と Forest Gateway Chuo を建設し、多摩に国際経営学部、市ヶ谷田町に国際情報学部を新設し、茗荷谷キャンパスを建設して法学部を移転し、駿河台記念館を建て替えた駿河台キャンパスにロースクールとビジネススクールを集約するなど、中央大学の躍動を感じさせる施策を矢継ぎ早に打ってきたつもりです。これらはいずれも決して容易な事業ではなく、学内関係者等の合意形成に向けては、多くの人々の真剣な議論と努力が必要でした。お陰様で法学部の都心移転は社会からも注目され、埼玉や千葉から新たな入学者層を呼び込み、特に女子学生が増えて半数近くを占めるようになりました。中央大学の古くさいイメージは、法学部から変わっていくのではないかとさえ感じられます。昨年は、松田聖子さんの法学部通信教育課程卒業といった明るいトピックもあり、中大の通信教育部も注目を集めました。

そして、3+2に代表される法学部と法科大学院の連携も進み、その効果が昨年の司法試験における中大法科大学院の合格率の劇的な向上に現れてきたのではないかと考えています。小林研究科長を始め大学関係者のご尽力に、また、これを強力に支えてくださった中大法曹会の皆様のご支援に、心から敬意を表するとともに感謝申し上げます。この傾向がさらに続いていけば、我々がこれまで歯ぎしりしてきた状況は大きく変わっていくのではないかと期待しています。

Chuo Vision 2025 に掲げた事業計画以外にも、戦後長らく続いてきた総長制度を思い切って廃止して法人運営の効率性を追及しました。また、「法と正義の資料館」と「大学史資料館」を創設して（前者は奥野善彦先生の篤志に多くを負うもので、この場を借りて深く御礼を申し上げます）、本学の社会的役割や広報機能に新たなページを開きました。さらには、私立大学の相次ぐ不祥事をきっかけとする私学のガバナンス改革を目的とした私立学校法大改正が実現したことに伴って、本学の寄附行為（基本規定）も大幅に改正することになり、理事会、評議員会等で何度も

議論を重ね、昨年12月に本学の寄附行為改正案が文科省の認可を得ました。本年5月以降は、大きな改正を経た寄附行為の下で、学校法人中央大学の運営が行われることとなります。私は、戦後肥大化してきた本学の組織のスリム化が、熟議に基づく運営を可能にすると考えています。法曹会の皆様のご協力を引き続きよろしくお願い申し上げます。

最後に、法曹会の皆様が「法曹養成」の観点から法学部や法科大学院の成果や将来に強い関心をお持ちくださることは当然であり、大変ありがたいことですが、法学部は中央大学の「旗艦」としての役割を背負って都心へと戻ったのであり、そのためには、政治や経済の分野でも有為の人材を輩出して、わが国のリーダーを養成する機能を果たさなければなりません。各界の大物リーダーと言えるような中大卒業生がだんだんと少なくなってきたと感じるのは、私だけではないと思います。やはり、法学部の「総合力」を向上させなければ、十分にその役割を果たすことができません。そして、同様のことは、中央大学全体が目指すべき目標と言えないのではないかと思います。すなわち、中央大学が上位私大の間でその名声を維持し発展していくためには、真の意味での「総合大学」としての体力を蓄えていく必要があると私は考えています。いうまでもなく、それは一朝一夕にできることではありませんが、着々と手打つ必要があります。今後の新たな学部創設もしかり、グローバル化の展開もしかり、大学スポーツや附属校の充実もしかりであり、それらは、少子化が大きく進行する日本社会の状況の中にあっても、引きつづき必要なことであります。今はそのような展開のための種を播いている段階でありますので、学生会本部および支部、特に法曹会と南甲倶楽部には、母校にますますのご支援・ご協力をお願いしなければなりません。どうぞよろしくお願い申し上げます。

# 中央大学の将来展望の一視座



中央大学学長 河合 久

『中大法曹』No.31（2023年3月）の拙稿において、「小林研究科長の真摯な客観的分析を共有し、学長として私は、法務研究科の今後の取組方針を尊重しつつ、本学の法曹養成教育の充実に向けて全学的な立場から努力する所存です。」と書きました。それは、法曹養成教育を旨とする専門職大学院が司法試験合格者数または合格率の観点から評価されるとしても、法務研究科と法学部・法学研究科のキャンパス移転を機に、毎年の結果に一喜一憂することなく、将来に亘って全ての教員が「法科の中央」に寄せられる社会からの負託に応え、学生もそこに身を置くことを誇れるように、教育の改善を重ねて永くその効果を上げて欲しいという、私の期待感を著したつもりです。実際に2017年以降、本学の法務研究科では、「合格率」向上に重きを置いた教育の継続的改善の効果が着実に現れてきている点に、学位を授与する高等教育機関としての存在意義を見出すことができます。中央大学法曹会の皆様には、法務研究科の方針をご理解くださり、暖かいご支援とご協力を頂戴しておりますことに深く感謝申し上げます。

ところで私が「法科の中央」というフレーズを初めて聞いたのは母からでした。50年以上前の中学3年生、母の用事に付き合っただけで通りかかった中央大学附属高等学校（チューフ）の正門前でこのことでしたが、私がチューフを受験先に決めたのはそれがきっかけです。都立高校から国立大学への道を勧めていた担任教諭にチューフを選んだことを伝えると「もったいない」と言われ、私は反発気味に「中大法学部に行きたいから」と応じたこと、その時の教諭の納得顔を今もよく憶えています。結局は法学部に進めなかったものの、「法科の中央」は私の身体に刷り込まれている大切なソウル（soul）であり、仕事に向き合う動機の根源であると自認しています。ただそうとは言っても、このフレーズを知らない世代が多くなった昨今、これに拘るべきか否か、本学の将来を展望する際に避けられない私の個人的な悩みとなっています。

大学は経済社会の分岐的存在、換言すれば社会システムの構成要素の1つです。産業構造や国際情勢の変化を見通して近未来に活躍できる有為な人材を養成する枠組のもとで、教育・研究・社会貢献活動を展開する使命を与えられ

ています。その枠組の典型が学部・研究科、教育課程等の教育組織に他なりません。教育組織は人材養成と直結することから、環境変化に応じて構造や内容を変更する必要があります。2026年度に予定している理工学部の学部再編（現行1学部を分割のうえ3学部新設）、2027年度に予定しているスポーツ情報学部（仮称）と情報農学部（仮称）の新設、経済学部の学科再編（現行4学科を2学科に再編）は、外界たる社会との関係において養成する人材像をより明確にする意図や、学際性を重視してこれまでになかった学問分野を創出する意図の下に構想されています。

他面において、長い歴史を有する大規模総合大学は、各教育組織を自主的全体の存在と捉える傾向があります。本学でも各教育組織の独自の発展を一義的に尊重すべきです。ただし今後は、大学が一体感をもって社会性を充足する観点からすれば、大学を1つのシステムと捉えて、その構成要素（内部のサブシステム）である各教育組織・研究機関における教育研究機能を包摂できるような新しい枠組の構築が不可欠と考えています。例えば、学部・研究科で個別に展開しているグローバル教育を大学全体の枠組の中で推進していく体制や、研究者（教員）個人ならびに各研究所・機構の活動を「中央大学の活動」として発信していく体制など、学内設置組織・機関に共通する要素を包摂するような、あるいはそれらに横串を通すようなプラットフォームを構築することです。目下、いくつかのジャンルに関するその検討に着手しています。その先に、本学ならではの特徴的で斬新な研究領域の発掘や学位プログラムの創出があると信じて疑いません。これからの本学には、複数の教育組織や優れた教職員個々人の力を結集して数の総和以上の価値を生み出す組織力や文化を醸成すること、そのために各プラットフォームにおいてネットワーク型組織が仮想的に成り立つ基盤を意図的に作る必要があると考えています。「法科の中央」を超えられるか、教学部門のチャレンジは今後も続きます。

# 司法試験・率の向上から 数の増加へ



中央大学大学院法務研究科長 小林 明彦

## 1 2024年度司法試験の結果

学員時報等でも既報のとおり、本学法科大学院の2024年度司法試験結果は、合格者数83名（法科大学院中5位）、合格率約46%（同5位）という結果でした。また、本学法科大学院だけでなく、中央大学の学部を卒業し他大学法科大学院や予備試験合格を受験資格として合格した者を併せると、11月30日までの判明分で188名、その後の追加判明分を含めると190名を超え、200名近くになる見込みです（これについては正式な公表数値が存在しません）。全国の合格者数は1592名ですから、その12%（合格者の8.3人に一人）が中央大学の門を叩いた者で占められていることとなります。

本学法科大学院では、これまでご説明してきたとおり、「数」から「率」への転換施策を進めることにより、それがやがて「数」の増加に通じるものと考えてきました。今年のデータからも、その成果が順調に表れていることが分かります。

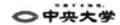
まず、図表1をご覧ください。各校が前年比で合格率を下げているところ、本学は前年の39%から今回は約46%へと上昇し、40%台後半の2位グループに付けました。東大や一橋にあと僅かのところまで迫り、早稲田や阪大を上回っています。

これらは受験者全体の数値ですが、進学先法科大学院を選択する学部生やその親にとって重要なのは、初受験合格率、あるいは2回目までの受験での合格率です。本学法科大学院の初受験合格率は、今回、64.2%という高い数値となりました。予備試験資格での合格者を含めると、法科大学院3年次在学生の3分の2が在学中合格を果たしたことになります。この初受験合格率は、2017年の27.3%を底として、その後順調に回復基調にありましたが、今回は大きなV字回復となっています。

なお、全国の大学との法曹養成連携協定に基づく3+2という新制度の対象者に絞れば、前年の70%から83%に上昇しています。

さらに、1回失敗しても翌年にリベンジできるかどうかにも大きなチェックポイントです。文科省の補助金に関する基準でも、2回目までの合格率が重要な指標とされています。それを示した図表2をご覧ください。慶大には及ばないものの、東大、京大や一橋を抑えて2位にあることを示しています。

図表1 2024年度司法試験の状況



合格者83名（人数で5位、率でも5位（受験者100名以上の法科大学院））

	合格者	受験者	合格率	(昨年) 合格者	合格率（人数で6位、率では8位）
慶大	146	(246)	(59.35%①)	186	(60.00%)
早稲田	139	(330)	(42.12%⑥)	174	(44.73%)
東大	121	(255)	(47.45%④)	186	(59.04%)
京大	107	(217)	(49.31%②)	188	(68.36%)
中央	83	(181)	(45.86%⑤)	90	(39.30%)
阪大	72	(177)	(40.68%⑦)	78	(42.85%)
一橋	60	(123)	(48.78%③)	121	(67.22%)
神戸大	51	(136)	(37.50%⑧)	71	(48.63%)

なお、中大の学部卒を含めた全体数は約2,000名近くとの情報（11月30日時点より増加）<sup>1</sup>

図表2 在学中受験&修了1年目受験  
合格率順位

【受験者数100名以上の法科大学院】  
※括弧内の値は、合格者数/受験者数



※青ラインは国公立、橙ラインは私立  
赤ラインは中央大

## 2 中央大学法科大学院が目指す正のスパイラル

今は「率」を高めて受験生やその親からの信頼を獲得し、それが志願者の増加、他大学法科大学院への流出抑制、定員充足率の向上と繋がって、やがて「数」での競争にも伍していけるものと確信しています。この考え方を表したのが図表3です。

図表3 中央大学法科大学院が目指す正のスパイラル



そして、この正のスパイラルが徐々に実現されようとしていることは、図表4からも分かります。重要な指標となる法学既修者の歩留状況を見ると、2023年度は436名が入試で合格したのに入学者は98名に過ぎず、残る338名が他大学等に流出していました。我々は、この338名の流

出のうち、せめて80名を本学に留めたいと考えてきました。そこでもう一度図表4をご覧くださいと、2023年度（初受験合格率59%）と2024年度（初受験合格率64%）の司法試験結果が好感されたものと思われる結果として、2025年度4月入学生では、入試合格者を20名減少させたにもかかわらず、入学者は37名増加して135名となり、他大学等への流出は281名に減少して歩留率が大幅に向上しています。

歩留がさらに改善され、現在より80名の流出を阻止できたらどうなるか、それをシミュレーションしたのが図表5です。2024年度司法試験の受験者181名に80名を加算して261名となり、この80名は在学中受験ですから昨年の初受験合格率64%で試算すると、合格者は134名となります。また、流出阻止の80名は入学試験での上位成績者と考えられますので、司法試験合格率は現在よりさらに上がる可能性がありますから、人数でも率でも、法科大学院中でトップを争える状況になることが期待できます。

我々は、諸施策を講じるによりこうした各種数値の向上を企図していますが、最終的な目的は、四半世紀先の日本や国際社会を支える骨太の法曹を養成することにあることを忘れてはなりません。試験制度を始め多くの環境変化にも対応しつつ、教育機関としての役割を十二分に果たせるよう、より一層の尽力をしていく所存です。中大法曹会の皆さまの変わらぬご支援、ご協力を宜しくお願い申し上げます。

図表4 2025年度入学者入試の状況  
司法試験合格率の向上に相関して歩留率が上昇



	志願者数	合格者数	合格倍率	入学者数	歩留率
全体	1,309	474	2.76	157	33.5%
法学未修者	242	58	4.17	22	37.9%
法学既修者 括弧内は2023年度	1,067 (886)	416 (436)	2.56 (2.03)	135 (98)	32.5% (22.5%)

2023年度との対比で他大への流出が338名から281名に減少、入学者37名増加、80名まであと43名。2023年度司法試験の初受験合格率59%、2024年度司法試験の初受験合格率64%が好感されたものと思われる。

図表5 歩留80名改善の場合の司法試験予測



この80名について2024年の初受験合格率64%で試算すると合格者数は134名に

	(2024年)	合格者	受験者	合格率	(前年)	合格者	合格率 (人数で6位、率では8位)
80名 が入 学生 に 加 わ る と	慶大	146	(246)	(59.35%①)	186	(60.00%)	
	早稲田	139	(330)	(42.12%⑥)	174	(44.73%)	
	中央	134	(261)	(51.34%→②)			
	東大	121	(255)	(47.45%④⑤)	186	(59.04%)	
	京大	107	(217)	(49.31%②③)	188	(68.36%)	
	中央	83	(181)	(45.86%⑤)	90	(39.30%)	
	阪大	72	(177)	(40.68%⑦)	78	(42.85%)	
	一橋	60	(123)	(48.78%③④)	121	(67.22%)	
神戸大	51	(136)	(37.50%⑧)	71	(48.63%)		

# 中大法曹会への期待



中央大学法学部長 遠藤 研一郎

2023年4月に、本学法学部が茗荷谷にキャンパス移転をしました。関係する様々な方々のおかげで、移転という一大行事は、大きな事故や混乱なく終え、移転後2年が経過した今も、学部運営は堅調に推移しています。絶対的にスペースが不足しているという根本的な難問は抱えたままですが、中央大学法学部の歴史の新章がスタートしたことに、一定の安堵を覚えます。

本学法学部といえば、卒業生による法曹界での活躍が大きな特徴であることは、対内的にも対外的にも説明を要せず、その歴史と伝統を語りだしたらきりがありませんが、その遺伝子は、移転後も引き継がれます。法律学科の法曹コースを選ぶ学生は、毎年、300名程度を維持しています。全国的に見て司法試験受験者数が激減しても、本学法学部生の法曹志望者数が大きく減少しないのは、本学法学部では法曹に対する志を持って入学してきている学生が少なくないことのと表れだと感じます。また、可視化された茗荷谷キャンパスでは、4階の図書館はもちろん、5階までの各フロアに設置されたオープンスペース、そして地下2階にある学研連等研究室や茗荷谷研究室で、8時の開館から23時の閉館まで、熱心に勉強に励む学生の姿が目を見せます。駿河台、多摩、茗荷谷と場所は変わっても、志は同じだという熱量が伝わってきます。さらに、2024年度の司法試験合格者を見ても、大学として把握しているだけの数字で、〔中大法学部→CLS進学者〕で39名、さらに、〔中大法学部→他大法科大学院進学者〕で95名の合格者となりました。卒業生の先輩方から見ると、まだまだ迫力に欠ける数字と捉えられるかもしれませんが、復権を狙うために希望の持てる数字でもあります。

「受験技術」としての法学は、戦前より存在しており、戦後も、司法試験を中心にそのまま引き継がれています（小石川裕介「受験雑誌にみる高等試験」出口雄一ほか編『法学者たちと出版』（弘文堂、2025年）217頁以下）。そしてそれは、大学のキャンパスがどこにあっても、それほど大きな差をもたらしません。学問とは一線を画しつつ、司法試験自体にも理解がある教員や先輩がその大学に相当程度いる限り、場所を選ばず、ある程度の環境は整うからです。しかし、中央大学法学部が担っている「法曹教育」として

の法学にとって、茗荷谷への移転は、大きなインパクトがあります。それは、中央大学法学部の強みの1つに、実務家教員による質の高い教育の提供があるからです。卒業生の先輩方のご協力を得られやすい環境になったという変化は、何にも代えがたいと感じます。「法曹論」をはじめとし、「法曹演習」「法曹特講」「法務インターンシップ」などの実務家科目、そして課外講座である法職講座の企画・運営は、常に、法曹としてご活躍されている卒業生のご協力を頂いて運営しています。法曹会の力をお借りして実施している「法曹Days」は、法学部生にとって法曹実務を知る良い機会となり、また、強い動機付けとなっています。

そもそも、法学には、強い「実学」性が伴います。「パンのための学問」というシラーの著名な批判とともに、「そもそも法学は、学問か？」という根源的な問いすら生じ得るのが、法学という学問の宿命ですが、別の見方をすれば、大学での法学教育にあっても、実務を無視した理論は成り立たない可能性を指摘することができます。そして、以前から、理論と実務の相互交流はなされてきたわけですが、「研究機関としての役割を担う大学が理論を提供し、実務家が蓄積している経験を提供する」という、いわば「役割分担」的な相互交流は、今や昔の発想となっており、むしろ、より深いレベルでの相互交流が主流となっているように思います。大学教員は、一昔前のような、純粋な概念法学や、比較法万能的な発想のみでは通用せず、より実務に根差した理論が求められる傾向にあるように思われますし、反対に、理論を重視して研究を行いつつ実務に携わる実務家が格段に増えているようにも感じます。

中大法曹会の先生方には、今後も、実務家の面から質の高い教育のご支援をお願いしたいと感じます。そしてもう1つ。学生に対して、法曹としての、そして中央大学法学部出身の法曹としての「矜持」の承継を強く期待します。司法試験合格のその先に見える景色は、実務家にしか伝えられません。

# 中央大学法曹会 令和5年度・6年度事業報告



中央大学法曹会事務局長 畑 克海

令和5年5月8日に新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことに伴い、中央大学法曹会の事業もコロナ禍前と同様、あるいはそれ以上に活発に行われることとなった。

中央大学法曹会では、鈴木雅芳前会長が令和4年5月27日付「提案書」にて、中央大学及び中央大学法科大学院宛に、「法科の中央」のブランド力を高め、法曹実務家を目指す学生に中央大学や中央大学法科大学院への入学を訴求することを目指して、当会が附属高校生、法学部生、法科大学院生等に対する支援協力が可能であるとの提案を行った。令和5年度・6年度の活動はこの法曹養成のための支援活動を積極的に行ったほか、学員会職域支部の他士業との間で活発な交流を行った。

法曹会の附属高校生に対する支援活動として、令和5年10月25日及び6年10月21日に中央大学附属高校の高校1年生全員を対象として、同高校の卒業生を中心とする弁護士会員を派遣して特別授業を行った。企業法務やM&Aのほか、成年後見や刑事弁護など講義を担当する弁護士が取り扱うテーマで授業を行った。中央大学杉並高校においては、卒業生の法曹会会員により後援会文化講演会にて同校の父母を対象に法律家の魅力を熱く語ってもらったほか、中央大学高校においても法曹会会員を講師として中央大学法学部進学生を対象とした講演会を開催した。

法学部生に対しては、例年行っている東京地裁での法廷傍聴会の講師派遣協力のほかに、令和5年10月14日に中央大学茗荷谷キャンパスにて、「君たちが築く未来の法曹界」と題して講演会を開催し、元日弁連会長の山岸憲司先生を講師として「近未来社会における法曹の役割」をテーマに基調講演を行い、第二部は個別セッションとして5つのテーマに分けて各教室にて法学部生とゼミ形式で質疑応答、意見交換を行った。令和6年10月26日にも個別セッションに限定して講演会を開催し、第1部は弁護士の専門分野ごと、第2部は事務所の規模や地域、各法曹の分野別といったテーマに分けて合計15のブースで法学部生を対象として講演を実施した。

法科大学院生に対しては、法曹会では令和5年に「中央大学法曹会特別奨励生」の制度を創設し、中央大学法学部から中央大学法科大学院に5年一貫型選抜を経て入学した成績優秀な生徒を対象として、在学中200万円の給付を行い、法曹会による就職支援等の特別サポートを行うこととした。令和6年4月には最初の奨励生として3名の大学院生が選抜されている。中央大学と同法科大学院の卒業生を合算すると190名近い司法試験合格者を輩出しているが、優秀な法学部生が他大学の法科大学院に入学してしまうケースが見られる。これらの他大学に進学し、司法試験に合格した中大生は、報道上は、他大学の法科大学院の学生としてカウントされてしまう。この特別奨励生の制度にて優秀な中央大学法学部生が中央大学法科大学院に入学してくれることに期待する。また、近年は司法試験の合格発表前から法律事務所への就職活動が始まっている傾向にあることを受け、法曹会では令和5年度・6年度とも法科大学院生のための自己アピールセミナー・模擬面接など法科大学院生のための就職支援活動も行っている。

令和5年のコロナ解禁により、法曹会は、中小企業診断士白門会、社会保険労務士白門会、公認会計士白門会、技術士会等学員会職域支部に属する他士業との交流を一層深めることとなった。これらの交流会ではそれぞれの会から講師を派遣して各士業の専門家の講演を聴くことで互いに研鑽に努めたほか、研修後の懇親会では大いに懇親を深めることができた。各会とも母校中央大学の興隆に協力したい気持ちは同じであり、今後もより一層の交流を深めていくことを希望する。

以下、令和5年度・6年度の事業活動を報告する。

- 令和5年6月21日 第1回執行部会  
於：弁護士会館5階509号室
- 令和5年7月18日 若手会員活動委員会  
自己アピールセミナー  
於：中央大学駿河台キャンパス501教室
- 令和5年7月21日 第2回執行部会  
於：田中田村町ビル6A
- 令和5年7月24日 中央大学法曹会大阪支部総会  
於：大阪弁護士会館10階1001,1002号室
- 令和5年8月10日 令和5年度第1回常任幹事会・  
拡大幹事会  
於：アルカディア市ヶ谷 5階 穂高  
・講演会  
演題 「岸田政権の行方～日本政治の舞台裏～」  
講師 田崎史郎 様(政治ジャーナリスト)  
参加者：会員48名、来賓18名、法科大学院生2名
- 令和5年8月22日 第1回法職教育検討委員会  
於：Web会議
- 令和5年8月22日 第1回募金実行委員会  
於：中央大学駿河台キャンパス18階会議室
- 令和5年8月24日 第3回執行部会  
於：中央大学駿河台キャンパス18階会議室
- 令和5年8月28日 法職教育検討委員会(講演会実  
施のためのPT)  
於：弁護士会館5階505号室
- 令和5年9月11日 若手会員活動委員会 模擬事務  
所面談  
於：Web会議
- 令和5年9月14日 第1回若手活動委員会  
於：Web会議
- 令和5年9月20日 第1回大学問題委員会  
於：弁護士会館5階505号室
- 令和5年9月21日 第1回会則検討委員会  
於：Web会議
- 令和5年9月22日 第4回執行部会  
於：弁護士会館5階509号室
- 令和5年9月29日 第1回広報委員会  
於：Web会議
- 令和5年10月10日 第2回募金実行委員会  
於：中央大学駿河台キャンパス18階会議室
- 令和5年10月11日 第1回交流委員会  
於：Web会議
- 令和5年10月14日 法職教育検討委員会 講演会  
『君たちが築く未来の法曹界』  
於：中央大学茗荷谷キャンパス  
大学生申込者数：84名 法曹会講師：14名
- 令和5年10月17日 第1回機構改革実行特別委員会  
於：Web会議
- 令和5年10月17日 第2回若手会員活動委員会  
於：Web会議
- 令和5年10月19日 第5回執行部会  
於：田中田村町ビル8B
- 令和5年10月25日 大学問題委員会 中央大学附  
属高校特別講義  
於：中央大学附属高校
- 令和5年10月29日 ホームカミングデー 無料法律  
相談会  
於：中央大学多摩キャンパス  
FOREST GATEWAY CHUO3階
- 令和5年11月1日 第2回広報委員会  
於：Web会議
- 令和5年11月2日 法職教育検討委員会 中央大学  
法学部生 法廷傍聴会  
於：弁護士会館、東京地方裁判所  
大学生参加者：30名、法曹会講師：6名
- 令和5年11月16日 第6回執行部会  
於：弁護士会館5階509号室
- 令和5年11月22日 第2回交流委員会  
於：弁護士会館5階505号室
- 令和5年11月24日 令和5年度第2回常任幹事会・  
拡大幹事会  
於：アルカディア市ヶ谷 7階 琴平  
・講演会  
演題 「宇宙ビジネスと宇宙法政策の最前線  
-今、法律家に求められるもの」  
講師 高取由弥子弁護士(涼和綜合法律事務所)  
参加者：会員31名 来賓6名
- 令和5年11月28日 第2回機構改革実行特別委員  
会  
於：Web会議
- 令和5年11月29日 第2回大学問題委員会  
於：弁護士会館5階509号室
- 令和5年11月30日 中央大学司法試験合格者祝賀  
会  
於：ホテルメトロポリタンエドモンド 悠久の間  
参加者：法曹会会員31名
- 令和5年12月2日 中央大学杉並高校後援会 文化  
講演会  
於：中央大学杉並高校
- 令和5年12月6日 第3回広報委員会  
於：Web会議
- 令和5年12月9日 中小企業診断士白門会との交流会  
於：中央大学駿河台キャンパス6階602教室  
・講演会

- 演題 「債務超過にある中小企業の事業承継の可能性」  
 講師 弁護士池内稚利先生  
 演題 「中小企業のM&Aのサポート」  
 講師 中小企業診断士雙木達也先生  
 参加者：法曹会10名、中小企業診断士会13名
- 令和5年12月11日 第3回若手会員活動委員会  
 於：Web会議
- 令和5年12月18日 第7回執行部会  
 於：田中田村町ビル8A
- 令和6年1月9日 大学問題委員会 意見交換会  
 於：Web会議
- 令和6年1月17日 第3回交流委員会  
 於：Web会議
- 令和6年1月18日 第8回執行部会  
 於：弁護士会館5階503号室
- 令和6年1月19日 第3回機構改革実行特別委員会  
 於：Web会議
- 令和6年1月19日 第3回募金実行委員会  
 於：中央大学駿河台キャンパス18階会議室
- 令和6年1月22日 第4回広報委員会  
 於：Web会議
- 令和6年1月23日 公認会計士白門会合同研修会  
 於：中央大学駿河台キャンパス18階会議室  
 ・講演会  
 演題 「第三者委員会における活動」  
 講師 弁護士青沼隆之先生  
 参加者：法曹会21名、公認会計士17名
- 令和6年1月25日 第3回募金実行委員会  
 於：如水会館1階コンファレンスルーム
- 令和6年1月25日 令和5年度第3回常任幹事会・拡大幹事会  
 於：如水会館 1階コンファレンスルーム  
 ・講演会  
 演題 「AIは法システムの破壊者か、あるいは、法システムはチューリング・テストをこえられるか」  
 講師 佐藤信行教授(中央大学副学長)  
 参加者：会員37名 来賓8名 法学部生1名
- 令和6年1月29日 第4回若手会員活動委員会  
 於：Web会議
- 令和6年1月30日 第3回大学問題委員会  
 於：中央大学駿河台キャンパス18階会議室
- 令和6年2月7日 中大高校生中大法学部進学者向け講演会  
 於：中大高校
- 令和6年2月13日 社労士白門会との交流会  
 於：中央大学駿河台キャンパス18階会議室  
 ・講演会  
 演題 「役員の労働者性、不当解雇の事例～労務の現場から～」  
 講師 社会保険労務士小島理恵先生  
 演題 「新時代の働き方のカギ～生活時間と生活コアタイム～」  
 講師 弁護士坪 由美子先生  
 参加者：法曹会20名、社労士白門会23名
- 令和6年2月14日 第4回大学問題委員会  
 於：Web会議
- 令和6年2月15日 第9回執行部会  
 於：田中田村町ビル8B
- 令和6年2月19日 第5回広報委員会  
 於：Web会議
- 令和6年3月6日 第5回大学問題委員会  
 於：Web会議
- 令和6年3月14日 第10回執行部会  
 於：弁護士会館5階509号室
- 令和6年3月15日 第4回機構改革実行特別委員会  
 於：Web会議
- 令和6年3月27日 中央大学法曹養成プラットフォーム会議  
 中央大学法科大学院、中央大学法学部、中央大学法曹会  
 於：中央大学駿河台キャンパス
- 令和6年3月27日 第4回募金実行委員会  
 於：中央大学駿河台キャンパス18階会議室
- 令和6年3月30日 中央大学法曹九州・山口大会第14回・福岡大会  
 於：グランドハイアットホテル福岡2階
- 令和6年4月1日 第6回広報委員会  
 於：Web会議
- 令和6年4月4日 第6回若手会員活動委員会  
 於：Web会議
- 令和6年4月18日 第11回執行部会  
 於：田中田村町ビル6A
- 令和6年5月1日 第5回機構改革実行特別委員会  
 於：Web会議
- 令和6年5月9日 第12回執行部会  
 於：弁護士会館5階
- 令和6年5月13日 若手会員活動委員会  
 中央大学国際情報学部 中島美香准教授  
 ・講演会  
 演題「インターネットにおけるデジタル・タトゥー、誹謗中傷の削除請求と忘れられる権利～GoogleとX(旧Twitter)における削除

基準の相違、プロバイダ責任制限法の改正を視野に入れて～」

参加者：会員36名、司法修習生1名、国際情報学部生8名

- 令和6年5月14日 第6回大学問題委員会  
於：Web会議
- 令和6年5月22日 第6回機構改革実行特別委員会  
於：Web会議
- 令和6年5月24日 令和6年度定時総会（令和5年度第4回常任幹事会・拡大幹事会）  
於：アルカディア市ヶ谷6階 錦華・講演会  
演題 「日弁連・弁護士の将来像～日弁連会長の経験から振り返る」  
講師 弁護士小林元治先生（前日本弁護士連合会会長）
- 令和6年5月27日 機構改革実行特別委員会  
於：Web会議
- 令和6年6月5日 広報委員会  
於：Web会議
- 令和6年6月14日 法職教育検討委員会  
於：Web会議
- 令和6年6月20日 第1回執行部会  
於：弁護士会館5階509号室
- 令和6年7月3日 大学問題委員会  
於：Web会議
- 令和6年7月5日 茗荷谷キャンパス見学会（大阪支部）  
於：中央大学茗荷谷キャンパス、駿河台キャンパス19階レストラン
- 令和6年7月8日 広報委員会  
於：Web会議
- 令和6年7月16日 若手会員活動委員会 自己アピールセミナー  
於：中央大学駿河台キャンパス601教室
- 令和6年7月17日 中央大学法曹会大阪支部総会  
於：大阪弁護士会館2階203,204号室
- 令和6年7月22日 第2回執行部会  
於：弁護士会館503会議室
- 令和6年7月24日 募金実行委員会  
於：中央大学駿河台キャンパス18階会議室
- 令和6年7月29日 機構改革実行特別委員会  
於：Web会議
- 令和6年8月5日 広報委員会  
於：Web会議
- 令和6年8月8日 令和6年度第1回常任幹事会・拡大幹事会  
於：法曹会館 2階高砂・講演会

演題 『新聞業界半世紀-舞台裏から見たマスメディア』

講師 熊坂隆光様（元・産経新聞社社長、中央大学理事）

- 令和6年8月9日 若手会員活動委員会 模擬事務所面談  
於：Web
- 令和6年8月19日 若手会員活動委員会 進路決断セミナー  
於：Web
- 令和6年8月19日 法職教育検討委員会  
於：Web会議
- 令和6年8月22日 第3回執行部会  
於：中央大学駿河台キャンパス18階会議室
- 令和6年8月27日 大学問題委員会  
於：Web会議
- 令和6年9月4日 広報委員会  
於：Web会議
- 令和6年9月19日 第4回執行部会  
於：弁護士会館502号室
- 令和5年9月24日 法職教育検討委員会  
於：Web会議
- 令和6年10月3日 広報委員会  
於：Web会議
- 令和6年10月7日 会則検討委員会  
於：Web会議
- 令和6年10月8日 募金実行委員会  
於：中央大学駿河台キャンパス18階会議室
- 令和6年10月9日 機構改革実行特別委員会  
於：Web会議
- 令和6年10月17日 第5回執行部会  
於：弁護士会館505会議室
- 令和6年10月21日 進路指導対策委員会 中央大学附属高校特別講義  
於：中央大学附属高校
- 令和6年10月26日 法職教育検討委員会 講演会・個別セッション  
於：中央大学茗荷谷キャンパス  
大学生申込者数：述べ103名 法曹会講師：25名
- 令和6年10月27日 ホームカミングデー 無料法律相談会  
於：中央大学多摩キャンパス ペDESTリアンデッキ下  
相談担当者：石田会長、柳澤副会長、櫻井副会長、畑事務局長
- 令和6年10月29日 大学問題委員会  
於：Web会議
- 令和6年11月5日 法職教育検討委員会 中央大学法学部生 法廷傍聴会

- 於：弁護士会館、東京地方裁判所  
大学生参加者：30名、法曹会講師：6名
- 令和6年11月12日 広報委員会  
於：Web会議
- 令和6年11月15日 第6回執行部会  
於：中央大学駿河台キャンパス18階会議室
- 令和6年11月19日 令和6年度第2回常任幹事会・  
拡大幹事会  
於：茗溪会館 4階、2階 茗溪の間  
・講演会  
演題 「公証人業務について」  
講師 公証人 藤井 俊郎 様(川崎公証役場)
- 令和6年11月25日 中大法曹 座談会  
於：中央大学駿河台キャンパス18階会議室  
大学側：大村理事長、大貫常任理事、小林法務研  
究科長、遠藤法学部長、  
法曹会：石田会長、山川広報委員長、矢部前広報  
委員長、畑事務局長、佐藤事務局次長
- 令和6年11月30日 中央大学・中大法曹共催 司  
法試験合格祝賀会  
於：東京ガーデンパレス 法曹会出席者24名
- 令和6年12月9日 広報委員会  
於：Web会議
- 令和6年12月10日 第7回執行部会  
於：弁護士会館503会議室
- 令和6年12月17日 交流委員会  
於：Web会議
- 令和6年12月17日 大学問題委員会  
於：Web会議
- 令和6年12月20日 若手会員活動委員会 就職セ  
ミナー  
於：Web
- 令和7年1月15日 交流委員会・公認会計士白門会  
交流会打合せ  
於：Web会議
- 令和7年1月16日 第8回執行部会  
於：TKP銀座ビジネスセンター
- 令和7年1月17日 中大法曹 バレーボール部OB福  
澤氏インタビュー  
於：パナソニックスポーツ
- 令和7年1月20日 機構改革実行特別委員会  
於：Web会議
- 令和7年1月24日 公認会計士白門会賀詞交歓会  
於：中央大学駿河台キャンパス18階会議室
- 令和7年1月27日 令和6年度第3回常任幹事会・  
拡大幹事会  
於：ホテルグランドヒル市ヶ谷東館3階 翡翠の間、  
真珠の間
- ・講演会  
演題 「中大スポーツの変遷」  
講師 中央大学理事・中央大学学員体育会会長  
栗原孝至様
- 令和7年1月30日 募金実行委員会  
於：中央大学駿河台キャンパス18階会議室
- 令和7年2月4日 大学問題委員会  
於：Web会議
- 令和7年2月13日 第9回執行部会  
於：弁護士会館1003会議室
- 令和7年2月14日 人事委員会  
於：Web会議
- 令和7年2月25日 若手会員活動委員会  
於：Web会議
- 令和7年2月25日 広報委員会  
於：Web会議
- (令和7年3月以降の予定)
- 令和7年3月3日 人事委員会  
於：Web会議
- 令和7年3月7日 社会保険労務士白門会との交流会  
於：中央大学駿河台キャンパス18階会議室
- 令和7年3月11日 第10回執行部会  
於：中央大学駿河台キャンパス18階会議室
- 令和7年3月14日 機構改革実行特別委員会、広報  
委員会  
於：Web会議
- 令和7年4月17日 第11回執行部会
- 令和7年4月25日 機構改革実行特別委員会  
於：Web会議
- 令和7年5月8日 第12回執行部会
- 令和7年5月13日 78期司法修習生歓迎会  
於：中央大学駿河台キャンパス19階レストラン
- 令和7年5月22日 令和6年度第4回常任幹事会・  
拡大幹事会  
於：アルカディア市ヶ谷6階 阿蘇(西)、阿蘇(東)

## 特 集 座 談 会

日 時：11/25/2024 18：00-19：20 @駿河台キャンパス13F  
 出席者：大 学 側 大村雅彦理事長、大貫裕之常任理事、小林明彦法務研究科長、遠藤研一郎法学部長  
 法曹会側 石田茂会長、畑克海事務局長、矢部耕三弁護士、佐藤公紀事務局次長、  
 山川典孝広報委員会委員長



## はじめに

## 石田：

中大法曹会の会長をやっております、石田茂でございます。今日は、座談会を開きまして、中大法曹に載せる予定でございます。皆さん、年末のお忙しい時に、お時間をいただきまして、どうもありがとうございます。今日は、矢部先生にインタビューをやっていただきまして、他の方も、適宜、質問があったり、意見があったりすれば、ご発言ください。年末のお忙しい時期ですが、1時間ほどお付き合いください。

## 矢部：

本日は話題をいくつか考えましたが、それぞれのお立場からということで伺いたく思います。

## 新キャンパスの様子

## 矢部：

では、まず第1の話題ということで、茗荷谷へのキャンパス移転、また駿河大キャンパスの運営進行、こういった

ものが今走り出している状況について、その現状をお伺いしたいと思います。まずは、茗荷谷キャンパスについて、遠藤法学部長にお伺いします。

## (1) 茗荷谷キャンパス

## 遠藤：

法学部長の遠藤でございます。本日、まずお声掛けをいただきまして、大変光栄でございます。冒頭に、御礼申し上げます。今日どのようなスタンスで臨めばいいのか、私自身、少し迷いましたが、等身大でお話するのがいいだろうと考えるに至りました。そういう意味では、少し後ろ向きなお話も混じるであろうというふうに思いますけれども、ご海容頂ければと思います。本日は、よろしくお願いたします。

さて、校舎につきましては、ご存知のとおり茗荷谷駅のすぐ近くに8階建ての建物がございまして、先生方のご寄付もあり、おかげもあり、立派なキャンパスに移転させていただくことができました。そのことについて御礼を申し上げます。また、このキャンパスには、文京区の施設がい

ろいろ入っております。それによって文京区の中に溶け込んだキャンパスとなっており、テレビなどでも取り上げていただきまして、まずは順調なスタートを切れたのではないかと感じております。

ただ、マイナス面がないのかと言われると、全くそんなことはございませんでして、なかなか難しい面も多いというのが実情です。まずは、多摩キャンパス以上に、地域と溶け込むことの難しさというのがあります。また、率直に申し上げますと、学生数や教育のために必要な環境と、実際のキャンパスの広さや教室数を比較した場合、現状では大きく不足していると感じています。例えば、教室の稼働率のグラフを見ても、2~4限の授業は当然のこと、5限(17時から開始する授業)でさえ90%を超えているような曜日があります。ちなみに、90%という数字は、授業にフィットしない教室であっても、その科目を無理やり押し込まなければならない危険があることを意味します。また、法学部では、相当に「オンライン授業」に取り組んでいますが、それを駆使して、やっと全体の授業運営ができていているという面もあります。オンライン授業自体、その教育効果について賛否両論あり、また、長短ある中ですが、学部の授業運営がオンライン授業に頼らなければならない(そのようにしないとすべての科目を実施することができない)という状況は、好ましい状況とは言えません。さらに、教員についても、100名あまりの教員の中で約30人が後楽園キャンパス(=茗荷谷キャンパス外)に研究室を持つという状況ですし、そもそも、研究室の確保ができないことを理由に、法学部が持っている教員人事枠の全てを埋めることができずにあります。会議室も、特に秘密を要するような会議のための会議室が確保できないというような問題もあり、対応に苦慮しています。

学生目線からしても、キャンパスはともかく勉強するところで、遊ぶスペースは一切ない状態です。サークルは、茗荷谷キャンパスの外で活動しているようでして、場合によっては、他大のサークルに混ぜてもらおうというような状況のようです。良い面もありまして、キャンパスが狭い分、勉強しているという感じがすごく醸し出されておりますので、学生相互間で、私も勉強をやらなければならないというような雰囲気を出せています。学生からは、良くも悪くも、「勉強しなければここにいる意味ないね」というような感想をよく耳にします。

#### 矢部：

密集がよく出ている部分もありつつ、逆に言うと学生らしい生活というのがなくなっているのではないかということですね。次は新しいビルとしてできました駿河台キャンパス、こちらの状況については、小林法務研究科長にお伺いしたいと思います。

## (2) 駿河台キャンパス

### 小林：

なんとといっても、やはりきれいで気持ちのいいキャンパスを提供していただけたことを非常に喜んでます。また、地理的にも非常に便利でありまして、他大学ロースクールの教員たちとの意見交換など、今までは市ヶ谷まで呼ぶのはちょっと大変だし、三田に行くのもいやだし、早稲田は田舎だしということで、開催場所に困っていたのですが、今はもう駿河台で色々なことをやっています。そういうところが非常に便利になったのですが、ただ同時に、この都心の限られた敷地の中に精一杯の容積率を使って建てさせていただいていますので、教室はもうちょっと広いといいなのというのが正直なところですよ。

3人掛けの机がたくさんあるのですけれども、3人掛けのときの真ん中の席には座らないという人が多いと思うのです。ところが3人掛けの真ん中を使わなければいけない授業が結構あります。法律というのは色々なものを広げますので、六法を広げて、教科書を広げて、ノートを広げて、判例集を広げて、とやりますから、スペースを使うわけですよ。そうしますと、3人掛けでやっていますと、これはなかなか大変だという実情があります。

それから、茗荷谷に時々用事で行きますと、うらやましいと思うのが、やはり遊びスペースというのでしょうか、談笑するスペースが非常に多いという点です。駿河台キャンパスの場合は、そうした談笑スペースというものもどうしても少ない。茗荷谷の場合は敷地が変形ですのでそういうスペースができたのですが、そこは茗荷谷がうらやましいなと思っているところです。

とはいえ、色々課題はありつつも、学生たちはきれいなキャンパスで気持ちよく勉強に励んでいるという状況で、そこは教員から見てもうらやましいです。教員の研究室も前に比べるとかなり狭いということで、大変な思いをしている教員も多いとは思いますが、一応2年目に入って、もう少しで丸2年になりますが、何とか落ち着いてきたかなと思います。

### 矢部：

ありがとうございます。学生さんの談笑スペースが少ないというような話でしたけれども、そういう彼らも、集まって何か話すとか、あるいは勉強するときも少し集まって何かするということがあるところがあるよと思います。そんなときには、どういったところへ行って、場所を見つけているのでしょうか。

### 小林：

そこは、ゼミ室や空き教室を使っているようです。ゼミ室の数も十分ではありませんが、純粋なゼミ以外の友人たちで集まる場所として、いくつかのそうしたスペースは活用されているのではないかと。

**矢部：**

駿河台キャンパスはMBAと同居しています。一緒にいることのプラス面について、今のところの感じはいかがでしょう。

**小林：**

MBAの授業は基本的には土曜・日曜に教室を使い、平日はオンライン授業がほとんどです。ロースクールの場合には逆に平日が授業で、土曜日は補講、日曜日に行われないうようなことから、基本的な授業そのものについては、一応、すみ分けはできている。ただ、補講を土曜日に入れたくても、ビジネススクールの授業があるがゆえに、補講のできる教室に限られてしまうというところがあることはあります。それ以外に、やはり部屋の使い方をめぐって、ビジネススクールのために空けておかなければいけない部屋を、ロースクールの学生が勝手に使っていてトラブルになってしまうとか いうようなことがいくつかありまして、その辺ちょっと一生懸命指導をしているところです。

### (3) 学部授業の出席状況は？

**矢部：**

利便性はかなり出ているが、その分、学生さんが、学校に来てくれるというのではなく、勉強するだけになっていないか、少しやや心配なところです。学校としては一体感みたいなものを作る工夫が必要かもしれません。

**石田：**

私は、最後から2番目の 駿河台の卒業生なのですが、要するに今、法学部長もおっしゃっているとおり、みんな授業に出ているようなのですが、我々の時代は、ほとんど授業に出なくて、私は真法会に入って、真法会に出れば、学校の授業に出なくてよいと感じていたのですが、そういうのはもうないのですか、今の学生は。



**遠藤：**

はい、ありがとうございます。敢えて、「昔」と「今」を二分するのであれば、「昔」の学生像に比べて、「今」の学生は、格段に授業には出席しているように思います。ただし、先ほども申し上げたとおり、現在の法学部ではオンライン授業も相当数ある中で、では茗荷谷にどれくらい来ていますかというふうに問われると、通学日数は減っているのではないかと思います。つまり、大学での授業に真面目に取り組んでいる学生は多くなっているものの、キャンパスへの

通学率という意味では減っているというようにまとめられると思います

**石田：**

僕は茗荷谷駅を使っているのですが、通勤で。だから朝のある時間はどっと学生が、池袋方面から来て降りてくるのですが、結構みんなちゃんと通っているのだろうなと感じたりしています。

**山川：**

ちなみに今の話ですけれど、授業というのは、教室に来るのとオンライン併用と、選べるのが一般的なのですか。

**遠藤：**

はい、選べるようにできるだけ工夫をしています。特に、主要科目については、2〜3つの競合コマを置いており、例えば同一の民法科目が3講座あったら、そのうちの1講座はオンラインで開講してもらい、学生が、対面かオンラインか、自由に選べるようになっています。その際に悩ましいのは、いろいろな要素はありながらも、どうしても学生は、オンライン授業を好んで選ぶ傾向が少しあります。やはり教育の質保証という意味で、しっかりと授業実施状況や単位認定方法を検証しながら、適正に学部運営を行っていこうと思っています。

**石田：**

茗荷谷キャンパスは、全体的に狭いという感じですか。

**遠藤：**

繰り返しになりますが、率直に言えば、狭い(十分ではない)と言わざるを得ません。オンライン授業なども相当に取り入れてギリギリ保っている、しかも、先ほど申し上げたように、教室稼働率が90%を超える曜日・時限が多数を占めているというのが現状です。あそびの部分は、ほとんどありません。

### 司法試験の現状

**矢部：**

では、次の話題に移りたいと思います。2番目の話題としては、司法試験の現状です。今年の結果を得たところで、その総括をお伺いしたいと思います。

また、現在、中央大学法学部、法科大学院に在籍している学生さんたちの受験、或いは進路選択ということについてお伺いしたいと思います。

### (1) 法学部の様子

**遠藤：**

まず前提として、法学部単体では総括がしにくいという

のが現状です。というのは、「学部」の出身者ごとで司法試験何名合格したという公式の数字が出ないというのがありまして、我々の手作業で情報を収集するほかありません。そのような意味で、正確な数字ではありません。

ただし、その情報収集によれば、最低限の数字として、本法学部出身者でCLSに進学せずに他大の法科大学院に進学したうえで司法試験に合格した者が、今年度は95名程度との報告を受けています。これは、毎年、だいたい100名くらいということで、変わらないだろうと受け止めています。また、本法学部出身者でCLSに進学し、その後司法試験に合格したのが39名となっております。したがって、大雑把に言えば、100プラス40で140名あたりが、本法学部卒で今年度の合格者数ということになります。法職講座運営委員長（柳川先生）は、もう少し法学部単体での合格者数を増やしたいと考えていらっしゃいます。

また、一つの大きな問題点として、本法学部から他大の法科大学院に進学してしまう学生が少なくないということが挙げられます（先ほどの100名程度がそれに該当します）。勿論、進路選択は自由ですが、中央大学全体としては、現在、3+2の法曹教育ルートがありますので、それを使ってどのように本法学部からCLSに優秀な学生を多く送り込んでいくかが、重要なポイントの1つだろうと考えています。

## (2) CLSの司法試験状況

小林：

CLSの成績は、今回、非常に良かったというふうに分析しています。

合格率が良かったというのは、いろいろな指標があるのですが、全体の合格率としまして、早稲田よりは上で、東大、京大などと近いところの数値を出しているということです。



特に初受験をして合格をした人が、3年生88名のうち57名ということで、65%程度を出しているということになります。これが非常に良い。それからもう一つ注目されるのが、2回目の受験で合格した人が、全国の法科大学院平均ですと35.60%なのですが、中央については62.50%という、非常に破格の数値を出しています。これはおそらくリベンジ組が頑張ったということなのですが、法職講座を含めて、修了前の半年とか卒業後の指導体制というのが効果を出していると言っているのではないかと思います。

では、その率が良いことをどのようにして数につなげていくかということなのですが、先ほど申し上げましたように、今年の3年生は88名しかおりません。ところが今の3年生の定員は200人です。今度から160人に下げますけれども、本来なら今年はずっと110人はいてもいいはず

なのです。ただ、その110人を単純に入試で下の方から取ってしまえばダメ。結局、今、入試で合格しても、かなり多くの人によそに逃げてしまっています。ちょっと具体的な数字を挙げますと、既修コースの場合ですけれども、今回受験した2023年入学生について言えば、436人に合格を出したのですが、入学したのが98名、すなわち338名がよそに逃げているということになります。これが合格率が良くなってきて、評価が高くなってくれば、逃げていた338名のうち相当数が実入学につながっていく。そうすると、司法試験の受験者、今回は中央大学ロースクール全体で181人しか受けていないのですけれども、これがあと100人増えれば281人ということになって、多大学のロースクールの受験者よりも増えることになる。そこで他大学と合格率が同じだったら、それだけ数も増えるということになるわけですので、やはり筋肉質にしていくことによって評価を高める。そのことが数の増加にもつながる、ということを考えているところです。

石田：

小林先生がよく言っているように、中大法曹では数が少ないというのをどうしても言う人がいて、これは小木曾先生のころから言っている、合格率に中心論点を当てていくのだと。その点は、私は実を結んでいるように見えるので、いい傾向だと思うのです。ただ、どうしても他大学と合格者を比べて少ないのではないかと言う人がおります。中大法曹としても、この座談会を通じて、そういうことを宣伝していったら、法科大学院は間違った方向に行きませんよと 言っておきたいと思えます。

小林：

司法試験とかロースクールに近いところにいる人はわかっているのですが、その世界から遠い人ほど、単純な数の競争、箱根駅伝と同じ数の大学間競争だと思いついて入っている人がいる。ところが受験生とか受験生の親になってきますと、そういうものはどうでもよくて、もっと中身をしっかりと見ているということは間違いなく言えると思います。

矢部：

受験生に対して実際にどんなデータが出ているのかですが、こういうデータというのはインターネットで直接得られるという状況になっていますので、我々は注意していく必要がありますね。他に、司法試験に関して何かご意見があれば、お聞かせください。

## (3) CLSのバックアップ体制

山川：

単純に偏差値とかネームバリューとかで言うと、例えば、東大と中大の両校を受かったら東大に行くというような

ころは実態としてあると思うのですが、そんな中で、例えば早稲田と中大を受かって中大に行くという人もいると思うので、そういう人たちに向けてアピールできるものがあるといいかなというのはあります。例えば、一つは、奨学金なんかで割と優秀な人たちは数少ないと思うのですが、取っていると思うのですが、奨学金以外でも何か引き付けられるものがあるといいかなと思ったりはします。

#### 矢部：

最近学生さんのお話をよく聞くのですが、先輩がこう言っていたから又は前に入学した人たちがこんなにいい思いをしたよというふうに言ってくると、皆さんその口コミの情報で行きたいと思うというようなことを言われます。これだけインターネットでいろいろな情報が出てくると、ある意味パーソナルな個人的なつながりでの評判というのが、非常に重要なかなと思います。中央大学法科大学院に行ったら、すごく面倒見がよくて、卒業生でもきちんとバックアップしてくれて、合格できるよというような評判が広がるというのもよいかと思います。

#### 小林：

今の奨学金のところで補足をさせていただきますと、まず、慶応も早稲田も奨学金はかなり絞ってきていると思います。それに対して、本学の場合は非常に理解をさせていただいておまして、第1種という全額免除、それから第2種という半額免除、これをまだ他大学に比べますと、たくさん打つことができるというところ、これが受験界にもしっかりと浸透しているかなと思います。

また、中大法曹会の皆さんを中心としたご寄付を財源として、中大の法学部から中大の法科大学院に進学する人たちの中の優秀層に新たな奨学金を給付する中大法曹会特別奨励生、略称SSP、スペシャルスカラーシップパーソンと呼ぶ制度がスタートしています。これが今、1期生が入学してきたばかりでありまして、2期生が来春どのくらい入学してくれるかわからないのですが、こうした工夫をいろいろ法曹会の先生方にもしていただいています、おそらく今後、成果を上げていくのではないかなと思っています。

#### (4) CLSの未修者教育

##### 畑：

話題に上がっていないところで、ご質問させていただければと思います。中央大学法科大学院の合格率がとても上がっているということは小林先生含め、法科大学院の先生方にご尽力いただいている結果と思っておりますが、本日の座談会で今まで話題に上がっていなかったのが、中央大学の法科大学院は、未就コースの合格率がすごくいいということ。合格率66.7%という数字を以前小林先生から

いただきました。どういった学生が受かっているのか、他大学の法科大学院に比べて、中央大学の法科大学院でどういった教育を行っていることで合格率が上がっているのか、その辺り、もし差し支えなければ教えていただければと思います。

#### 小林：

これは実はよくわからないのです。この数字、未修コースで在学中、つまり初受験、または修了1年目なので2回目受験、1回目か2回目のどちらかで受かった人の合格率が本学66.7%という第1位なのですが、第2位が大阪大学の41.7%、あとはもう30%台です。これはちょっと破格の数字が出ているなというふうに思っています。

未修者教育への取組みというのは、前々から課題として取り組んではきているのですが、ただそれは他のロースクールも同じはず。このような数字になっている理由について、もう少し我々は分析しなければいけないかなと思っております。ただ一つ言えますことは、進級判定を非常に厳しく、未修の場合だと1年生から2年生に上がる時、さらには2年生から3年生に上がる時、いずれも進級要件GPA2.0を満たしていませんと留年になる。2回引っかけると除籍になるという、そうした制度でやっていますので、残念ながら入学してきても、途中でリタイアしてしまう人たちというのが一定数いることは認めざるを得ないところ。結果、その辺をきちんとくぐり抜けてきた人がきちんと合格をしているというのではないかと。また、もちろん、新設科目の設置や授業内容の工夫など、教員の努力の成果であることは間違いのないでしょう。

#### 4 キャンパス間連携、文理融合、国際化

##### 矢部：

それでは、3番目の話題ですが、キャンパスが多摩と都心の両者であるという状況で、都心にある学部同志の連携と都心キャンパスと多摩キャンパスの連携におけるプラス面或いはマイナス面はどうでしょうか。特に中大中期5か年計画にもあるような文理融合の教育についてどのような状況か、お伺いしたいと思います。学部レベルでは、文理融合講座というものも都心キャンパスでは始まっているようですね。

このような話題でございますので、大学全体を見渡して頂いているお立場としては、大貫常任理事にお伺いするのはいかがでしょうか。

##### 大貫：

これは、想定外でのご質問でしたので、予定していませんでした。

##### 矢部：

では、このあたりは、大村理事長にお伺いしましょうか。

### (1) 大学のステータスの観点から

**大村：**

キャンパスが複数ある、いろんな大学もそれが普通の状態で、早稲田にしても、慶応にしても、明治にしても。だから、私はキャンパスが分かれるということ自体そんなには心配していなかった。ましてや、今、ITの発達で、オンラインでいろんなことができるようになってきた。裁判手続もIT化が進んでいますけど、そういう時代ですので、距離の問題というのは、昔に比べれば相対的に小さくなっていると思います。それは教育面でもどんどん進んでいくであろうし、そうしていくべきだと思います。ちょっと話が広がるかもしれませんが、今回、移転した学部というのは法学部だけです。私はその昔、駿河台から多摩キャンパスに移転する頃に大学に助手として残り、多摩キャンパスとともに40数年過ごしました。しかし、多摩の地で、段々と中央大学が地盤沈下したと言われてきたのです。40年かけて徐々にそうなっていましたので、やっぱり何か起爆剤がないと、何か刺激がないと、中央大学のレベルアップというか、それは難しいのだろうなと。そういうことで都心に戻そうとなった。

何かそういう起爆剤がないとだめなのではないかというふうにはずっと思っていました。今、都心に来たらきたで狭いとか、いろいろな問題があるというのはわかっていますけれども、やはり環境が全然違う。都心に来ることによって他大学の学生との交流もはるかに容易になるし、社会との交流も遥かに容易になるし、そのことによるメリットが新しい大きな要素として考えられる。

昔の学生の頃を振り返りますと、よくモグリの学生がいると言われていました。明治の学生が中大の授業を聞きにきていたとか。私も東大の授業をモグリで少し聞いたことがあります。そういうことができるのは、やっぱり近くにいろんな大学があるからだと思うのですよね。東大の学生と少人数の自主ゼミを続けたこともあります。モグリ学生というのは今ではダメかも知れませんが、大学間交流というのはもっともっと出てくるべきだろうなと思っております。

先ほど偏差値という話が出ましたが、昔は中大法学部と慶応・早稲田の法学部と受かったら中大に来ていたのです。私のころもそうでした。私も中大に来たのですが、フラッグシップである法学部自体のステータスをあげていかないと、中央大学自体のステータスも上がっていかないと思っております。ただ、法学部のステータスをあげるのは、司法試験だけではない、総合力として法学部のステータスをあげていかないと、いつまでも慶応・早稲田に勝てない。そういう意味で法学部の先生方には、重要な役割を背負っていただくことになるわけですが、中央大学の各学部の中で、法学部が率先して、いろんな面で総合力を上げていた

だきたいなと期待しております。

**矢部：**

今、お話いただきましたが、大学としての総合力の向上と共に、それを引っ張る法学部の存在がフラッグシップの学部として重要ということでしょうか。

**大村：**

付け足しますと、この秋の選挙で中大卒の国会議員の数が、また減ってしまいましたけれど、そういう政治の分野でも、かなりじり貧になってきていますから、政治の分野に興味を持つ学生も、どんどん出てきてもらいたい。経済その他の分野でも同じで、やっぱり総合力だと思います。

### (2) 文理融合、組織間連携

**矢部：**

都心においては、ビジネススクールあり、国際情報学部あり、法学部あり、ロースクールありとなりました。距離としては非常に至近となったことで、今後シナジー効果を期待できないかというところがあります。それが中長期計画ということになります。実際にこれをどうやるのかというと、文理融合講座というのが始まっているというのは分かっていますが、これが今後どういう感じで展開されていくのか、今の構想というのがあれば教えていただけますでしょうか。

**大貫：**

私が答えられるかどうかなんですけれども、今、矢部先生がおっしゃったように、法学部が都心移転することによって、文理を超えた研究教育を進めようとしていることは事実ですが、どこまで進んでいるかということになると、なかなか進んでいないと思います。例えばロースクールとビジネススクールは連携できるだろうと言われてきました。しかし、ビジネススクールは戦略経営アカデミーを運営していて、戦略経営入門、アグリビジネス戦略など実に面白い講座をやっていますが、ロースクールと連携はしていない。ロースクールもロースクールアカデミーで法律家のための会計・ファイナンス入門セミナーなど有益な講座を実施しています。しかし、両研究科の連携ができていない。マイナスの面ばかり言っていますが、せっかく同じ場所に来たわけですから、密に連携できるはずですよ。

文理融合への大学全体の戦略について私は責任を持っていないのですが、実は個人的に分野を超えた研究を進めるために補助金を取りました。少しずつですけれどもこうした取り組みが進めばよいと思います。ともあれ法学部は理工学部の近くに来たわけですから、これから少しずつ分野横断研

究、教育は進むのだろうと思っています。

ちょっと論点を拡大しますが、法科大学院全体として言うと、司法試験の合格率がどんどん上がっていくと思うのですよ。現に全体的に合格率が上がっていますから。そうすると、どういう付加価値をつけてあげられる法科大学院かというのがこれからは問われる。今中大は合格率、数が重要であることは、研究科長もおっしゃっている。それはその通りですが、次の課題としては、中大ロースクールに行ったら、合格するだけじゃない、何ができるようになるんだ、付加価値として何がえられるのだ、ということがいずれ問われるんじゃないかと思っています。小林先生はもう見据えていらっしゃると思います。次の課題はそこです。そのように考えたときにやはり理工学部や国際情報学部などのトップクラスの研究、教育力が大変有効となってくる。大風呂敷ですがそんな風に思っております。

**矢部：**

理工学部も再編されますね。社会理工学部というのでもきますよね？それも含んで三つの学部になるのですよね？

**大村：**

そうですね。現在の理工学部を再編し、「基幹理工学部」「社会理工学部」「先進理工学部」の3つができます。高度な能力を持った付加価値の高い理工系人材を求めている社会の要請に応えるための再編で、それぞれの特色を打ち出したカリキュラムになります。



先ほどの付け足しになりますが、ロースクールが移転する前から、ロースクールとビジネススクールは少しではあったが連携はしていました。そもそもではありませんけど、例えば、コーポレート・ガバナンス、コンプライアンス そういう企業法務的な分野では、両方のスクールに密接な関係があるわけで、ローの教員がビジネススクールの授業でも教える、そういう連携は重要だと思うんです。

**大貫：**

ロースクールが移転する前のロースクールとビジネススクール連携は、遠山信一郎先生という特定のパーソナリティーに依存した連携なのですよ。だけど、ロースクールとビジネススクールで連携しようと思ったら、二つは本当にいい分野だと思うのですよ。個人に依存しないでもっと活発に連携できると思うのです。

### (3) 幅広い学びの機会を

**小林：**

補足的な内容で発言したいのですけれども、ロースク

ルは従来、司法試験を目の前にして、本当に将来を見据えた勉強はなかなかしにくいよね、という意識が一般的だったかと思うのですが、在学中受験が始まって、しかも大半が在学中に合格している状況に鑑みて、3年次の夏休みから後期の間に、ものすごく色々なことを自由にできるようになったということがあります。実は私、在学中受験が始まる時には想定していなかったことなのですけども、こんなに在学中で受かるとは思っていなかったものですから、まさに今おっしゃったようなプログラムを3年時の夏休みから後期の間にやるというのが一つの考えだと。

あともう一つは、リカレントです。法曹リカレント教育の中で、やはり「経営のわかる法律家、法律のわかる経営者」というのをキャッチフレーズにしているのですが、本当にそのニーズがあるのは資格を取った後ではないか、というところも大いに狙うべきだと思っています。まあその辺は、中大法曹会の先生方にもご参加いただいて、そうした融合的なところの学問を勉強していただけると面白いんじゃないかなと。

**大貫：**

実は中教審の法科大学院等特別委員会で今の大学の状況を調べるんですけども、司法試験が終わった後に、将来を見据えた勉強を学生がしている実態があります。実は、そうやってほしいと願って在学中受験の制度設計をしたんですよ。司法試験が終わったら、修了までの間に自由に勉強ができるだろうと思ったら、結構いろいろな大学で好事例が出ています。中央大学でも、私の下で行政法で論文を書こうという人が7、8年ぶりに現れました。あと外国語をやるとういう学生も現れています。ですから、小林先生がおっしゃっているように、司法試験後に将来を見据えた勉強ができる仕掛けを作れば、中大行ったらこれができるよということがアピールできると思います。これからは合格するだけではダメになります。

### (4) 国際的な人材育成

**大村：**

これは希望ですけど、やっぱり法曹養成では国際的に仕事ができる人を育てないといけないのをずっと私は思っていました。矢部先生などはまさにそういう人材ですが、これまでのロースクールではなかなか難しかったと思うんですけど、そういう半年くらい余裕ができるのであれば、まさに外国語とか外国法とか、そういうことをできる環境を中大ローの中でぜひ作ってもらいたいと思いますね。

**矢部：**

中央大学で学ぶ価値というようなお話がありましたので、ここで付加価値を高めるという点では、国境を超えたようなお話というのが必ず出るわけです。国際化を促すような

活用プログラムというようなものですね。多摩キャンパスに国際センターとかのプログラムがあるように、都心キャンパスでも法学部や法科大学院も絡めるような感じで似たようなことができるのでしょうか？そういったことも今後あり得るのでしょうか？計画でも結構ですので、ご意見を頂けますか？

**山川：**

意見というより、今までの話をちょっと整理させていただきたいのですが、今出た話で、文理融合とかビジネススクールとの連携とかということですが、具体的にイメージしているのは、要するに違う学部を各学生が自由に受けられるとか、逆に、違う学部の教授が講義に来るとか、そういうのを具体的にイメージしているということですかね。

**大貫：**

そうですね。オンラインでもいいし、リアルでもいいし、その可能性は追求すべきだと私は思っています。

それから、矢部先生のご発言に関して言いますと、実は東京大学法科大学院が国際的に活躍する法曹を育てるためのプログラムを実施しています。先般中教審法科大学院等特別委員会でその試みを聞いたのですが、英語で学ぶ法と実務という科目を設けたり、海外研修もセットされています。それから丁寧なことにですね、ドイツ語とかフランス語の講義まであります。中央大学だって十分その体力があるわけですね。同様のことを、都心にあるいくつかの学部だけでも協力すれば、十分多くの講座を提供できるわけです。

**山川：**

思ったのは、そういう他学部の教授に来ていただいて講師してもらうというのはありますけど、それぞれの学部の、要するに学生同士を交流させるような、例えば一つのテーマで、それぞれの学部の学生同士で議論してもらって、違う視点を学ぶとか、自分たちとは全然違う分野でこういうことをやっている学生がいるのだなということを知るといっても結構、今後の糧になるのではないかなということも思ったりしました。

**矢部：**

多摩キャンパスでは新設学部もできますね。今までの中央大学というところからするとだいぶ毛色の違う学部もできるようですから、過去とは違った環境を作るといふふうには思われます。

**遠藤：**

この領域で、少しよろしいでしょうか。夢を語るのとはすごく大事なんですけども、やはり現場の現実からすると、若干温度差があるということをおし上げなければなりません。



まず、法学部が都心に移転をして、一番良かったと思うのは、CLSとの距離が近づいたことです。今まで以上に、実務家の先生方に加えて、CLSの先生方から学部の教育にご助力をいただくという機会が増えたというのは、学部教育にとってすごく良い効果があると

受け止めております。

同時に、都心学部で国際情報学部、理工学部との距離が近くなって、文理融合型の講座もスタートしています。「学問最前線」、「学際最前線」という講座です。学問最前線は1年生履修科目で、3学部共通で開講しています。300名程度の受講者があり、それなりのボリュームが確保できていると感じます。また来年度から開講される、学際最前線は3年生科目で、ゼミ形式の少人数で、学際的でありつつ、より専門的な内容を実施することになっています。

では、そこからさらに、分離融合型教育をもっと進められるのかというと、今のままでは、一定の限界があるように感じます。例えば国際情報のキャンパス（市ヶ谷）とは、同じ都心といっても、やはりそれなりの距離がありますので、授業運営には一定の限界がありますし、法学部も国際情報学部も、お互いキャンパスは狭隘ですので、他学部の受け入れには、今のままでは相当の困難を伴います。また、理工学部について言えば、個人的な感触として、施設の面でも講座運営の面でも、大きな「壁」があり、学部を超えて一緒に何かやるとなると、相当な困難を強いられる場合が少なくないと感じています。そのような中で、融合を進めていく機運を高めることは、少なくとも法学部が自律的にできることではないと言わざるをえません。これからも、全学の中での法学部としての責務はしっかりと果たそうと思っていますが、同時に、都心に移って距離が近くなったからもっと融合進むでしょうと期待されても、相当なこ入れをしない限り、「いや、現実はなかなかそうはいかない」というのが、法学部としての肌感覚であるということをお伝えしておきます。

また、国際化も同様です。法学部では、日本法を英語で教えるプログラムがありますし、また、独自の短期留学プログラムもあります。しかし、国際的なプログラムを運営するためには、非常に多大なマンパワーが必要です。現在は、担当教員の善意と熱意で、それを何とか維持しているというのが現状です。法学部の今後を考えたときに、どこに有限の人的資源を投下するのかというのを考えていかなければならず、そのときに国際化の強力な推進というのは、コストがかかりすぎるというのが実感です。

**大村：**

それは全学的に、法人を含めて新しい形を考えて行くな

ければいけないと思います。これまでは事実上教員の負担でやっていた。英語による日本法の授業というのは随分前からやっているのですよ、法学部で。私も退職する前の7年間ほど、日本の民事裁判制度について、多摩で夜の時間帯に教えていました。そういう外国人留学生向けの教育もあるのです。また、自分のゼミ生を短期間でですけど、外国へ連れて行くということを毎年やっていました。それはゼミ生自身もある程度の自費負担が必要ですが、大学の方から補助も出るんですよ。3万9千円とか、そんな金額ですけど。1週間余りの滞在のうち、現地の大学の教員の協力を得て英語での授業を2コマくらい受け、学生にも現地の学生と対等にプレゼンをさせます。ほんの少し外国の雰囲気味わうという程度ですけども、参加学生の多くは弁護士になっていい事務所に就職するのですが、その後も事務所から留学させてもらえますし、そういう意欲を維持しているのです。いまだに毎年1通か2通か、外国留学の推薦状を書いてくれと元ゼミ生が言うのです。そういう教育を新しい形で提供できる仕組みを学部レベルでも考えたいですし、ロースクールでは設立当初から海外研修をカリキュラム化していますから、ロースクールの最後の半年で余裕ができるなら、もう少し拡充してそういう経験をさせてやりたいですね。

#### 大貫：

遠藤先生もおっしゃったように、学際、文理融合研究、教育は簡単にはいかない。先ほど例を挙げました、東大の非常に野心的な試みでも、大きい課題は、各種取り組みを支える財源の継続的な確保、それから各種取り組みを支えるスタッフ、教員の確保であるとされています。ですから、遠藤先生がおっしゃるように、学際、文理融合は法学部にだけに任せる問題ではなくて、大学全体として取り組むべき課題だと思います。最近、学長の下で、グローバル展開に関する中大の全体方針（「本学の国際化の将来構想について - 実現可能性を重視した多面的な国際化の展開 -」）が決まりましたので、その壮大な計画の下で行うべきだと思います。

繰り返しますが、学際、文理融合研究、教育は、全学的に取り組む課題で、法学部だけに押し付けるべきでないのは、その通りです。確かに学生に於ける学際、文理融合はなかなかうまくいかないと思います。まずは、塊より始めよ、学際、文理融合を始めるのは教員だと思います。教員の間で垣根を越えたことができるようにすることが大事です。そのためには仕掛けが必要だと思います。例えば、京都大学は学際研究が盛んなのですけど、学際融合教育研究推進センターというものを持っていて、学内でいろいろな試みをやっています。定例分野交流会の開催、分野横断プラットフォーム構築事業などを行って、学際、分野横断研究教育を推進しています。そういう仕掛けがないとやは

りなかなか進まないのです。尤も、中大にも文理融合、分野横断研究教育を推進しようとする試みはあるのです。例えば、研究推進支援本部が行っているサイエンスコミュニケーションカフェという本学研究者すべてに解放された研究会があり、本学研究者に科学コミュニケーションの考え方や技術を伝えることにより、学際研究基盤形成、研究者個人の能力向上などに寄与することを目的としています。この試みはなかなか目につかないと思いますが、要するに学内でいろんな研究やっている人を集めて研究会を開いています。そういう仕掛けはまだまだなのですけど、そういう仕掛けをしないと、なかなか、遠藤先生がおっしゃる通り、学際、文理融合研究、教育は進まないです。ただ、私が思うに、中大はやはり一級の大学なのです。現在、読売新聞の大手町アカデミアと共催で、本学の研究者の講義を全国に発信していますが、講師選択のために学部長の先生方に情報を求めますと、実に多様な優れた研究者が学内にいることがわかります。知らないだけです。これらの研究者をつなげるようにしたら中大はすぐに頭角を表す。仕掛けが必要だというのは遠藤先生のおっしゃる通りです。しかし、夢も語りたくないじゃないですか。夢も大事ですよ。幻に終わらない程度に。すみません、夢ばかりです。以上です。

#### 大村：

いいソースはあちこちにありますがね。まだそれを生かしていないということですね。

#### 大学のブランド力

##### 矢部：

もう一つの話題と考えておりましたが、大学としてのブランド力を高めるところでのPR活動、あるいは良い環境を作ることの目的設定や、いい仕掛けを作るための人集めなどが重要だと思われます。

##### 石田：

昭和53年卒でクラス会を開催して、昨日は徳島で大道という弁護士が去年白血病で死亡して墓参りに行ってきたのです。我々のときにはクラスで50名ぐらいいて、受かったのは6名かな、50名中6名ぐらいが司法試験を受かったので、あとはいろんな会社に行ったり、いろんなことをしているのをクラスの連中と話をしたのですけど、先ほど何回も出てきた総合力、中大の法学部に行ってもよかったのだというふうに大体の人が考えていて、司法試験受かろうと受かるまいと、法学部を出てもよかったねと。だからさっき最初に理事長がおっしゃったように、総合力というのは、中大のブランドを高めていかなければならないことだと思います。私は、今の学生全員が司法試験を受かるわけではないし、国家公務員試験を受かるわけでもないし、学校を卒業してよかったというふうに、みんなに思っ

しいなと思っています。

## 二つの資料館

### 矢部：

まだまだお話は尽きないですが。あと、博物館資料館の話とご寄付依頼の話と、それぞれあります。では、博物館のお話からお聞きしたいとお願いします。

### 大貫：

わかりました。コンパクトに言いますと、法と正義の資料館と大学史資料館の2つの資料館はとてもよいと思います。大学史資料館により本学を卒業した方がアイデンティティを感じられる場所ができたとは私思っております。先般行われたホームカミングデーで、約1000人の訪問者のうち4分の1を超える同窓の方が資料館を訪問して下さいました。明らかに中大と同窓生のつながりができるきっかけをくれたと思います。

資料館、博物館というのは、資料を集める、研究する、展示する、こういうことをやるわけです。集めるという点について言うと、資料館ができる前も、集めてはいたのですね、これまでも。資料館ができたことによってシンボリックな効果があって、いろいろな資料が集まってきているのですね。例を言いますと、シドモアという創設期の外国人講師（当時アメリカ総領事）の貴重な資料を大船渡まで片道5時間半かけて受け取ってまいりました。それが大学史資料館で公開されています。それから法服ですね。弁護士の法服が法と正義の資料館に寄贈されました。本物は少ないのですよ。あと、検事の法服を集めたら中大は弁護士、裁判官、検察官の3点すべて本物が揃います。やっぱり集まってくるんですね。こういうところにも資料館ができた意味はあるなとは私思っております。

今後も、大学史資料館では中大の歴史のいいところに光を当てていきたいし、法と正義の資料館は奥野善彦先生の志のある法曹が中大から育てほしいというお気持ちに沿って作りましたので、法曹にエール、主に弁護士なのですが、弁護士にエールを送ることを今後もやっていきたいと思っています。この点でも、法と正義の資料館も、法科の中央としての中大に対するアイデンティティをますますと醸成してくれるのではないかと考えております。

### 大村：

今の法と正義の資料館について、一言だけ補足しますと、奥野先生は、最近、修習生が自分の事務所に訪問してくるけれども、お金を稼げたいみたいな、そういう若いやつが、最近非常に多いと。それでは情けないと。中央大学は、せめて中央大学は、もっと志の高い、法曹になって何をするのかという志を持った学生を育ててほしい。そのために、中央大学の卒業生の中には、卒業生に限りませんけれども、

こんなすごい仕事をした弁護士がいますよと。それを大学として情報提供する場をつくってほしいということで、多額の寄付をいただき、法と正義の資料館を作ったわけです。どうもありがとうございます。

そういった寄付のほかに、もっと広範囲に、中大法曹会の会員の方々のご寄付を頂戴しています。都心施設や奨学金などさまざまな目的のために頂戴しています。実際、法曹会・学研連に属する法曹のご貢献は非常に大きいです。これは本当に感謝しています。同時に、現在の中長期計画は、まだ1年余りありますので、皆様のご協力を、もう一踏ん張り、お願い申し上げたいと思います。

### 畑：

中大法曹会から会員に対する寄附の案内を12月の第1週に、中大法曹の全会員向けに送付する予定でございます。皆さん、年内に寄附を終わらせてもらおうということで、このタイミングで送付させていただきます。

## おわりに

### 山川：

本年度、法曹会の広報委員会の委員長を務めさせていただいております山川と申します。卒業年次は平成7年です。

今回、この企画を立てさせていただきましたのは、特に昨年、駿河台のキャンパスと、茗荷谷のキャンパスがオープンして、そこから一年以上が経過し、学生がどのように勉学に励んでいるのか、或いはどういった学習環境で学んでいるのか、また、今日も話に出ましたけれども、中大法学部の合格者数であるとか、合格率であるとか、そういったものをどうやって今後も上げていくのかといった点、また、最後に話が出ましたが、他学部との連携とか、他の大学院との連携といったところの取り組みの状況等、そういった点について、現場で教育に当たられている先生方のお話をお伺いしたいということで企画をさせていただきました。限られた時間ではありましたが、大変有意義なお話を伺うことができました。我々法曹会としましても、今後も、法学部、法科大学院と連携して、後進の法曹養成に努めていきたいと考えておりますので、今後ともよろしくお願いたします。

以上

## 特 集 山 岸 憲 司 先 生 ご 講 演

## さまざまな権力構造の中での闘い



元日本弁護士連合会会長

山岸 憲司先生

令和5年10月14日：茗荷谷キャンパス特大教室

## 1. はじめに

これからの法曹、その活躍の場は、どう広がるか。本日の講演は、「さまざまな権力構造の中での闘い」というタイトルを付けました。これから法曹として活躍していく場は、闘いの場です。法律という武器を用いて、闘っていく、闘う以上は、武器の使い方を正しく習得して、磨き込んで、うまく使っていかねばいけない、それを、これから学んでいくわけです。本日の講演が皆さんが本日の資料に記載されている用語について、自分の言葉で語れるようになる、自分の言葉で後輩に話し、説明できるようになるきっかけになればと願っております。

## 2. 権力とは何か

『権力とは何か』と資料に書きました。私は大学に入って、授業で、権力とは何か、高邁な議論が展開されるかと思ったら、権力とは人を動かす力であると、教科書に書いてあるんですね。定義付けをすれば、権力とは人を動かす力とある。なんだ、そんな単純な表現なのかということですが、基本、本質はそこにあるようです。それは、ビッグモーターにおいても、不当な権力の行使がなされ、ジャニー喜多川の事件でも、絶対的な権力関係があったということがいわれておりますけれども、社会の中での様々な権力構造があるんです。小さい組織においても、国家権力においても、その権力の行使によって、権利侵害が起きる、不可避的に起きる。それを法律家は、きちっと救っていく、調整していく、紛争を解決していくとかいう役割が期待されています。

権力によって権利を侵害された者、不利益を受けた者、不当な扱いを受けた者、こういった方々を救わなければならない、救済しなければならない。法曹はそれを正しくやる、速やかにやる、そういったことが期待されているし、役割として担う必要があるわけです。

紛争の解決とともに、司法の大きな役割であることを、しっかりと認識していただきたい。

ジャニー喜多川による、いわゆるジャニーズ事件が世間で騒がれておりますけれども、あれは、メディアの方の問題が非常に大きいと思います。しかし、そういったことを野放しにしてきた、法律家、法曹としても、忸怩たるものがあります。つい先ほどでは、水俣病の認定が、50年かかって救われる人が出てきつつあるわけですが、50年かかるのは、やはり怠慢です。それは主に、行政の怠慢かもしれません。司法の力が弱かったという面もあるかもしれません。それは、国民に対して、私たちは、もうちょっと力不足であったなということを、反省しなければいけない部分だと思っております。

行政は、行政行為をするにあたって、一定の線引きをしなければいけない、対象者を公平に扱わなければいけないので、そこから漏れた人たち、少数者の権利、救えなかった権利のうち救われるべきものを救っていくというのが、司法の役割と考えています。

## 3. 裁判官の仕事

法曹三者のそれぞれの仕事について説明します。まず、裁判官。主権者である国民の負託によって制定した法に基づいて、最終的に、司法権力が裁きをする。裁判官は、法と良心に従ってとよく言われるわけです。いろんな利害が絡んで判断に迷うものもありますけれども、決断をしなければならない。裁判官の一番、悩ましいところです。どっちの言い分にも理屈がある程度ある。なかなか決断しにくい事件も多いわけですが、それを決断していかなければいけない、それが裁判官の仕事です。

裁判官の仕事のどういう面に魅力があるか。不自由だって聞くけれども、それほど不自由でもなく個人生活も楽しんでるようだけれども、どうですかというようなことも、中央の先輩であれば、いろいろと話して

くれると思います。裁判官は最も独立不羈でなければならぬことを要求されるんだろうと思います。

#### 4. 一般の弁護士の仕事

弁護士は、司法の一翼を担うと、よくいいます。最終判断者である裁判官が、裁判を適正に行うようにチェックする、正義にかなった妥当な紛争解決が図られるように主張立証を尽くす、被害者の権利利益が守られるよう代理人として活動する。法廷の場で活躍することが中心のようですが、実は、判例をしっかりと勉強して、見立てをし、予測をし、交渉事件をきちんとして解決していくのが、ほとんどで、契約書面をきちんとしていくという、そういう様々な裁判外の仕事も多いのです。倒産処理、民事再生、会社更生など、こういう弁護士の仕事も非常に面白いところがあります。そんなところでも、活躍して行って欲しいなと思います。

皆さんドラマ等で刑事弁護の場面は、よく見てると思います。これも非常に実態を聞くと面白いし、やりがいがあります。刑事弁護というのは、憲法にも規定されている非常に重要な役割。職業的役割としては重い点をしっかりと認識して、刑事事件に取り組む弁護士もたくさん出てきてほしいと思います。冤罪を防ぐ、無罪を勝ち取る、執行猶予を勝ち取る。それよりも、犯罪を犯した被告人が立ち直っていくという更生のお手伝いも大事です。犯罪被害者の方々の相談にもあずかって、救済の手を差し伸べるという仕事もあり、こんなところも弁護士の活躍の場でもあります。

#### 5. インハウスローヤーとしての弁護士の仕事

訴訟の代理人としてではなく、権利侵害の回避とか紛争の予防に重要な役割を果たすということが、今ものすごく増えてます。法廷とか、ほとんど行かないけれども、毎日、忙しくしている弁護士はたくさんいます。企業内での法務の重要性というのは、しっかり認識されて、インハウスローヤーのニーズは飛躍的に増大しています。私たちが若い頃は、企業に入る弁護士というのは非常に少なかった。今は3000人ぐらいになりましたかね。非常に多くなっております。予防法務、戦略法務という言葉は聞いたことがあると思いますけれども、経営戦略に多く携わるようになってきているわけです。インハウスローヤーは今、いろいろな案件について、全体を見て。最初から最後まで、道中、失敗してやり直して、また最終的に、そのプロジェクトが着地するまでの全体を見られるから、非常に楽しいですという声を聞きます。かつては、社内の弁護士と法務部（資格がなくても法務部に優秀な人はいっぱい

ます）、その関係というのは、協調と相克というようなことで、非常にぎすぎすした関係もあると盛んにいわれた時期もありますけれども、今は、全体が協力して、役割分担をしながら、働いていかなければならないと認識されています。この間、オリンピックの贈収賄がありました。これは、贈収賄に当たりますよということ、社内の弁護士が意見書を出す、それが無視されて、贈収賄（贈収賄であるかどうかは、まだ争ってるんで断定はできないかもしれませんが）事件を引き起こしていくことになる、必ずしもストップを掛けられないかな、という意見もあるかもしれません。しかしながら、組織内にあって、そういう警告文書が出ていたということは、しっかり残って、その後そういう膿を出し、企業の姿勢を正していくためには、非常に重要な。また、弁護士の警告文書、意見書で、ストップした、取りやめにした企業もあるはず。そういう点で、そんなところでも、弁護士は活動し、役に立っていかなければいけないということです。

#### 6. 大規模事務所での弁護士の仕事

また、大事務所の中で大きな歯車になってということは、嫌だなという人もいるかもしれないけども、それはそれで楽しいという人もいます。女性でしたけれども、私の知り合いですが、大事務所のパートナーまでなったのに、辞めて小規模な事務所を設けた先生に聞いてみたことがあります。どうして、あそこのパートナーにまでなって辞めたんですかと。自分のやったことに、汗を流したことに、直接、感謝してくれる、あるいは、喜んでくれる顔が見られるという方が良いんだと、楽しいというふうに言っていたのを記憶しております。

#### 7. 国際機関で働く弁護士

国際機関で働く弁護士が足りないということは、よくいわれます。私が日本弁護士連合会の会長のとき、小和田恒国際司法裁判所判事と対談をしたことがありました。そのときに、日本の弁護士が、国際機関あるいは国際司法裁判所とか国連とか、いろんなところで働いてくれる人が少ない。困る。ぜひ、そういう人たちをどんどん出してほしいということを言われました。どうもやはり日本人は、まだ内向きですよ。これからの人は、どうか外で活躍してもらいたいと思います。

海外の国際会議に参加して、各国の学生の選抜による模擬裁判（仲裁）を見て、そのできの良さ、ディベート能力に感嘆して帰国した後に、「日本の高校でもディベートやってる？」って言ったら、高校の教師の友人が、「僕は随分とディベートやってます。でも日本人は難し

いですよ」と。侃々諤々議論して、こうだああって。おまえの説はここが間違ってるみたいなことを言い合っていると、後で、それが終わってから尾を引くっていうんです。文化の違い、国民性の違いがあるのかなというふうには思っていますけれども、そんなことなしに、議論をして、罵倒して、自分の説のほうが正しいんだってということをやり合っても、あとは水に流して仲よくできるというような姿勢が欲しいと思います。ディベートの練習、英語を駆使しての弁論の練習、相手を論破する練習もやっていただきたいと思います。

国際人権、ビジネスと人権をみんな口にするようになりました。人権に配慮しない企業は排除されていく、淘汰されていく、サプライチェーンから外されていくって時代ですし、人権分野で働いている人たちも、ビジネスとの関わりを、うまく議論していかないといけないということを意識するようになりました。

企業内での人権尊重も、今回ジャニーズ事件で、BBCから取り上げられて、国連が関心を持って動いてきて、ヒアリングをする、調査をするという時代です。弁護士や法曹でなくても、しっかりそういうことを考え抜いて行動しないと、とんでもないことになるんだということを、会社員でも何でも、しっかりたたき込んで、やらなければいけないんです。だけど法曹は、更にその点を、しっかりと考えていく必要があるということです。

## 8. 法曹有資格者の活躍の場

法曹有資格者の活躍の場は本当に広がっています。弁護士から裁判官になっていく、議員の政策秘書や、国会議員、地方議員に打って出ていくと。任期付き公務員として、地方公共団体の首長になったり、職員になったりして、いろんな活躍をしている人はいます。また、企業の社外監査役、社外取締役として、活躍してる人も、たくさん出てきました。女性役員も、特に求められています。女性が入ると会議が長くなると言った元首相がいますが、それはある意味、当たっています。付度して、異議を差し挟まない、質問しない、先輩や上司の言うことには、あまり抵抗しないでやり過ごす。そういうことは、女性には比較的ない。きちんと説明を求め、議論をし、そして、まとめていこうということについては、女性のほうが真面目と感じます。いろんなところから、日弁連に対し、女性の弁護士を紹介して欲しいと、いられています。

## 9. 法哲学も答案に厚み・深みを与える。

法の目的・理念については、皆さん法学で勉強しています。正義だ、具体的妥当性だ、法的安定性だということをするんですが、それを字面を追って覚えるだけじゃなくて、正義って何ですかと、具体的妥当性ってのはどういうことですかと。法的安定性ってのはどういうことですかということを、自分の言葉で説明できるようにしておかないと、試験には受からないし、実務に出て、お役に立てないということになります。正義の相対性って言うことはいわれます。正義ってなんだと。私は1年のときに、法学概論の試験で、不可を取ったんです。試験問題は、ラートブルフの法哲学における相対性とその限界について論じよ、という問題だったんです。授業に出てなかったから、書けなかった。それはまさに、正義というものの、その相対性ということ、ラートブルフは、ナチスの時代を生き延びて、いろいろ考えたこと等が講義の内容だったようだけれども、そんなことも、皆さん考えてみてください。民法刑法の答案書くときにも、法哲学をしっかりとインプットしておくことによって、深みが出てくる。厚みが出てくる。そういうことがあります。

## 10. 変わりゆく社会の意識の変化と法律

法の世界も変わってきてます。例えば、取締役の責任についても、昔は、自分はその悪いことに加担してませんから、損害賠償責任はありませんっていうのが成り立っただけでも、もはやそれでは駄目です。責任をおわされる訳ですよ。そういう不祥事を起こさないようなシステムを構築してこなかったのが、あなたの取締役としての責任だよ、といわれる時代になってきた。法の世界も、本当に私の50年の歴史の中でも、判例によって、法改正によって、どんどん変わってきたんです。

弁護士も、企業といっても、担当者、担当役員のメンツを大事にして、その立場を大事にすると、間違っただけを判断をすることがあるんで、そういったことのないようにするには、どうしたらいいかということも考えていかなきゃいけないというふうには思います。

## 11. 法の理念・目的

どんな社会にも、権利闘争があって、権力の濫用があり、いろんな闘争があります。『法の理念は正義である。法の目的は平和である。だが、法の実践は、社会悪との闘争である』。これは誰の言葉でしょうか。末川博先生の言葉ですけども、これは私、常に頭の中に置いて

て過ごしています。皆さんも、立場は違えど、法の理念や目的を考えながら、実践的に法を駆使して、正しく理解して駆使して、ミスのないように判断して、闘っていかねばいけません。日々、闘いです。それを、しっかりと身に付けてもらいたいと思います。

法の支配っていうのは、よく使われます。ルール・オブ・ローとルール・バイ・ローの違いっていうことは、非常にたくさんの論文論考があるんです。これもインターネットで検索してみてください。私が検索したときで、600万ぐらいヒットしますかね。すさまじい数があるんですけども、要するに、法治主義。法によって治める。支配しようとするんじゃないで、法の支配って、この、主格のオブが使われてる法の支配って、これは、意味が大きいんですね。いずれにしても、権力の恣意性の排除のためには、法の支配が絶対的に必要なんです。

よく、安倍総理も含めて、そうですね、法の支配と民主主義という共通原理を共にする各国と連携してなんて言いますが、法の支配を、きちんと論ずることができるようにしておいてほしいと思います。

自分なりの定義を作っておくってことです。法が人権を保障し、恣意的な権力の行使を制限するようになっているか？法の理念、目的、具体的内容が、正義にかなった、公正で妥当なものになっているか？適正手続が保障された中で、法の制定、解釈の運用がなされているか？最終的に、その機能と役割を十分果たしているか？あなたにとって法の支配とは何ですか？といわれたとき、ずばっと言うには、自分は、こういうふうにとめるという、何かを持つていただければと思います。

IBAの東京大会のときに、安倍総理の法の支配についての演説が、官邸のホームページに載ってます。法務省と外務省の役人が一生懸命、原案を作るわけですけども、ご自身で手を入れて、何回もつかえながら、苦労したという話を聞きました。役人任せにしないで自分の言葉で考える姿勢は、評価していいと思うんです。安倍さんは、天という言葉を使って論じてましたけれども、要するに、権力の恣意性を排除する、権力者を超える、何かがあるんだと。これは、道徳的なものの何かがあるんだというようなことを論じていたんですが、そんなようなことも参考にしながら、自分自身の法の支配を論じていただければと思います。

ソフトローも勉強しなければいけないですね。権力による強制力は持たないが、違反すると経済的、道徳的な不利益をもたらす規範です。例えば、JAS規格なんてのが、よく使われるんですが、証券取引所の規則なんかもそうですね。社会生活の事業も、多くはソフトローに囲まれて営まれている。ソフトローを正しく知る、守る。場合によっては、法改正を働き掛ける。

そんなことも必要になってくる。それもこれも、実定法のハードローをよく知っていなければ、ピントがずれるわけでありませぬ。法哲学、法的な物の考え方、ハードローの知識があってこそ、ソフトローに足元をすくわれないで済むようになる。

## 12. 検察官の仕事

秋霜烈日とは何か。今日、検事出身の方も何名か見えてますけれども、正義の実現ってこといわれますけれども、検察官の役割、それから、やりがい、仕事面での苦労とか楽しさも、よく聞いていただければと思います。一生懸命になると、自分の見立てが間違っても引き返さない。引き返す勇気がない。消極的証拠に目をつぶることになる。そういった点においては、民間の営業成績、利益至上主義と類似的なものがあるなというふうに思います。ここは、いろいろ議論のあるところでしょうから、刑事弁護人の先生とか、検察官出身の方から、いろいろとお話を聞いてみられるといいと思います。

司法と行政。日本という国は、行政優位の国だということはお聞きになってますよね。司法改革で、弁護士数は増やしたけれども、司法と行政との関係性とか、いろんな点で、必要な改革をし損なったといえますか、足りないといえますか、そういう点があることは間違いないと思います。私ども、いろいろやって、法律改正でも、原案の段階から、財務省は噛んでくるんですね。駄目出しをするわけです。そういう点では、非常にエネルギーが必要なことになります。最終的に法案になる中で、法制局にも、厳しくご指導を受けることがあるようです。この三権の考え、三権分立主義っていいんですが、三権の関係性について、自分はこういった問題だと考えている、あるいは、こうしなければならぬと考えている、こういう法律改正が必要なんじゃないかというようなことも考えていただければと思います。

## 13. 三権の中の弁護士

国会、政党とのせめぎ合いで、弁護士の中にも、1票の格差問題を、ずっとライフワークとして、やっている方もいます。いろいろお話しをするのは、ひとつ一つについて、あなた方がどこかで関心を持って、自分の言葉で後輩、友達に伝える。そういったことを考えてほしいということなんです。

秘密保護法。秘密保護法の議論で、日弁連が反対運動やったときに、弁護士の中ですら、秘密がダダ漏れじゃいけないじゃないかっていう批判する人がいました。

秘密は守るということは、国家公務員法でも何でも、あるわけです。アメリカのように、なぜこれを秘密にしておかなければいけないのか。何年たったら、秘密解除して公開するのか。そういうことが、きちんと決められずに、情報は国民のものであるという基本原則を忘れて、官僚の側で秘密を指定して、秘密保護法違反には罰則を付けて。これがいけないんじゃないかなってということが、われわれの意見だったんですが、なかなか、うまくいかないですね。

立法事実って、聞いたことありますか。立法事実というのは、こういう法律を作りましょう、こういうふうに変更しましょう。してほしいということを、それが必要だということを裏付ける社会事象です。こういう法律をほしっていただけじゃなくて、その法律がないと、国民がいかにも不便をするか、不利益か、これをこう改正すると、いかに利益かということについての事実ですね。そういったものを、きちんと論証しておかないと、なかなか法改正ができないということです。

政策形成訴訟というのがあります。お聞きになったことがあるでしょうか。勝ち負けは別として、政策を変える。あるいは、法律を変える。そのきっかけになればいいということで、裁判を使うということです。裁判闘争していく中で、制度の改正を図っていくということに、一生懸命、取り組んでいく弁護士もいます。環境権を巡る訴訟とか、いろいろありますけれども、そんなことを一生懸命、取り組んでいくということ。これは、弁護士の大きな役割の一つだろうと思います。日弁連は左翼じゃないのかといういい方をする論調があります。行政の扱いから漏れた、救済されない人たちを助けるんだと行動をすることが多い弁護士にとっては、それはやはり、政治権力、政権と対峙することが多くならざるを得ないんです。どこの国でも、政権と弁護士会とは緊張関係にあります。それは、やむを得ないことであり、それが、理性的にやり合っていれば、健全なことなんだろうと思います。

私たち日弁連は、権力と対峙することを恐れない。それをやり抜く。運動は、野党的性格、色彩を帯びるのもやむを得ないこと。行政権力との連携と共闘も必要になることもあります。そういう非常に難しいやりとりもあるということをご理解いただきたいというのを、一つだけ申し上げます。

## 14. 法曹一元について

法曹一元という言葉、聞いたことおありでしょうか。全員が、法曹として出発を、弁護士を通してやると。その中から、この人なら、優秀だし人格も優れてるから、裁判官になってもらおうということです。日本の場合は、

若くて優秀な人が、裁判官に採用される傾向があって、優秀な人がなってくれるのはいいんですが、社会経験とか、こなれた判断をするときに、あるいは、証人尋問などの実務を扱うときに、いかがなものかというのがあるんで、日弁連としては、法曹一元制度、作ろうということで頑張ってきましたが、なかなか難しいです。一部、弁護士任官ということで、弁護士から裁判官になってくという制度はあります。あとは、一定期間、裁判官の任務を離れて、弁護士として研さんを積むと、実務を扱うと制度もありますが、法曹一元制度からは程遠いですかね。

アメリカでは法曹一元が採用されているのは、ご存じですよ。今年も、サンフランシスコに行ったときに、向こうの弁護士に案内してもらって近くを歩いてたら、ホテルに向かって、続々と弁護士たちが集結しているというところに出くわしました。それは、キムさんという弁護士が裁判官になるということが決まって、そのお祝いのパーティーだったらしいんですね。私どもに案内してくれた人は、おまえ行かないのかって聞かれて、いや、今日、こいつらの案内しなきゃいけないから、行けねえんだというようなことは言ってたんです。本当に、弁護士の中から、経験を積んだ人の中から、その知識、経験、人格を見込まれて押し上げられ人が裁判官になるということが実現できている。それが、全てうまくいってるかどうかは分からないけれども、うらやましい気がいたしました。

## 15. 結びに

ハードパワーとソフトパワーってご存知ですか。韓国の人との会議で、「ハードパワーとソフトパワー」って私が言ったら、韓国語に翻訳するときに、「ハードウェアとソフトウェア」って言ったから、「違う」と言った記憶がありますけれども、一般的な言葉ではないですかね。軍事力とかを中心としたハードパワーで言うこと聞かせるんじゃなくて、文化とかいろいろな、いわゆるソフトパワーでやっていこうじゃないの、いうようなことで、ハードパワーとソフトパワーという言葉を使ったのは、アメリカのナイ教授だったと思いますが。

AIと法曹弁護士。これは、われわれロートル弁護士が、私が先ほどご紹介あがったのが25期で、50周年を迎えるんですが、IT化に付いていけないから引退しますというような、近況欄にそういうことが書いてくる人がいました。本当に、裁判のIT化は、われわれは推し進めると、中国は、もうとっくにやってるじゃないかいうことを盛んに言ってきましたけれども、いざ自分がIT裁判でやらされるってことになる、なかなかしんどいですね。それはともかく、皆さんは、

AI、IT、いろんなものを駆使して、うまく駆使してやってくということ、できることですから、素晴らしいなと思います。中国では、IT化が、予想を超えて進んでいます。法廷なんか、インターネットで中継が見られるようなとか、さまざまな日本との違いがあります。世の中が変わってるなという、変わりつつあるなということ、しみじみ感じます。社会主義、権威主義は、デジタル化と親和性があるといわれますが、そういう点で、日本が後れを取るんじゃなくて、日本には日本のありようでもって、考えていくというようなことで、若い皆さんが頑張っていたらというふうに思います。



## 特 集 小林元治先生ご寄稿

## 日弁連会長を終えて



弁護士  
小林元治  
(前日本弁護士連合会会長)

## 1. はじめに

日弁連会長職を終えて約8カ月が過ぎました。時間に追われる生活から解放されたいま、振り返って思うことは、2年間は「何らかの政策を実現するには短すぎ、大過なく過ごそうとするには長すぎる」ということです。「参加と対話、団結と実行、確かな実現力」これが私の会長選挙でのアピールでした。コロナ禍を縫って全国各地に出かけ、若手とはZOOMを繋いで意見交換を重ねる中で、会長として社会と会員のために貢献できる日弁連・弁護士会を目指さなければならないという思いを強くしていきました。

## 2. 日弁連は何を目指すべきか

弁護士法1条にある弁護士の使命を全うできるよう様々な環境を整備することが日弁連の目的であり、弁護士・弁護士会の指導、連絡、監督もその目的達成のための機能です。弁護士は使命達成のためにその活動については弁護士自治で制度的に担保されていますが、弁護士自治は権能である反面、責務と責任を伴います。日弁連は意見書、提言書、会長声明・談話などの手段で社会に発信し、一定の影響力を発揮します。時には政府に対する批判も躊躇すべきではありません。しかし、我が国最大の人権NGOとして批判勢力であり続けるだけでは弁護士の使命は達成できません。殆どの提言や意見は法律と予算なくして実現できるものはないからです。

## 3. 日弁連のステークホルダーが機能すること

政策提言から実現へのプロセスには日弁連を取り巻くステークホルダーとの連携が必須です。主なものを挙げれば法曹三者である法務省、最高裁、そして法テラス、財務省、厚労省、消費者庁、中小企業庁、国会

議員等です。法律と予算の成立を見越しての様々なロビー活動が極めて重要になります。日弁連は課題に応じて外部委員による第三者委員会の事務局も担っています。市民会議、民事司法を利用しやすくする懇談会、日本の死刑制度について考える懇話会や民事司法改革を推進する議連、再審法改正の議連等と連携しています。法律と予算の獲得に当たっては日本弁護士政治連盟とも連携・協力は必須です。

## 4. 日弁連の中での利害関係

多くの弁護士が会務活動に参加して意見を集約し、結束してそれを外に向けて発信し実現するには会内を分析してみることも必要になります。現在約4万6千人が日弁連に登録しており、会員の属性として4つの要因が挙げられます。

- ① 政治的要因：保守かりベラルか
- ② 地域的要因：東京・大阪その周辺都市か、地方か
- ③ 年齢的要因：若手（例えば登録15年未満）か、中堅以上（15年以上）か
- ④ 業務的要因：街弁（一般民事、刑事中心）か、ビジネスロイヤー（渉外、企業法務中心）か

これらの要因は複雑に関連しており単純に分けられることではないものの、傾向の分析は可能であり、強制加入の自治制度の中で、弁護士のアイデンティティをどこに求めるのか、時代の変化の中で絶えず分析検証していかなければなりません。このことが日弁連の政策提言とその実行プロセスにも影響をもたらすからです。

## 5. 二年間の活動を振り返る

紙面の都合上概略になる点お許し下さい。

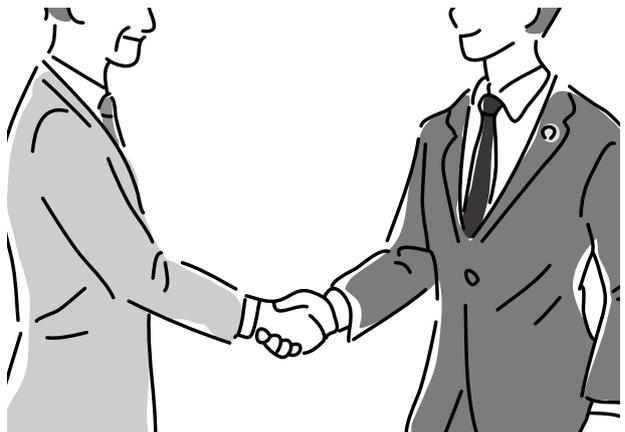
一年目は民事、特に法律扶助の償還制からくる不具合を改善するべく給付制への転換という旗を臨時総会で立てつつ、その実現は一気には難しいことから、ひ

とり親の養育費支援に取り組みました。義務教育対象年齢迄の子を持つ親の償還金免除、そして担当弁護士には法テラスが一括して報酬を払うこととして一部改善が図られました。一般事件の3分の1～2分の1と、安い離婚事件の着手金をまず20万円に改定すべくとりまとめました。これらを実現して、若手の扶助離れを防ぐことは喫緊の課題となっています。

二年目は当番弁護の国費化、オンライン接見、弁護士の取り調べ立ち合い、被害者複数事案における報酬加算等国選弁護報酬の改善、そして再審法改正の取り組みを強化しました。オンライン接見はIT時代における刑事弁護において捜査側だけでなく弁護活動の適正さを確保するうえでも必須の課題です。再審法改正は、昨年3月、私の在任中に超党派で「えん罪被害者のための再審法改正を早期に実現する議員連盟」を立ち上げてもらい、死刑確定判決から再審無罪となった袴田事件、福井女子中学生殺人事件の再審開始など、冤罪被害者救済の機運は熟しており早急な法改正を実現する必要があります。

## 6. 持続可能な日弁連、弁護士会へ

私の在任中、全国各地で弁護士の信頼が根元から揺らぐ弁護士不祥事が発生しました。弁護士自治が市民の信頼を失い瓦解することは何としても避けなければなりません。倫理研修強化は勿論、懲戒事案の把握のため市民窓口での情報収集と迅速かつ厳格な綱紀・懲戒手続きが求められます。信頼され、社会に貢献できる司法サービスの提供を実施し、持続可能な日弁連・弁護士会をわが国のレガシーとしてしっかり守っていかなければなりません。



## 特 集 卒 業 生 イン タ ビ ュ ー

## 「解」を求めて

～バレーボール元日本代表から見た日本と世界



パナソニック オペレーショナル  
エクセレンス株式会社  
福澤 達哉さん

日 時 令和7年1月17日(金)午後4時～午後5時  
場 所 パナソニック オペレーショナルエクセレンス(株)  
(東京ミッドタウン日比谷)  
参加者 福澤達哉様、矢部耕三、佐藤公紀、山川典孝



座談会 左より  
佐藤公紀、矢部耕三、山川典孝、福澤達哉さん

**山川** 本日のインタビューをはじめさせていただきます。私は中大法曹会の広報委員会の委員長です。中大法曹会は、2年に1回、会報誌を出しております。その中で、各方面でご活躍されているOBの方へのインタビュー記事を載せております。今回は、バレーボールの世界で今もご活躍中の福澤さんにお時間をいただきました。まず最初に、福澤さんの今のお仕事について伺います。今、パナソニックにお勤めになられていますが、パナソニックを志望された理由からお話いただけますでしょうか。

**福澤** まず、志望した理由としては、私は、2つの軸があるのですが、1つはもちろんバレーボールという軸がある中で、大学4年生の時に北京オリンピックにも出させていただきました。そこから、いろいろなバレーボールのチームを持っている企業様からお声掛けをいただきまして、

その中でパナソニックという会社が一つの選択肢としてありました。私自身、バレーボールだけではなくて、一人の企業人として、引退後どういった仕事がしたいのかというところは常に学生の時から考えておりました。

3年生とか4年生になると、周りの人も就職活動を始めるわけなんですよね。周りにいる同級生たちがエントリーシートを書いたり、どんな会社に行きたいのか、志望動機は何かといったことを考えていく中で、その当時、私は日本代表も背負っていた中で、バレーボールというところで一つオファーをいただくという形の中で、本来であればバレーチームはどこの会社が強いのかということも一つはあるものの、私は、どちらかというところ、この会社は何をしている会社なのか、自分が引退した後にどういう仕事ができるのかというところを、バレー

部の部長さんであったりとか、その企業様の関係者の方が来られた時に、よく聞いておりました。

そうした中で、このパナソニックという会社が、私の祖父が好きなブランドで、その当時はナショナルというブランドでしたけれども、幼少期からナショナルというブランドが身近にあったというところと、自分の中で生活を支える家電というところ、また、話を通して聞いていく中で、実はオリンピックのスポンサーもしているのだよという、こういった話を聞いていく中で、私自身はバレーでオリンピックを目指したいという思いがあって、選手としてはもちろんそこが一つの最大のゴールという中で、そこに、引退した後もスポンサーとして携わっている、このパナソニック、トップスポンサーとして携わっている、こういった仕事があるのだというところに興味を持ったのが一つの志望動機としてありました。このバレーとしての魅力というところと、パナソニックという歴史のある企業、かつその中でこういった仕事をしているのかというこの仕事内容に対してもすごく私自身が惹かれたってところが志望動機にはなっております。残念ながらスポンサーは終わってしまったのですが、当時はそういったところも含めて興味がありました。

**山川** ありがとうございます。今、いくつか理由を挙げただけです。実際にバレーを引退されて、この会社の中で日々業務を行うようになったと思うのですけれども、その当時イメージしていた、引退したらこういう仕事をするのだなというところと、今、実際にお仕事をされている内容とで、同じだった、或いは少し違うものがあったなというところ、日頃今どういう業務をされているかということと関係してお伝えいただければと思います。

**福澤** はい、私は、コーポレート広報の中で、特にインターナルコミュニケーションを軸に仕事をさせていただいています。昨今のインターナルコミュニケーション、従業員コミュニケーション、企業が情報を発信するというトレンドの中で、トヨタタイムズが大きく話題になったのを皮切りに、オウンドメディアというものが一つ立ち上がっていく中で、私自身はオウンドメディアとインターナル従業員コミュニケーション、そういったところを領域として、今お仕事をさせていただいています。入社した当時というのは宣

伝のオリンピックスポンサーシップの仕事をしている部署に配属していただきました。今、SVリーグが立ち上がってプロクラブを目指していますけど、私が入った時は、企業スポーツという括りでしたので、基本的には自分が所属する部署があって、その社員としてバレーをやっている間は、バレー選手として活動するという形でしたので、入った時は宣伝部。そこから東京オリンピック開催が決まった2012年のタイミングで、私のいた部署というのが東京に移転したので、そのタイミングで宣伝から広報に移って、そこからずっと2012年から、実は今の社内報というインターナルの部署に所属しており、引退後もそのまま現所属部署で仕事をしています。

そこでの仕事は、これまで、ずっとインタビューをされる側であったわけですが、今度は、インタビューをする側に回り、インタビューの内容を記事に書いて、従業員に届けていく、そういう仕事をしております。その際、自身のこれまでの経験の強み、日本代表、かつオリンピック選手であるという、こういった肩書きも使えるところはしっかり自分の強みとして活かしながら、インタビューをしております。例えば、経営幹部と対談をするときに、私も顔を出すことがあるのですが、自身がインタビュアーとなって、会社の取り組みについて話を聞いていたり、或いは、現地社員へのインタビューでは、現地社員のチャレンジを深掘りしていくというような企画も、引退したタイミングで私から立案をさせていただいたりしております。そういった仕事を、今は主にさせていただいております。

**山川** ありがとうございます。福澤さんがインタビューしている記事を見たことがありますけれども、やっぱりパナソニックって巨大な会社で、いろんな部署があって、それぞれ個々のセクションで言ったら、専門的なところがたくさんあると思うので、インタビューするにあたって、いろいろ勉強しないといけないかと思うのかもしれないと思うのですが、そういう学びというのはどういう感じでしょうか。

**福澤** そうですね、もちろん技術とか、専門的なところは、事前準備の中で情報としてはしっかり入れますが、私自身はどちらかというと、私が情報を届ける相手、例えば、従業員であり、

ステークホルダーであったりですが、その方々と同じ目線に立ってインタビューをして記事を書いていくことが大事なのかなと思っております。そういう観点から、あまり調べて専門的な話をするというよりは、実際の取り組みの背景であったりとか、挑戦する気持ちであったりとか、苦労した点などをしっかりと聞いていくということを意識して、伝えるようにはしています。

**山川** なるほど、その記事を見た従業員が、社内のこんな分野でこんな人が頑張っているのだというのが感じられるような伝え方が大事ということですね。

**福澤** そうですね。今の仕事でもそうですし、バレーボールの世界でもそうですが、やはり伝え方一つでその物事の見え方というのはすごく変わるといことはすごく感じております。先ほど言ったように、これまではずっとインタビューを受ける側として、どちらかという、自分の見せ方、このインタビューを通してどう伝えればいいのかというところを主に意識しながら、受け答えさせていただいていましたが、仕事についてからは、周りの方が頑張っている様子をどう伝えていけば、その中の本質というか、魅力的な部分が伝わるのだろうかというところを考えてやっています。言葉の切り取り方であったりとか、質問の仕方であったりとか、ニュースや情報をキャッチした方にとって、こんな側面もあったのだという驚きと発見を与えられるかどうか、もっと言えば、それがその方の印象になってしまうという責任感もすごく感じながらやっております。そういう意味で、過去の私だったらこう聞かれたら答えやすかったなとか、そういったところの知見も含めて、今も日々学びながらいろんな領域、いろいろな場面で活動させていただいています。

**山川** 我々も勉強になりますね。続きまして少し過去の話ということでいくつかお伺いできればと思います。今回、中央大学のつながりということでインタビューさせていただいているわけですが、中央大学法学部に4年間、在学されております。まず、中央大学法学部への進学を考えた理由というのは、どういったところにありますでしょうか。

**福澤** そうですね。私がパナソニックを選んだという理由も同じなのですが、私がバレーボールに

出会ったのは小学校4年生ですけれども、競技として本格的にやり始めたというのは中学校からになります。中学3年生の時には京都選抜として都道府県対抗の全国大会に出場し、同大会で優秀選手に選ばれて全国の選手が集まる合宿に呼ばれたというのが、世代別を含む日本代表としてのキャリアのスタートになります。そこからバレーボールという軸は、一つ走り始めていましたが、私の中でバレーボールだけではなく、もっといろんな世界、視野を広げていきたいという思いがありました。高校進学の際も、当時の京都で、8年間ぐらい全国大会に出ていた他の高校よりも洛南高校という進学校を選んで、できるだけ文武両道を目指していたということがあります。その中で、大学進学について、中央大学を選んだという点に関してですが、もともと、バレーボールに関しては、やはり関東の一部リーグの方が、レベルが高く、今後の日本代表であったりとか、バレーのキャリアの考えると、関東のチーム、関東の大学に行くという、選択肢は固まっていました。いろんな大学が選択肢としてある中で、やはり、総合大学の中で自分が興味のあることをやっていきたいと考えたときに、高校3年生の安易な考え方かもしれませんが、当時行列のできる法律相談所とか、木村拓哉さん主演ドラマの「HERO」であったりとか、弁護士の世界が、グッとエンターテインメントの世界に近づいていた時代で、それを見て文系の中で自分が興味のある学部はどこだろうと調べていく中で、法学部って面白そうだな、それこそ弁護士って面白そうだなというところの興味から、中央大学法学部というところに進学をさせていただくということを決めさせていただきました。ずっと関西にいたので、当時は恥ずかしながら、中央大学というところの知名度というか、私の認知というのはそんなに詳しくはなかったですね。やっぱり慶応・早稲田ぐらいで、関西にいと立命館とか同志社とかそのあたりが有名でした。ただ、私の両親が、やはり中央大学の法学部は白門と呼ばれていて、すごい大学なんだよ、すごい学部なんだよと言って、ぜひこの中央大学の法学部で、バレーだけじゃなくて、しっかりと勉強したいなというところを選んだというところがありますね。

**山川** ありがとうございます。中央大学法学部に進学して、大学1年で日本代表に選ばれており、それだ

けですごいわけですが、バレー部ではどのような活動をされておりましたか。

**福澤** そうですね。中央大学のバレー部は、社会の縮図ではないですが、役割分担が明確になっていて、例えば、4年生がしっかりと方針を決めて、3年生がそれをサポートして、2年生が実務に落とし込んで、1年生がしっかりとそこについていくという、各学年の役割みたいところが、やはり高校よりもさらにグッと強いチームでもあったので、非常にしっかりしているなという印象でした。

学生が自分たちで部を動かしていく、もちろん監督はついていますが、やるのは自分たちだということと、バレー部のメンバーも、大学4年間バレーボールをやりたいという中で来ている選手ばかりでしたので、もう一段意識レベルが上がった中での活動というのは、私にとってすごく刺激的でもありました。

その中で1年生から日本代表に選ばれてというところと、もちろん大学でも入学してすぐ、スタメンとして使っていただいて、チームの中心として活動していくという中で、私自身は、この中央大学バレー部を、どう勝たせていくのか、どういうふうに強いチームにしていくのか、エースという役割を任されていたので、その中で学年によってコミュニケーションの取り方というのは先ほど言ったように役割が変わってくるわけですが、一つ軸として考えていたのは、自分からしっかりと発信をしていく、1年生だから4年生の言うことを絶対に聞くというのが全てではなくて、自分がこうだと思ったことについては、きちんと意見を言うっていくということは4年間通してずっと意識をしてやってきました。

そういった意味では、学年によってバレー部への向き合い方、見え方ももちろん変わっていましたが、その4年間の中で、非常にいろんなシチュエーションというか、いろんな場面に出会っていく中で、学びが多かった4年間だなというふうに感じています。

**山川** ありがとうございます。学生時代は、バレー部での生活、活動が中心だったと思いますが、それ以外の学生生活全般ということで、福澤さんも、我々もそうですけれど、多摩キャンパスは、大学の周りは何もないというようなところで、我々だったらもう勉強するしかないとか、運動部の方であればもう運

動するしかないみたいなのところもあったりあると思うんですけど、学生生活の思い出といいますか、どんなところが印象に残ったというところはありますか。

**福澤** そうですね。私は、割とバレー部の中だと、特殊な動きをしていた人間でした。中央大学のバレーボール部というのは、スポーツ推薦で入ってくる学生は、基本的に全寮制のため、寮に入るのです。南平に寮がありまして、そこに入るというのが基本的な流れでしたが、私は、高校の指定校推薦で行かせていただいたので、当時のバレー部の監督に、勉強をしたいということで、交渉させていただき、一人暮らしをさせていただきました。寮だと、1年生から4年生まで一部屋で、居住スペースがベッドの上しかないみたいな環境でしたので。

そういうこともあり、バレーの練習の時は、ずっと体育館にいたのですが、それ以外ではできるだけ一般の学生と接しようと考えていて、授業が一緒の学生などと仲良くなって、お昼を食べたり、バレー以外の情報を得たりしていました。

**山川** 当時、一クラス50人くらいですかね。

**福澤** そんなにいなかったと思いますが、1、2年生の時だと語学クラスがあったりして、一緒に遊びに行ったりしていました。

**山川** そうでしたか。では、次に、今も中央大学のバレー部とのつながりはあると思いますが、後輩や、これからバレーをしていこうという人たちに対して期待したいこと、或いは、伝えたいことがあればお願いします。

**福澤** そうですね。私ですごく感じるのは、大学バレーに限らず、学生スポーツ全般に言えることですが、学生スポーツというのは、強制的に終わりがくるスポーツなんですよね。引退というものはすごく価値のあるものだなと思っていて、高校3年間ももちろんそうですし、大学4年間ももちろんそうです。大学であれば4年という限られた中で自分は何を残せるのかという、ある種この期間が決まっているからこそ取れるアクションであったり、どんなに大変でも頑張り切れるという側面があると思うのですね。この4年間の答え合わせが引退になるわけなのですけれど、この4年間自分は何をしてきた

のかというところは、4年になって後ろを振り返ってももう取り返しがつかないわけなのですよ。

過去を振り返って、1年生の時にもっとこうしとけばよかったとか、2年生の時にもっとこうしとけばよかったとか、この気づいた時にはもう遅いということがあるわけなのですよ。

これが例えば企業に入ってまだスポーツを続ける場合は、終わりが引退勧告をもらうか、自分でもここまでだなんて思うかなど、ある程度期間の振れ幅があるのですが、学生の場合は、やりたくても4年で終わってしまうのです。ですので、この限られた時間の中で、自分はなぜこの中央大学に来て、なぜバレー部に入ったのか、なぜこの運動部に入ったのか、そこの部分を、迷った時とかちょっとしんどいなって思った時とかに、考えてほしいです。

私もなかなか下級生の時は勝てなくて、4年生で初めてセンターコートに立ったりしました。それまでもベスト8までがインカレでも最高成績だったのですけれども、4年生の時のインカレで初めて準決勝に行き、最後3位で勝って終わったという経験がありました。やっぱりその時に、この4年間について、私も代表にいて、チームを抜けていたりしていたとか、いろいろずっとチームにいたわけではないのですが、チームの一員として自分が何を残せたのか、この中央大学バレー部において、どういう成果を出せたのかというところを、振り返りました。そこで、やっぱりここでしか味わえない、この引退という限られた時間があつたからこそ、味わえた感情であつたりとか経験であつたりとか、すごく私自身は強く感じました。

ですので、今、学生で頑張っている子たちも、勉強もあって、遊びの誘惑もあって、バレーもやらなきゃいけない、いろんな選択肢は多分あると思うのですよね。そのたくさんある選択肢の中で、どの選択肢を取るにしても、やっぱり自分で納得のいく道につながっているのかどうかというところを常に見ながらやってほしいなと思います。

**山川** ちなみに、今の中央大学のバレー部と、当時、福澤さんが在学したときのバレー部、どっちが強いのでしょうか。

**福澤** 今のほうが強いのではないですかね。バレーボール自体もトレンドが変わってきていて、戦術であつたりとか、必要なスキルみたいなとこ

ろは変わってきているので、中大バレー部だけじゃなくて、バレー界全体としてバレーボールのスキルのレベルというのも、圧倒的に我々がやっていた学生の頃よりも上がっていることは事実です。毎回、インカレの試合とか見ていると、学生ながらすごく高度なバレーボールをしているなというのは思います。

あとは、今の中央大学だと、石川祐希選手が入って、一つの流れを作ったわけなのですが、イタリアに留学するというプログラムであつたりですか、本当に大学の中に留まらない、ここからいかに次は世界に活躍する選手を出せるかというプロジェクトも、OB会の協力も得ながら進んでいるというところですよ。

選手たちの選択肢という点については、私は、幸いにも、入学した1年生の時に日本代表に入れていただき、ある種、世界とのレベルの差というのを痛感しながら、オリンピックが開かれるたびに、こいつらを超えていかないといけないのだというビジョンが持ちやすかつたわけですが、日本代表ではなくとも、イタリアであつたりとか、自分がそれに行かなくても、海外に行った人を見て、その人が経験をしてどう変わるのかというのをみれたりなど、成長できる接点はすごく増えているなと感じているので、そういうチャンスというか、自分たちが成長できるポイントを見逃さずに、積極的に拾ってほしいなと思います。

**山川** ここは後でも触れようと思つてますけど、今ちょうど話が出たので、その世界との差ということでお伺いしたいと思います。かつては、日本もバレーボール男子で金メダルとか、かなり強い時代もあつたと思うのですけれども、今のこの状況、前回のオリンピックの結果とかもありましたけれども、福澤さん自身、世界で戦っておられて、どういうところに世界との差というものを感じますか。

**福澤** そうですね。私の現役の時というのは、本当に物理的なフィジカルの差というところが超えられない壁があるというのを感じていました。やっぱりロシアの選手だったりとか、アメリカの選手だったりとか、2メートルを優に超えてくる選手に対して、私も189ですが、10センチ以上差がある選手に対して、思いつき飛んで思いつき打つても、そのブロックを抜くことができないという状況でした。本当にもう壁だな、と思いつながらずっとやってきたわけですが、そ

こから、身長・フィジカルで劣る日本がどうやったら勝っていけるのかというところを、我々の時も自問自答して苦しみながらやっていく中で、それが、東京オリンピック、パリオリンピックと進んでいく中で、バレーボールのトレンドという点で、戦術も変わってきて、データバレーもどんどん高度化していきました。そういったことも要因としてあると思いますが、今の子どもたちは世界との差をそんなに感じてないと思うのですよね。それはなぜかというところ、自分たちが何をすれば勝てるかというある種、一つの解というのを日本のバレーボール、特に男子のバレーボールの中でつかみ始めているというのがあって、我々の時も多分こういうプレイをしないといけないのだからというのとはもちろんあったわけですが、より明確になっているのではないのでしょうか。

身長が低いからミスをしてはいけないであったりとか、しっかりつなぐ、細かいところのプレイというのは、これはもうずっと口ずぱく言われてきたわけなのですが、そこから先の問題、ではそれをやるために何をしないといけないのかという方法であったりとか、アプローチというところについて、ずっとこれであるのかというのを迷いながら、探りながらやってきたというのが我々の時代でした。

それが、一つ結果がポンと出て、もしかしたらこれかもしれないというタイミングで、そこにほかのことを積み重ねて、これができた、これができた、じゃあ次はこれだ、じゃあ次はこれだといって積み重ねていったら、東京オリンピックやパリオリンピックでメダルを取れる可能性があるチームにまでなったのだと思います。自分たちできっかけをつかみ、そこに対するアクションとその答え合わせというのがどんどんいい方向に流れていったというのが今の日本代表だと思っています。

です。世界との壁というより、いまはどちらかというところ、大半の国は日本を真似するようになってきているのです。ただ、その中でもまだ、今回パリオリンピックベスト8で敗退してしまったように、まだ上に4つ5つ越えなければいけない世界のチームがいるわけなのです



ね。私が代表にいた時は、まだ最高11位とかでしたので、その当時は、まず10位にどう入るかというところが課題でしたが、そこはもうクリアをして、次に、上の4つ5つあるチームに仲間入りをしたというタイミングかと思っています。

もちろん、追いかけるという構図自体は変わらない。変わらないのですけれど、追いかけるスタートラインというのが明らかに上がっている中で、私が解説者として見ていく中でも、後輩たちの活躍を非常に楽しみにしながら見ています。昔、日本のバレーが金メダルを取ったときに、世界を席卷したわけなんですよ。新しい戦術を生み出して、なんだこれはという驚きを世界に与えたりしました。その時と同じことを、今の日本がもしかしたらできるのではないかなという期待を私自身は持っています。日本人の粘り強さであったりとか、緻密なところから生み出す戦術であったりとか、日本らしさというところをしっかりと使った中での攻め方を今の代表はやっていると思うので、いずれ日本にしかできない形を作ってくれるのではないかなと期待をしております。

**山川** また世界を驚かすような技が次のオリンピックで見られるといいですね。

**福澤** そういうことでいくと、当時も横田忠義さんとか嶋岡健治さん、木村憲治さんら中央大学の選手が日本代表になって、オリンピックに出ていましたが、それが今まさに、関田であったりとか、石川であったりとか、同じような流れで、中央大学の卒業生から、中心になって引っ張っている選手が出ているので、そういう意味でも非常に楽しみだなと思いつつ、今は見

ています。

**山川** 続きます、これまでもバレーボールについていろいろお話しいただきましたけれども、バレーボールの関わりについていくつかお伺いしたいと思います。先ほど小学4年の時からそれを始めたとのことですが、そこから始まって、Vリーグに至るまでのご活躍も含めてお伺いできればと思います。

**福澤** 始めたきっかけは、2つ上の兄がバレーボールやっていたというところが一番最初です。小学校の当時の教員の方がバレーボールが好きで、その人がやっていたバレーボール教室みたいなのがあって、そこに兄にくっついて始めたというのがきっかけですね。

**山川** それ以降、中学、高校とバレーボールを続けていった。

**福澤** はい、中学でもバレーをやりました。中学の時は全国に行くとかということはなかったのですが、バレーボールを続けていく中で、中学3年時に京都選抜に選んでいただき、都道府県対抗の全国大会に出場しました。そこで初めて全国レベルというところを経験して、その延長で、優秀選手として代表合宿みたいなものに入れてもらってというのがキャリアのスタートです。

そこから、高校への進学は、当時、京都のベスト4ぐらいのチームでしたが、洛南高校に進学をしました。洛南高校では、1年生の冬に8年ぶりの春高バレー出場を果たし、そこから夏のインターハイも京都代表として出場しました。その翌年の自分たちの代では、春高バレーがベスト8、インターハイでは優勝をしたというのは高校時代のキャリアです。

**山川** ちなみに今京都という話が出ましたが、今活躍されている高橋選手も京都出身ですね。

**福澤** はい。京都出身です。東山高校です。もう一人、大塚達宣という、洛南高校出身で、昨シーズンまで大阪ブルテオンにもいた選手で、今イタリアに行っているのですけれども、彼も東京オリンピック、パリオリンピックのオリンピック代表で、彼が洛南高校にいたときに、春高を優勝して、その翌年、高橋藍の率いる東山が優勝して、京都勢が2年連続優勝するという

大変な年でした。

**山川** 我々はあまり詳しくないのですが、京都というのは、結構バレーボールが盛んな地域なのでしょうか。

**福澤** やはり九州の学校が我々のときは強かったのですが、盛んだったところでいえば、関西でも大阪とかがずっと長年強かったっていうのがありました。私の時のインターハイでの優勝が京都勢としての初めてのインターハイ優勝だったのです。インターハイでのその初優勝が、私のいた洛南高校だったわけです。春高バレー優勝であれば、京都勢の初優勝というのは、第1回大会が京都の花園高校です。京都勢が優勝したというのはこの2回だけだったのです。その花園高校では、元日本代表としても活躍した西村晃一さんっていうビーチバレーに今行かれている方がいるのですが、その方が優勝に貢献しました。そのとき以来で私がインターハイで優勝して、その後は私の次の大塚の代まで優勝はなかったのですが、そのころに京都が2連続で優勝したというところでした。そんなに頻繁というわけではないですが、それ以降は強いチームがパッと出ると、今の時代はSNSからも情報がいっぱい入ってくるので、選手がどんどんそういう高校に行きたいってなります。それがまたちょっと継続して、今では京都もレベル高くずっとやっている感じですね。

**山川** 分かりました。社会人になられてVリーグに入られ、昨年SVリーグっていうのですかね、ちょっと名称も変わりましたが、その時代もご活躍されて、それから、ネーションズリーグやワールドカップでもご活躍されてといたと思うのですね。このネーションズリーグについてお伺いしますが、これに出ることで世界とのレベルといいますか、世界の技術とかそういうのも学べたりもするのかなと思うのですけれども、ご自身がこのネーションズリーグに参加されて、どういうことを学ばれたかというところをお伺いしたいと思います。

**福澤** もともとこのネーションズリーグというのが2017年とかに始まった大会で、その前身が実はワールドリーグという別名の大会があったのです。私が初めて日本代表に選ばれて18歳で行ったのも、このワールドリーグ大会でのブラジル戦だったのです。そのワールドリーグではホームアンドアウェイで対戦があって、そういう大

会がずっと続いていましたが、ちょっと形が変わってきました。ネーションズリーグでは試合方法とかもホームアンドウェイじゃなくなって、世界のトップチームが男女18チームずつ出場し、各開催国に6チームずつ分かれて、3週に渡って予選ラウンドを戦います。毎年そういう世界大会があるので、そこで日本と世界との差っていうのをずっと測りながらやっていくことになります。私は当時パナソニックパンサーズでずっとプレーしましたが、冬のシーズンっていうのはVリーグのシーズンなわけですね。なので、基本的には外国人がチームの中に一人いるけれども、日本人対日本人で、毎年5月ぐらいまでVリーグのシーズンで、その後は10月ぐらいまでが日本代表シーズンになるのですが、ここで世界と戦っていくわけなのです。この切り替わりのタイミングでは、必ず「高さのギャップ」が生まれます。そのまま日本人相手の感覚でやってしまうと、海外の選手の高さにブロックされてしまうみたいな。だからこういう国際大会に出られないと、高さのある海外の選手相手にどう決めていけるのか？世界とどう戦っていけばいいのか？ということに関する経験が得られないのです。そういう意味で今のネーションズリーグというのは位置づけとしては、いろんな国のチームとも当たり、毎週のように試合をしていく、タフな大会ではあるのですが、試合が続いていくというところで、非常に日本代表チームの成長を推し計るために、若手も含めていろんな選手を試しながらチームが成長していく、そういうような非常に大きな意義のある大会になっていますね。

**山川** なるほど。では続きまして、将来のバレーボール界について伺いたいと思います。いくつかありますが、まずSVリーグへの期待と、今後の課題ということで、バレーボールの日本国内リーグはいろいろ名前が変遷して、昔は日本リーグでそれからまた変わって、スポンサーも変わられて現在SVリーグになってといいます。このSVリーグへの期待について伺えますでしょうか。

**福澤** そうですね。日本のバレーボール界というのは、何度かプロリーグ化に向けて動いたタイミングがあったのですが、なかなかそれが定着しないという中で、本当にもう最後のチャレンジだなというぐらいのところ、バレーボール協会も動いて、SVリーグだけでなく選手各人も含めて、

ここでバレーボールの人気を一気に定着させるという中で始まったリーグです。SVリーグ立ち上げのコンセプトとしては、2027年に完全プロリーグ化、2030年には世界一のリーグにするというものです。そこに向けて、今、日本代表が国際大会でメダルを取れるレベルにまで上がってきていますし、日本国内のクラブのレベルも上がってきている。そこに各チームの外国人枠を2人に増やして、リーグのレベル自体も上げて、国内のリーグの競争力を上げて、その人気を獲得していくことで、さらにバレーボール人気も上げ、競技のレベルも上げていくという立て付けのものになっていきます。まずはやはりこの日本の中でのバレーボールという競技、特にバレーボールのリーグというもののプレゼンスをいかに上げていくことができるかということが、このSVリーグの課題になってくるかなと思います。今は、日本代表の試合は見るけど、バレーボールのリーグのことはあまり知らないというのはずっと長年続いていたわけですね。そこがようやくSVリーグになって注目度も上がり、人気の選手もいて、SVリーグも面白いじゃんとなってくれば、その価値というのはどんどん上がっていきます。そういうリーグにしていくべきだなと思います。

**山川** これはいろんなところで目にしますけど、オリンピックがあると一定のスポーツに結構人気が出て、終わって次の4年の間にどうやって人気を持続させるかというのが課題なのかなというふうには伺っています。ちなみに今までもプロ化の話が出て、ちょっと頓挫したけれども、バレーボールの世界で、プロ化への障害というのはどういうところに感じられますか。スポンサーとかもちろんあると思うのですが、

**福澤** そうですね。バレーボールに関しては割と明確というか、バレーボールだけでもないのですけれども、基本的に日本のスポーツというのは比較的メディア先導型の人気獲得の流れがほとんどなのですね。プロ野球にしてもテレビ放送があるからというところでそこにファンがつくのもそうですし、オリンピックごとに何故スポーツが盛り上がるのですかという、メディアが焚きつけて興味が湧いて上がっていくことが多いでしょう。ラグビーのワールドカップの時にもわかファンみたいな言葉が取り沙汰されていましたが、あれもそうですよね。

放送があり、それを見て面白いじゃんというのは、いいことでもありつつ、逆に言えば自分たちで能動的にスポーツを見に行くという習慣はないのではないのでしょうか。ここをどう変えていけるかが、このバレーボールだけでなく他のプロスポーツリーグも直面しているところです。特にバレーボールは人にファンがつくスポーツです。今の高橋藍選手の人気とかもそうですけど、アイドル的な人気を博している中でファン層も比較的女性が多いということだとすると、この何々選手を目当てに見に行くことになります。そうすると、その選手がいるうちはいいけれども、その選手のファンが離れていくと、それがイコールとしてリーグのファンも離れていってということになってしまいます。入り口はそれぞれの選手でいいのですが、見に行ったそのリーグの試合自体が面白いんだ、なんてバレーボールって面白いんだとなってもする必要があります。この競技とリーグという箱へ人気結びつくのがやはりすごく大事だと思うのですが、そこがなかなか過去にはうまくいかなかったところでした。今、日本のバレーボールがこれだけ注目されている中で、SVリーグが始まりました。そのSVリーグが成功を収めることになれば、もしかしたら日本の中でスポーツ観戦というものに対する見方、捉え方が変わるように思われます。また、今は、日本のバレーボールは、東南アジアとかの方でも人気がすごくあるんですけど、フィリピンとかインドネシアとか、日本だけのコンテンツではなく、例えばNBAが世界各国で見られている、ヨーロッパのサッカーが日本でも見られているっていうのと同じように、ドメスティックではなくて、しっかりとグローバルにも発信していくコンテンツに育っていくという、そういうポテンシャルがあるのがSVリーグだと私は思っているので、そこを獲得できれば、持続的にこのSVリーグっていうものの価値が上がってきて、先ほどおっしゃったようにスポンサーというところもそこには必ずついてきてくれるのではないかなと思います。人と競技レベルと、あとはエンターテインメント性ですね、ここのバランスというのをどう作っていくかということについては、どちらかというとは私は解説者という立場で携わることが多いので、部分的にはエンターテインメントという領域に入るのかなと思っています。SVリーグに携わる人々が、それぞれの役割の中でどうすれば

バレーボールが盛り上がっていくのかということと、そこをしっかりと認識して役目をはたしていけば、その人気というのは定着するのではないかなというふうに思います。

**山川** 今のお仕事も広報とか宣伝ということなので、広い話で言えば、その一翼を担われているかなということですね。ありがとうございます。続きまして、今日本バレーへの期待というところも、併せて伺ったと思いますので、ちょっと話が変わりますが、女子バレーについて伺いでできればと思います。女子バレーでもいろんな有名な選手が活躍されていると思うのですが、女子バレーへの期待とか、男子バレーとの違いみたいなところとか、そういったものも伺いでできればと思います。

**福澤** そうですね。長年バレー界は女子バレーに引張られてきてもらってきたのです。私の代もロンドンの時に女子バレーが銅メダルを取って、木村沙織とか同級生ですけど、竹下さんとかの時の女子バレーの人気っていうのはもちろんすごくて、スポーツなので、やっぱりこの時代のループみたいな流れっていうのがあるので、今、女子ではなくて男子の方がという状況ではあるのですけれども、決して女子の選手が、レベルが低いかという決してそうではなく、ただやっぱりこの女子バレーだけじゃなくて、女性のスポーツっていうところの価値の見せ方、これもまた同じなんですけど、多分ちょっと毛色が違うと思うんですよ。

その解がどこにあるのかっていうところ。これはおそらく探っていくといかないのだろうなと思いますし、競技としては、昔でいえば、男子は迫力、パワー、高さ、スピード。女子はレシーブ、つなぎ、粘り。なので、見え方としては、女子はラリーが続くから面白い、男子は一発で終わるからスピード感があるっていう、この競技特性が分かれていたわけなんですけれども、今、男子もレシーブがよくなって、ラリーがどんどん繋ぐようになってきているので、これがまた面白くなってきているのですが。

逆に言えば、女子が繋ぎだけじゃない、ダイナミックなプレーみたいなのが、だんだん女子の戦術としても男子に寄ってきているところがあるので、そういう中でお互いがいい意味で高め合ってやっていくことが大事なかなと思います。オリンピック前のネーションズリーグ、男女ともに銀メダルっていう、これって、過去

にほとんどない素晴らしい結果なのです。他の諸外国の強豪国含めても。男女がアベックで、銀メダルを取る、メダルを取るっていうことは。

それだけの位置に日本の男女のバレーボールのレベルがあるということ自体は紛れもない事実だと思うので、そこをどう相乗効果として高めていくかっていうところが大事なところかというふうに思います。

**山川** 私もこの前の春高バレーを見て、女子の優勝したチームの秋本美空さんっていう選手ですか。ものすごい力強い、見ていてすごいなと思いましたね。

**福澤** そうですね、ああいうスター選手がどんどん出てくると思うので。

**山川** ありがとうございます。最後になりますけれども、母校の中央大学に期待したいこと、あと中大法曹会への期待、我々として、できることとしたら、毎年寄付で少し応援するぐらいしかないんですけども、何か期待したいことをお願いします。あと、中大生に贈る一言もいただければと思います。

**福澤** そうですね、本当にいろいろ見ていて、もちろんバレー界っていうところでいけば、先ほど言ったミュンヘン時代の金メダリストの方々も含めて、過去のバレー界にもこういった中央大学バレー部OBの方々がある今のバレー界を支えているというのがたくさんあると思うのですね。これは選手としてもそうだし、引退されたOBの方もそうだし。そういう中で非常に中央大学の今の立ち位置というところはすごく高いもの、極めて高いところにあるなと思ってますし、これはバレーだけじゃなくて、中央大学法学部、それこそ皆さんもそうだと思うんですが、弁護士の方々も中央大学法学部卒という方がたくさんいらっしゃる中で、それだけ母数が多いということは、日本を今支えている方々が本当にあちこちにいるという中で、私も仕事をしていて、実は中央大学法学部なんだよという方にたくさんお会いもしますし、卒業生同士の繋がりも含めて、特に私はスポーツの側ですけど、今回も駅伝が、いけるかな?! というこの応援はやっぱりあったわけですけど、この母校が頑張っている姿っていう、これってやっぱり大学スポーツならではの特徵で、かつ、それによってこのスポーツが今いる世の中に日本を支えてくださっているこの卒業生の方々に

もすごく勇気を与えているっていう、これはやっぱり素晴らしいことだなというふうに思うので、この駅伝、今回頑張った駅伝のこの選手たちもそうですし、もちろんバレー部もそうですし、それ以外の運動部の方もそうですし。

それほどまでに自分たちがやっていること、自分たちのための4年間でもあるし、それを応援してくれるOBの方々であって、卒業生に向けても自分たちの頑張りっていうところが力になって、そこに触発されて各領域で皆さんが仕事頑張ろうってなっているっていう、この繋がりっていうのは私はやっぱりすごくあるんじゃないかなと思うので、そういうところの意識というか、そういったものを私自身も持っていきたいなと思いますし、現役の方も含めて、そういうチーム中大という中で繋がりというのはしっかり出していければいいなというふうに思います。

**山川** ありがとうございます。大変勇気づけられるコメントをいただきました。

**矢部** 洛南高校の後輩がたくさん出てきていますね。

**福澤** 洛南の駅伝を見ている監督が私の同級生なのです。

**矢部** それはますます力が入りますね。今回お話頂いて、すごく印象的だったことがあります。それは、福澤さんご自身が、自らの課題は何か、その解は何か、それらを意識しながら、生き方の計画を立てておられようところです。仮説を作りながら、それを自分で実行してみる。そしてそれを検証してみて、また先のコースを考えられているのだなと思いました。ですので「解」を求めるということが、今回のインタビューのキーワードであったかと思います。

**山川** では、ちょうど時間が経ちましたので、本日のインタビューは以上となります。どうもありがとうございました。

—— 物故会員を偲ぶ ——

## 追悼・法曹才口千晴先生

弁護士(元東京高裁部総括判事)・白鴻会研究室会長 北澤 純一



倒産弁護士として、又本学出身の11人目目の最高裁判事として、そして退官後も弁護士として活躍され、学窓に惜しむことなく物心両面で多大な支援をされてこられた才口千晴先生(昭和36年法・法卒)は、ご自宅からWEB会議で研究会に参加し、最高裁で出されたご自身の補足意見についてコメントされている最中、脳梗塞に罹患され、令和6年4月17日にお亡くなりになりました。行年85歳でした。

先生は、平成6年4月から本学法学部で法曹論の講義を担当され、平成20年9月に本学法科大学院で「弁護士任官判事を終えて」と題した退官記念講演<sup>1</sup>をされるなど、熱心に後進法曹の育成に取り組まれました。令和5年9月には多年にわたる弁護士と最高裁でのご経験を含蓄溢れる表現と軽妙洒脱な語り口で記した『新弁護士読本』(商事法務)を上梓されました。先生の弁護士十年一人前論は、読む者にとって、あるときはよすがとなり、又あるときは優しいながらも厳しい教訓となっています。

では、先生は、どのようにして法曹への思いを育まれたのでしょうか。少壮気鋭の弁護士時代に書かれた自伝<sup>2</sup>を基に、その原点に遡ってみます。

先生は、昭和13年9月生まれであり、ご両親は共に長野県で小学校の教員をされていました。俳人小林一茶の生家のある柏原村(現:信濃町)近辺で幼少期を送り、西部中学時代は、校友会で2年次に副会長、3年次に会長となってリーダーシップを発揮され、長野北高(現:長野高校)に進まれ、書道と剣道を習い、書道で県展、全国展への上位入選を果たしたことが、先生が書を嗜むきっかけでした。

先生は、学費を考慮して国立大学を受験したものの叶わずに昭和32年に本学経済学部に入學されましたが、経済専攻に物足りなさを感じ、「漠然とした法曹への憧れ」から2年次に法学部法律学科へ転部及び転科されました。当時は岩戸景気<sup>3</sup>でした。親孝行をしようと4年次の春に某鉄鋼会社に応募し、首尾よく内定を受けましたが、「自分はこれでいいのか」と思い直し、司法試験受験団体である白鴻会研究室の門を叩き、応募者40名中2名の合格者の一人として、司法試験の挑戦を始めました。これが、先生が後日言われる「人生の岐路」であり、教えを受けた故木川統一郎教授及び故高木新二郎氏(15期)、終生交流された豊嶋秀直氏(17期)及び甲斐中辰夫氏(18期)との出会いの始まりでした。

<sup>1</sup> 中央ロー・ジャーナル第5巻第3号(後に『弁護士任官判事をつぶやき』(私家本)に所収)

<sup>2</sup> 「才口千晴」(『私の歩いた道20人集』第10巻[昭和51年7月刊。信濃教育会出版部]所収)。

<sup>3</sup> 1958年(昭和33年)6月から1961年(昭和36年)12月までの好景気を指す言葉

猛勉強しましたが、司法試験はすこぶる難関でした<sup>4</sup>。卒業した年（昭和36年）の択一試験は不合格でした。自ら仕送りを断ち、昼間は研究室で勉強し、夜間は家庭教師をして糊口を凌ぎ、翌年は択一、論文は合格したものの、口述が不合格でした。当時は口述試験の不合格者は、翌年の択一、論文が免除されましたが、先生は昭和38年の試験で択一から受けて最終合格し、第18期司法修習生となり、昭和41年4月、晴れて弁護士として法曹人生を歩み始められました。

ご両親から受け継がれた生来のDNAもさることながら、終生の師や切磋琢磨し合える仲間と出会い、逆境を跳ね返して法曹への思いを実現させた経験こそが先生の原点であり、その後の倒産弁護士の仕事や異文化を感じた最高裁での活躍の原動力であったのです。おかしなものはおかしい、後年、先生は、裁判官の良心について考え、正義を追求することができる法曹の仕事をこよなく愛されました。こうした思いをぜひとも後進法曹と法曹を目指す者に対して託したい、その一徹な情熱が、先生を突き動かし、今遺されている数多の言葉として随所に結実しているのです。

情熱を込めて我々後進をご教導下さった法曹才口千晴先生の御冥福を心からお祈り申し上げ、追悼の辞とさせていただきます。合掌

---

<sup>4</sup> 当時の司法試験（二次試験）は、受験者1万4～5千人が択一試験で2千人程度になり、論文試験で400人程に減らされ、前年の口述不合格者100名程度を加えて口述試験を行い、最終合格者が400名程度という誠に過酷な試験でした（数字は前注2の自伝に拠っています）。



## 交流会

## 法曹会と公認会計士白門会の連携について

公認会計士白門会  
山田 治彦先生

中央大学公認会計士白門会は平成4年10月に設立され、令和5年10月現在の会員は562名となっています。

中央大学学会には会計関係団体として3つの支部がありますが、わが団体は公認会計士および公認会計士試験合格者から構成されています。他の2つは税理士を中心とする支部および企業内で財務・会計関係の業務に従事する者を中心とする支部となっています。

公認会計士試験の受験者は2024年は21,573人（前年比1.256人増）であり、合格者は1,603人（前年比59人増）、合格率は7.4%（前年7.6%）でした。

少子化が進む状況の中でも受験者は増加を続けており大変ありがたい状況であると認識していますが、一方で過去の経験から合格率が低くなりすぎると受験者が減少するという傾向もみられることからほどほどの状況にとどましてほしいというのが本音です。受験する立場を考えれば、どれほどの努力で突破できる試験か予測可能であることが重要ではないかと思っています。

公認会計士試験合格後、実務従事（実務経験）および実務補習（研修およびその修了試験）を経て公認会計士登録が可能となります。このため公認会計士試験合格者のほとんどが実務経験の要件を満たすために監査法人に就職することになり、さらにそのうちの多くが大手監査法人を選択しています。大手3監査法人はそれぞれ7,000人規模であり、福利厚生の実施はもちろん、会計、監査基準の改正、最新情報の提供、必要な研修等をすべて自前で提供できるので大手監査法人に所属している限り、知識のアップデートに手間をかける必要はなく、また、ネットワークの構築等に意を注がなくても十分な（十分すぎる）業務量が与えられるため、あえて公認会計士白門会に参加して個人的なネットワークを構築しようとするインセンティブが働かない状況にあります。現在43,000人を超える公認会計士および準会員がいる中でわが中央大学の会計士会に所属するものがわずか562名というのはこのような事情もあると考えていますが、さりとてこれを打破し会員数を増加させる有効な手立ても見当たらないというのが正直なところです。

大手監査法人は年々の合格者の相当割合を採用していま

すが、一方でその多くが10年経たずに退職しています。7,000人の組織のピラミッドを考えれば当然の話であり、この段階で今まで個人的なネットワークの構築を軽視してきたことを悔い、公認会計士白門会に入会して心機一転、というところを期待したいところですがこれもこちらの思惑通りにはいきません。その昔は監査法人をやめる＝自身の事務所を立ち上げ、税務やコンサル業務に勤しむ。→ 仕事を拡大するためには人間関係を広げる必要がある。という図式でしたが、最近は大手監査法人を退職した公認会計士は、一般事業会社に就職する例が最も多くなっています。専門家としてそれなりの待遇で受け入れてくれるということであり、それ自体は公認会計士の活躍するフィールドが広がることであり喜ばしいのですが、人的なネットワークの拡充に尽力しようという動機付けはあまり働かないようです。公認会計士白門会に入会しようとも思わないのです。

以上、公認会計士白門会に新たに入会するものが少ない現状についての、会長としての言い訳ないし愚痴でしかありませんが、若い方々の参加が少ないという状況は程度の差はあるにしても法曹会でも同様ではないかと推測します。

何とかして少しでも改善していく手立てを構築したいと思っているのですが、このような中で2023年1月より法曹会と共同で研修会およびその後の懇親会を開催しています。経済社会の中で弁護士、公認会計士はすでにいろいろな分野で協力して業務を行っている実態があります。企業のガバナンス向上のために弁護士、公認会計士が社外役員として名を連ねる会社もすでに多く存在していますし、M&A案件や事業承継案件における専門サービス、不祥事発生時における第三者委員会関係業務等、すでに多くの業務で弁護士と公認会計士は共同で業務を行ってきています。このような業務に関係する研修およびその後の懇親は双方の会員にとって関係を構築する有用な場になるのではないかと考えており、双方の会員の今後の業務の充実に寄与するものと考えています。

引き続き、貴会との関係を深めることにより双方の会員に資する施策の充実に努めたいと考えています。ご協力をお願いします。

## 交流会

## 中央大学学員会司法書士白門支部の現状

## 中央大学学員会司法書士会支部

## 但木 康時先生



## 生い立ち

創立総会が平成11年3月6日中央大学駿河台記念会館で開催され、学員会本部より支部設置承認がされたのが、平成11年4月15日、支部「旗開き」が同年5月29日、神田駿河台の龍名館本店にて行われました。

翌年、平成12年3月1日中央大学駿河台記念会館にて第1回支部定時総会が開催され今日に至っております。

初代支部会長は、上野政紀先生で、第2代会長は佐上義彰先生、第3代会長は黒澤功記先生、第4代会長は佐藤純通先生、令和6年3月30日の定時総会でわたくし、但木康時が第5代会長職を引き継ぐこととなりました。

初代会長より第4代会長の佐藤先生までが駿河台キャンパスで学生生活を送り、わたくしは多摩キャンパスにて学生生活を送りました。

## 支部活動

現在の主な活動は、平成19年より1月3日大手町サンケイプラザにおいて新年会を兼ねた箱根駅伝を応援する会、ホームカミングデーにおける相談会、平成27年より実践法律実務(司法書士実務から学ぶ)を実施しております。

「司法書士実務から学ぶ」のシラバスでは、法学部で学んだ法律科目が、実社会においてどのように活用されているのかを実務の実際を通じて学ぶことにより、法律科目の理解を深めるとともに、判例の分析能力を高め、実務対応能力の修得と法的思考の資質の向上を図る。

「授業の概要」は、初回に、わが国の法律家制度は、分野毎に法律専門家がおり、とくに社会活動の基礎となる不動産登記制度、法人登記制度を担う専門実務家である司法書士の活動領域を解説し、その後、担当講師が作成したレジメを用い、参考資料として、司法書士実務で実際に用いた、売買契約書、贈与契約書、遺産分割協議書、遺言書、総会議事録、取締役会議事録等々の実物資料を配付して、具体的に理解を深めるように授業する、としています。

「授業計画」は15回を予定し、

- ①司法書士 弁護士とは異なる日本独自の法律家
- ②物権変動と不動産登記制度の基礎知識
- ③不動産売買取引における司法書士の果たす役割
- ④債権担保のための抵当権設定、根抵当権設定の実務
- ⑤相続の遺産分割協議と所有権移転登記等
- ⑥遺言による財産の相続・遺贈と遺言執行
- ⑦会社組織と商業登記制度の基礎知識
- ⑧株式会社の設立手続き、その他の会社の種類と活用法
- ⑨会社の役員等の機関構成
- ⑩簡易裁判所における訴訟代理、法廷活動
- ⑪裁判外の和解交渉等
- ⑫多重債務者の債務整理と消費者被害救済
- ⑬相続財産の管理・承継・処分業務
- ⑭成年後見制度 任意後見事務、法定後見事務
- ⑮渉外登記業務 外国人の不動産取引、外国人の相続等

となっております。開講当初、3、4年生を対象に講座を運営していましたが、現在は2年生から履修を受け付けております。

また、毎年受講者は平均10名前後となっております。大盛況とまではいえませんが、受講した者から司法書士試験合格者も出ております。

## 司法書士試験について

昭和53年司法書士法改正により、従来の認可試験から国家試験になりましたが、受験資格は従来通り、学歴、年齢や国籍を問わず誰でも受験できるようになっております。

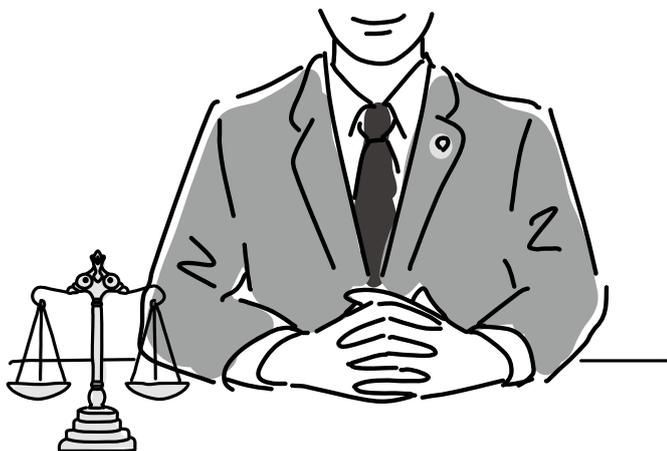
この為、中央大学としては、司法試験、公認会計士試験、国家公務員試験等の合格者とは異なり、中央大学出身試験合格者数を把握できない為か、支部及び大学主催の合格祝賀会が開催されていない状態にあります。その為、中央大

学受験生や卒業生にアピールできない為でしょうか、中央大学広報誌等では「司法書士」に関する記述が他の資格に対して少ない様に思われます。

### 中央大学法曹会への要望

令和5年法学部が郊外の多摩キャンパスから都心の茗荷谷キャンパスに移転しました。「法科の中央」ブランド力や「箱根駅伝」での古豪復活の狼煙を上げるべく、郊外キャンパスから都心キャンパスに移転したと聞いております。

都心キャンパスに移転後数年が過ぎ、卒業生（学員）や世間から「司法試験合格数」に注目され、それに答えるべく大学当局も今まで以上に司法試験を最重視しなければならないと思います。学員の1人としては至極自然な事と考えますが、現役司法書士としては少し寂しい気分です。そこで法曹会の先生方には、弁護士とは異なる日本独自の法律家「司法書士」が存在する旨のピーアールに協力して頂ければ有難いとする次第です。



## 交流会

## 母校中央大学に向き合った「士業」職域支部で

社会保険労務士白門会

会長 阿世賀 陽一



## 1. 創立20周年記念講演・祝賀会を終えて

社会保険労務士白門会は、昨年2024年11月16日(土)に母校中央大学駿河台キャンパスで創立20周年記念講演・祝賀会を開催することができました。

祝賀会には、会員と大学関係者、そしてご厚誼をいただききた内外の大学卒業生団体の方々にご参集いただきましたが、なかでも中央大学法曹会会長・支部長である石田茂先生を始めとした同会役員の皆様、そして元支部長である坂巻國男先生、山崎司平先生、大谷隼夫先生にまでお越しいただき感謝の念に堪えません。この紙上をもってあらためて御礼申し上げます。

## 2. 主たる活動ーインプット

当会が設立準備活動を始動させた2003年～2004年の当時は、1995年に始まる「司法制度改革」の潮流において、裁判外紛争解決手段(ADR)の拡充・活性化が焦点になっていた第7次社会保険労務士法改正(2005年)と労働契約法の制定(2007年)の前夜で、一層の研鑽を積む必要に駆られていました。

そうして創立総会では法学部で労働法を専門とされていた学長角田邦重先生に最初の記念講演をしていただくという僥倖に恵まれました。

以来20年間、当会は創立総会のパターンを12月に移行させた「研修・望年会」と6月の「定期総会・記念講演」という「学びと懇親の場」を2大事業とし、創立総会での角田先生から創立20周年記念講演での前・労働政策審議会会長である鎌田耕一先生まで、経済学部と商学部で経営学等を専門とされている先生を含む、のべ39人の中央大学または中央大学ゆかりの先生から、時宜を得たご講演をいただけてきました。

コロナ禍が全世界を覆った2020年と2021年の定期総会は「書面決議」を余儀なくされましたが、「研修・望年会」はフィジカル・ディスタンスした会場参加とWEB参加によるハイブリッド方式で敢行しました。

## 3. 主たる活動ーアウトプット

2004年11月に創立した翌年の2月。私達は創立記念講

演の御礼のため角田先生の学長室を訪問しました。

その時、角田先生に「これから母校に何をなしていくのか」と問われ、すかさず、用意してあった資料を提示して「ホームカミングデーで『年金と労務管理』等の相談会を実施したいと提案し、大変評価され、その年10月の第16回ホームカミングデーから中央大学法曹会と共に、士業による「無料相談会」が始まりました。当会の母校への貢献の原点です。

その後、「ブラック企業」「若者の早期離職」が社会的な問題になったことを契機に2009年から2015年まで中央大学キャリアセンターと共催で、就職活動と就職後に知っておくべき人事・労務管理、働くことのセーフティーネットとしての労働・社会保険について、就活学生を対象に「明日、働くということ」をテーマに講演会を実施しました。

また、「ブラックバイト問題」が学生たちの勉学にも深刻な影響を与えているということから、白門祭実行委員会に提案し2015年から2019年まで白門祭において「ブラックバイト相談会」を実施しました。

## 4. 中央大学法曹会との交流

2012年6月、第8回定期総会を終えた後、当時幹事長であった私の事務所に中央大学法曹会支部長であった坂巻國男先生が来所されました。その主旨は、

「若手会員を育成するために交流委員会を立ち上げた。社会保険労務士白門会とも交流会を実施したい」というもので、その真摯な言葉に感銘を受けました。

すぐに招集した7月の幹事会で事業計画に追加し、その年の11月「両士業の協働と発展」をキーワードに「第1回中央大学法曹会・社会保険労務士白門会交流会」を開催し、今に至っています。

今後、さらに交流を深めるとともに、専門知識と経験と智慧を業とする「士業」職域支部として、寄付金の募集に留まらない、貴会については司法試験に関する支援などで充分母校に貢献されているとは思いますが、一般の学生にも「實地應用ノ素ヲ養フ」行動する知性に寄与できる教養講座を他の「士業」職域支部を含めて、共に実施できればと願っています。

## 交流会

## 不動産鑑定士白門会について

不動産鑑定士白門会  
会長 久下 武男

## 1 はじめに

不動産鑑定士白門会は、昭和49年12月13日に創立総会を開き、小宮山生長先生が会長、黒田静男先生が事務局長で発足しました。昭和51年2月18日に中央大学学会から支部の承認を受け、親睦のほか、受験指導や研究会を行ってきました。会員数は約280名に上ります。

## 2 最近の不動産鑑定士白門会について

最近、鑑定士試験の受験者数は減少し、合格者は100名を切っており、業界の先行きが憂慮されますが、同門の親睦を深め、協力しあって鑑定の質の向上、業務の拡大、社会の信頼を得ることかできてほしいと思っています。

直近の活動でいえば、令和6年8月30日、中央大学駿河台キャンパス18階にて、「第48回 総会」を実施し、同じく19階レストランにて懇親会を実施しました。

まずは、このような取り組みを、継続的にかつ着実に実施していきたいと考えております。

## 3 地代の改定

- (1) 今回は、中央大学法曹会に所属している会員の方々において、少しでも有益な知識をとの趣旨で、地代の改定について、記載いたします。
- (2) 土地を借りて建物を建てると、建物を保護するため借地権が発生します。

経済的な地代（相当地代）を支払っていれば、借地権に経済価値は認められません。

しかし、新規地代が上昇しても、継続地代は追従できないことが多く、賃料差額が発生します。この借り得分が続きますので、借地権に経済価値が発生するのです。

バブル時に地代値上げに応じず、その後の地価下落にスライドして、地代減額請求をしても認められません。新規地代が現行地代より、まだ高かったからです。

継続地代は、新規地代と現行賃料の間で決まりますので、地代の改定にあたっては、新規地代を把握することが大切です。

## ア. 新規地代

新たに土地を貸す人は少ないですから、新規地代の事例を収集することは困難です。

そこで、青空駐車場の賃料が参考になります。

駐車場の面積は、通路部分を含めると1台あたり約6坪(20m)です。

坪50万円の土地の駐車料は、1台あたり月額1万円です。

坪30万円の土地の駐車料は、1台あたり月額6千円です。

$$50 \text{ 万円/坪} \times 6 \text{ 坪} \times 4\% \div 12 \text{ ヶ月} = 10,000 \text{ 円/台}$$

$$30 \text{ 万円/坪} \times 2\% = 6,000 \text{ 円/台}$$

青空駐車場でも、年4%に回ることを、借主に納得してもらいましょう。

大阪市此花区夢洲中1丁目のIR 用地 49ha の賃貸料は、年4.3%です。

税務署が、借主に経済的利益が無いと認める「相当地代」は、路線価の年6%です。

路線価は、地価公示価格の80%ですから、土地価格の年4.8%になります。

$$50 \text{ 万円} \times 80\% \times 6\% = 24,000 \text{ 円 (月 2,000 円)}$$

$$30 \text{ 万円} \times 4.8\% = 14,400 \text{ 円 (月 1,200 円)}$$

これらにより、新規地代の利回りは、年4.0~4.8%です。

## イ. 継続地代

継続地代を求める手法は、次の4手法があります。

## ① 差額配分法

新規地代と現行地代の差額（賃料差額）は、長い間に積み上がってきたものですから、正常賃料である新規地代に近づけるために、その内の何割かを戻す手法です。

## ② 利回り法

土地価格に継続地代利回りを乗じて求める手法です。

継続地代利回りは、現行地代を定めた時点における利回りを標準として、契約締結時及び各改定時の利回り 類似土地の利回りを総合的に比較考量して求めます。

③スライド法

現行地代に、これを定めた時点からの変動率を乗じて求める手法です。

変動率は、地価、物価、所得等の変動率を総合的に勘案して求めます。

④賃貸事例比較法

継続地代の事例には、高いものや低いものがあり、契約内容について類似性を有するものを選択しなければならず、事情補正及び時点修正並びに地域要因の比較及び個別的要因の比較が難しいです。

そこで、新規純地代に、地域の底地割合を乗じて求めた継続地代が参考になります。

$$\begin{array}{rcll} \text{新規地代} & \text{公租公課} & \text{新規純地代} & \\ 24,000 \text{ 円} & - 6,000 \text{ 円} & = & 18,000 \text{ 円} \end{array}$$

$$\begin{array}{rcll} \text{新規純地代} & \text{底地割合} & \text{公租公課} & \text{継続地代} \\ 18,000 \text{ 円} & \times 40\% & + 6,000 \text{ 円} & = 13,200 \text{ 円} \\ & & & (\text{月 } 1,100 \text{ 円}) \end{array}$$

地代の改定にあたっては、これらの手法を併用して、総合的に判定します。

3 最後に

本会では、引き続き、貴会との関係を深めることにより双方の会員に資する施策の充実に努めたいと考えています。

どうぞよろしく願いいたします。

以上



## 交流会

## 行政書士白門会について

行政書士白門会  
会長 岸 伸晃

行政書士白門会は、中央大学学会会の支部であり、中央大学で学んだこと及び行政書士に就業したことの二つを会員資格とする全国組織です。行政書士白門会は、平成11年に成立しました。今年で26年目を迎え、会員数は210名の小規模な団体です。小さな団体ですが、身の丈に合った活動をしています。

中央大学副学長で法科大学院教授の佐藤信行先生（当会の顧問をお願いしています）の御教導により基調講演会を行うと共に、自主的な実務研究や情報交換も行っています。また気楽なオンライン茶話会も始めました。さらに、このような時勢ですので、ホームページや会員専用サイトというweb事業も充実させています。このような活動のすべては、会員が人格の陶冶および業務の研鑽を図り、以て業務を通じて適切な社会貢献を行うためのものです。そして、そのような社会貢献により、依頼者が「中央大学出身の行政書士に依頼して本当に良かった」と思い、それによって母校中央大学の名声上がることも、私としましては強く願っているところです。

次に、中央大学への直接の貢献としましては、コロナ禍前は、会員事務所へのインターンの受入れや、法学部および大学院法学研究科の講義に当会の会員がゲストスピーカーとして参加をしていました。そして現在は、従前の活動の再開と、新たに中央大学のクレセントアカデミーへの講座開設を模索しているところです。さらに、全国には、中央大学出身で行政書士をしているにもかかわらず、当会に未加入の方々が大勢おりますので、その皆様に対して、地方での講演会・懇親会などを開催して入会を募り、当会の規模を大きくしていけたらと思います。このことで母校に対するこれまで以上の貢献が可能になることを考えています。

ところで、私は、昭和45年から同49年まで中央大学法学部法律学科で学びました。田上譲治先生の行政法の講義を聴きながら、行政と国民の接点が解らない、民法の講義を聴きながら、国民が日常生活においてどのように法律化するのかが解らないと、もやもやした気持ちでいました。

それが今、行政書士として、規制の解除や契約などの法律事務に携わり、国民の良き相談相手になりました。私は、事案をよく聴き取り理解して、そこに母校で学んだ法律の解釈と適用を行い、丁寧に説明することにより、相談者に役立っています。そして、国民が日常生活で法律のもとに法の担い手になることに役立っています。学生時代のもやもやが解消されました。まさに、母校中央大学における学びと、現在の行政書士の仕事が繋がりました。果報者と思っています。

そして、行政書士の職域が及ばない事案については、例えば争訟事案については、中央大学法曹会の先生方に取り次ぎ、同窓の先生方に安心してお願いしています。このように連携して頂けることは、とても有り難いことです。今後も視野を広げ人脈を広げるためにも、懇親会や研修会をご一緒にさせて頂くことを切に願っています。中央大学の輪がますます充実し広がりますよう、宜しく願いを申し上げます。

末筆乍ら、御中央大学法曹会の先生方の御隆昌を衷心より祈念申し上げます。

## 交流会

# 中小企業診断士白門会の活動状況、 および中央大学法曹会様との連携について

中小企業診断士白門会  
会長 天海 洋一



## (1) 中小企業診断士白門会の活動状況

中小企業診断士白門会は、中央大学在学学生および卒業生で構成され、2018年12月に設立されました。会員同士の親睦と情報交換を図りつつ、中小企業診断士制度の発展、中央大学および学会の発展、実社会への貢献を目指しています。会員も順調に増え、設立時の会員数は36名でしたが、現在では90名に達しています。

主な活動には、各会員の研鑽を目的とした研修会・他士業との交流会・オンラインまたはリアルでの親睦会などがあります。様々な分野の専門家との連携・交流を図ることで、中小企業診断士としての活動の幅も広がっています。また、学会として駅伝・野球応援やホームカミングデーなどの活動にも積極的に取り組んでいます。

2022年からは、本学への貢献として、現役中大生に対し「キャリアデザイン講座」を寄付講座として提供しています。講座内容は、経営戦略・マーケティング・人事組織・財務など中小企業診断士ならではの実務経験や起業ノウハウを基に構成されています。昨年度の講座でも、ビジネスに役立つ実践的なカリキュラムであるとのポジティブな評価をいただきました。今後も、現役中大生のキャリア形成に資する内容を目指してまいります。

## (2) 中小企業診断士の取組み

中小企業診断士の専門分野は多岐にわたり、当会の会員も幅広い分野で活躍しています。中小企業が直面する課題には、人手不足対応・販路開拓・事業承継、そして喫緊の課題として、賃上げ対応・原価高対応等があります。中小企業診断士は、これらの課題に対し、自らの知見・ノウハウを活かしつつ、経済産業省や中小企業庁の各種支援策等を活用して、専門的な経営支援を行っています。

また、商工会議所や他士業の専門家との連携も一層重要になってきており、多角的な支援を提供するために協力しながら取り組んでいます。私自身は、マーケティング戦略立案やIT活用支援を専門としていますが、他の支援機関や

専門家との連携も増えています。

特に事業承継やM&Aなどの専門領域では、弁護士や税理士との連携が欠かせません。このような連携の取組みを広げていけば、より専門的で幅広い支援が可能となり、中小企業の多様なニーズに対応できるようになると考えています。

## (3) 中央大学法曹会との連携

2023年12月9日には、中央大学法曹会様と当会との交流会を開催させていただきました。第I部の勉強会では、目下の重点課題である事業承継やM&Aをテーマとして、『債務超過にある中小企業の事業承継の可能性』（池内稚利弁護士）、『中小企業のM&Aサポート』（雙木達也先生）と題した講演が行われました。いずれもM&Aの専門家による密度の濃い講演でしたので、この勉強会を通じて、相互に知見を共有し、両会のさらなる連携を深めることができました。今後も継続的に交流会を開催していければと考えています。

特に直近では、弁護士との連携が必要な分野が増えてきています。先般の交流会のテーマに加え、企業再生支援や内部統制の強化、BCP（事業継続計画）やCSR（企業の社会的責任）の取組み、新分野進出計画などの案件についても、連携を強化することで多角的かつ効果的な支援が可能になると思います。

今後も中央大学法曹会様との交流会等を通じて、さらに連携を深めさせていただきたいと考えています。連携した取り組みの中で、中小企業に対して法律と経営の両面から支援し、より一層の成長と発展に貢献するとともに、地域社会に役立つ取組みができればと思っています。今後とも引き続き、よろしくご依頼申し上げます。

## 交流会

# 技術革新時代における法と技術の融合 - 法曹界と技術士の協働の可能性

中大技術士会

会長 坂林 和重



1. はじめに 近年の AI、IoT 等の技術革新により、社会のデジタル化が急速に進展しています。それに伴い、法的課題も技術的要素が絡む複雑なものとなっており、法曹界と技術の専門家である技術士との協働の重要性が高まっています。特に、Web3.0 やメタバースといった新しい技術的概念が次々と登場する中、従来の法的枠組みでは対応が難しい問題も増加しています。本稿では、技術士と法曹界の協働の現状と可能性について、中大技術士会の活動を踏まえてご紹介させていただきます。

2. 技術士とは 技術士は、科学技術に関する高度な応用能力を備えていることを国が認定した資格で、「技術士法」に基づく名称独占の国家資格です。機械、電気電子、情報工学、建設、環境など 21 の技術部門があり、各分野の専門家として活動しています。技術士には、高い倫理観と公益確保の責務が求められ、その職責は弁護士などの法曹関係者と共通する部分も多くあります。

中大技術士会は、理工学部卒業生を中心に約 450 名の会員を擁し、産業界と学術界の架け橋として、技術交流や後進の育成に取り組んでいます。特に近年は、デジタルトランスフォーメーション（DX）やカーボンニュートラルなど、社会的課題への対応を重点テーマとして活動を展開しています。

3. 法曹界と技術士の接点 法曹界と技術士の協働は、主に以下の分野で行われています。知的財産権訴訟では、特許の技術的範囲の判断や進歩性の評価において、技術士が専門家証人や鑑定人として関与可能です。例えば、半導体特許訴訟で、製造方法の同一性について技術鑑定を行い、侵害の判断に重要な役割を果たす可能性があります。

システム開発トラブルでは、要件定義の妥当性やプロジェクト管理の適切性について技術的見地からの評価を行います。

最近では、AI 開発における学習データの適切性やアルゴリズムの説明責任に関する問題も増えています。特に、AI システムの判断過程の透明性確保は、法的責任の所在を明確にする上で重要な課題となっています。

製造物責任訴訟では、製品の設計や製造工程の妥当性、事故原因の究明において技術的知見が不可欠です。最近の事例では、自動運転車の事故における責任の所在を判断する際に、システムの技術的特性とドライバーの対応可能性について、技術士による詳細な分析が求められます。

環境訴訟でも、汚染物質の挙動や環境影響評価について専門的な分析が求められます。気候変動対策に関連して、温室効果ガス削減技術の実効性評価なども新たな課題として浮上しています。

4. 協働における課題と解決策 技術士と法曹の協働において最も大きな課題は、専門用語や考え方の違いによるコミュニケーションギャップです。技術者は技術的な完璧さを追求しがちですが、法的判断では証拠の優越や立証の程度が重要となります。

この課題に対して、中大技術士会では法曹関係者との定期的な勉強会を開催し、相互理解を深める取り組みを行っています。また、技術文書の作成においては、法的な観点を意識した記載方法についても研鑽を重ねています。具体的には、技術的な事実と評価を明確に区別し、法的判断の基礎となる事実を客観的に記述するように努めています。

5. 今後の展望 Society 5.0 の実現に向けて、法と技術の融合はますます重要になります。中央大学では、2023 年の法学部都心回帰を機に、理工学部との文理融合が可能となっています。これは時宜を得た取り組みといえます。

中大技術士会としては、法曹関係者向けの技術リテラシー

講座の開設や、若手法曹向けの技術研修プログラムの提供など、具体的な連携施策を検討可能です。また、デジタル社会における新しい法的課題に対応するためAIやブロックチェーンなどの先端技術分野での協力体制も構築可能と考えています。例えばスマートコントラクトの技術的実装と法的有効性の検証など、具体的なプロジェクトも計画可能です。

6. おわりに 法的判断の基礎となる事実認定において、技術的な専門性の重要性は今後さらに高まると予想されます。中大技術士会は、母校の特色を活かした文理融合の取り組みを通じて、法曹界との連携強化に努めて参りたいと思います。2~3年の時間が必要と思いますが、技術と法の専門家が協力することで、より適切な問題解決の体制構築が可能になると確信しています。



## 交流会

## 南甲弁理士クラブのご紹介

## 南甲弁理士クラブ

前幹事長 伊丹 壮一郎



## 1. はじめに

当方は、弁理士の伊丹壮一郎と申します。令和6年度、中央大学出身の弁理士を母体とする団体、「南甲弁理士クラブ」の幹事長を仰せつかっておりました。本日は、南甲弁理士クラブに関してご紹介させていただきます。

## 2. 日本弁理士会に関して

南甲弁理士クラブの紹介に先立ち、日本弁理士会について、簡単に説明致します。

日本弁理士会は、弁理士法に基づいて設立された組織であり、弁理士の指導、連絡及び監督を行うことを目的としています。全ての弁理士は、日本弁理士会の会員となる必要があります。

日本弁理士会は、役員会、附属機関、委員会等から構成されており、知的財産活動に関する研修、研究等、多岐に渡る活動を行っています。この様な活動を支えるべく、弁理士業界には、複数の非公式の組織、いわゆる、会派が存在しています。

## 3. 弁理士の会派に関して

現在、弁理士の会派としては、①元東工大閩の弁理士春秋会、②元国立大学閩のPA会、③元中央大学閩の南甲弁理士クラブ、④弁理士団体無名会、⑤早稲田大学閩の稲門弁理士クラブ、⑥弁理士クラブ（通称「弁ク」）、⑦元日大閩の弁理士同友会、⑧西日本弁理士クラブ、の8つがあります。

弁理士会の役員選挙では、①春秋会、②PA会、③南甲弁理士クラブ、④無名会、及び、⑤稲門弁理士クラブの5会派が、「日本弁理士クラブ」（通称「日弁」）を構成して、協力します。同様に、⑥弁理士クラブ及び⑦弁理士同友会の2会派は、「弁理士連合クラブ」（通称「連合」）として、選挙戦を戦います。筆者が知る限り、弁理士会の会長は、日弁又は連合から排出されています。

また、毎年、年度が替わる前に、日本弁理士会の附属機関及び委員会のメンバーを、各会派から推薦致します。こ

の際には、全ての会派が協力して、必要な人数を確保します。

各会派は、親睦団体としての側面も強く、会員間で情報交換を行ったり、仕事の相談を行ったり、ビジネスパートナーを見つけたりする場所でもあります。

## 4. 南甲弁理士クラブに関して

## (1) 概要

南甲弁理士クラブは、中央大学出身の先輩方によって昭和3年6月に設立され、本年で96年の歴史を誇る弁理士会派です。現在の南甲弁理士クラブは、出身大学等を問わず広く門戸を開いており、関東圏を中心に、東海地方や北陸地方、広くは米国・欧州・豪州等の海外まで多数の会員が所属しております。南甲弁理士クラブの会員数は総勢430名程度（2025年1月現在）です。

南甲弁理士クラブは、総会を最高意思決定機関とし、クラブの運営にあたる幹事会、意見聴取機関としての顧問会、独立して会計監査を行う会計監査委員会によって構成されています。

また、幹事会の下には、東海支部、親睦部会、研修部会、普及部会等の組織が設けられています。

## (2) 東海支部

東海支部は、東海支部長、東海支部代表幹事をはじめとする東海支部幹事会により、東海地域に密着した支部活動を行っています。現在、100名を超えるメンバーで構成されており、日本弁理士会東海会へ毎年多数の役員を送り出し、日本弁理士会東海会の運営に積極的に貢献しています。

## (3) 親睦部会

令和6年度、親睦部会では、下記の様な活動を行いました。

6月 1日（土）～2日（日） 旅行会（長野）

7月28日（日） 家族参加イベント（野球観戦及びバーベキュー）

11月 1日（金） 東海支部との交流イベント

12月 6日（金） 忘年会

#### (4) 研修部会

令和6年度、研修部会では、下記のテーマで、研修を行いました。

- 5月31日(金) 英文契約の基礎
- 9月 2日(月) 特許専門弁理士にも役立つ知財ミックスを踏まえた商標出願戦略
- 12月12日(木) AIで効率化する特許翻訳・中間処理の手法

#### (5) 普及部会

令和6年度、普及部会では、下記の様な活動を行いました。

- 4月18日(木) 登録祝賀会
- 10月 2日(水) 口述試験(弁理士試験の三次試験)の練習会
- 11月19日(火) 合格祝賀会の開催

#### 5. 南甲弁理士クラブの今後

近年、普及活動におけるSNSの活用等により、南甲弁理士クラブへの入会者数が増加しつつあります。南甲弁理士クラブは、他会派と比較して親睦活動・懇親活動が活発と言われていますが、コロナの反動もあり、その様な団体への需要が増加していた、とも考えられます。このような状況のもと、弁理士の先生方とも連携して、知財業界の発展、ひいては、日本経済の発展に、少しでも貢献出来れば幸いです。

# 大阪支部中大キャンパス見学ツアー記

大阪支部 岡本 志保子 (71期)

移転から1年と少し経った2024年7月5日、中央大学法曹会大阪支部から茗荷谷・駿河台キャンパスに伺いました。

茗荷谷キャンパス入口のスターバックスと高い吹き抜けにまず驚きました。建物内のあちこちに、快適に学習し、交流するための仕掛けや心遣いがありました。地下2階の研究室フロアも自然光が入って明るい雰囲気です。研究室には昔の合格体験記も並んでいました。おいしそうな学食のご飯は次回いただきたいと思います。

駿河台キャンパスは小林明彦法務研究科長自らご案内くださいました。曙橋時代より何もかも綺麗です。

固定席・自由席の自習室、図書館、ラウンジ、ゼミ室など、勉強場所の選択肢がたくさんありました。

最後に19階のレストランで法曹会本部の方々とお食事をいただきながら、楽しい有意義な懇談会を行いました。

たくさん見て回れてとても楽しかったですし、改めて今から学部・ローに入りたと思いました。

駿河台から多摩へ、再び茗荷谷・駿河台へ、様々な時代のお話を伺い、法科大学院からお世話になった私も、本学の伝統と進化、絆を感じた一日でした。このような機会を頂きありがとうございました。



法学部セッション企画

# 2024年度法学部講演会について

法職教育検討委員会 事務局次長  
中城 由貴



中央大学法曹会では、2023年度から、法職教育検討委員会が中心となって学部生向けの講演会を実施しています。本稿では、2024年度の法学部講演会について、活動内容をご報告します。

## 1. 講演会の概要

2024年10月26日、茗荷谷キャンパスにて「法学部講演会」を開催いたしました。

昨年度は、「基調講演＋個別セッション＋懇親会」という構成で実施をしましたが、今年度は、昨年参加した学生のアンケート結果等を勘案し、より学生のニーズに応える内容とするべく、個別セッションを拡充し、「個別セッション（2部構成）＋懇親会」という構成で実施しました。この辺りはまだまだ手探りであり、正解というわけではないことから、今後もより良いものに深化させていく余地があると思います。

## 2. 個別セッションのテーマ及び講師

前述のとおり、本年度は個別セッションを2部構成とし、第1部、第2部ともに1時間20分のセッションとしました。また、第1部は業務分野ごと、第2部はそれ以外の視点でのテーマ設定としました。

そのうえで、中央大学のOB,OGであり、各分野でご活躍されている第一人者の先生方に講師をお引き受けいただきました。

個別セッションのテーマ及びご登壇いただいた講師の先生方は以下のとおりです。ご協力いただいた講師の先生方に深く感謝申し上げます。

### 第1部

テーマ(分野)	担当講師	所属先
刑事	神山 啓史	桜丘法律事務所
ファイナンス	大嶋 正道	片岡総合法律事務所
	高松 志直	片岡総合法律事務所
知的財産	矢部 耕三	弁護士法人御堂筋法律事務所
	石堂 瑠威	TMI総合法律事務所
訴訟・紛争・労働	畑 克海	畑・芳仲法律事務所
	櫻井 俊宏	弁護士法人アズバーズ
倒産・再生	鈴木 雅芳	多田総合法律事務所
一般民事・家事	森 徹	はなみずき法律事務所
	中村 裕也	橋本・高木法律事務所
M&A・企業法務	中城 由貴	TMI総合法律事務所
	櫛田 沙希	TMI総合法律事務所

## 第2部

テーマ(分野)	担当講師	所属先
中小規模事務所	石田 茂	丸の内中央法律事務所
	畑 克海	畑・芳仲法律事務所
大規模・渉外事務所	石堂 瑠威	TMI総合法律事務所
	中城 由貴	TMI総合法律事務所
インハウス・官公庁	市古 裕太	TMI総合法律事務所
	松岡 恵美子	TMI総合法律事務所
早期独立・事務所経営	櫻井 俊宏	弁護士法人アズバース
		たぐい法律事務所
女性法曹	北代 八重子	緑川・北代法律事務所
	河口 まり子	横河電機株式会社
	榎田 沙希	TMI総合法律事務所
検察・裁判官	沖田 美恵子	島田法律事務所
	松本 佳織	TMI総合法律事務所
地方都市における弁護士	中野 吉宏	しらこぼと法律事務所
	加藤 真大	弁護士法人加藤法律事務所
明日の法律家へ、 ビジネスローサービスの未来 弁護士のマインドセットの転換	池内 稚利	光和総合法律事務所

### 3. 懇親会

個別セッション終了後の懇親会では、学生たちが積極的に講師と交流し、有意義な時間を過ごしました。当職に質問に来た学生の中には、既に予備試験に合格していて司法試験の合格発表待ち（中規模の法律事務所に内定済み）という学生もいれば、法曹を目指すかどうか迷っているという学生や、体育会との両立に悩んでいるという学生もいて、バラエティに富んだ質問を受けました。ただ、その中でも、就職活動（インハウスローヤー含む。）に関する質問が多かったような印象を持っています。司法試験自体は以前と比べて合格のハードルが下がっている一方で、就職活動も含めて弁護士になった（司法試験に合格した）後に対する抽象的な不安は広がっているのかもしれないと感じました。中大法曹会では、就職活動支援に関する活動も行われておりますが、より早い段階（学部生が法曹を目指すかどうか進路決定する前の段階）での情報提供、アプローチも必要かもしれません。

### 4. おわりに

前執行部で企画され、石田会長体制の下で試行錯誤しながら実現に漕ぎつけたこの講演会企画ですが、アンケート結果を見る限り、学生から高い評判を得ております。より多くの学生に参加してもらうためにはどうすればよいか、といった課題は残りますが、来年度もこの貴重な企画が継続し、さらに発展することを願っております。

## 募金実行委員会活動報告



募金実行委員会委員長 林 勘市

2023年4月に法学部が茗荷谷に移転し、ロースクールが駿河台に移転した以降、毎年、新年度の4月から翌年3月までの1年が大変楽しみになりました。法学部の評価が高まり、ロースクールの成績が急速にV字回復し、駅伝チームも優勝を狙えるところまで強くなってきたからです。

4月には学研連研究室の面接試験を担当して、優秀な学生の増加を肌で感じ、5月からは駅伝チームのトラック競技と秋からの駅伝シーズンの活躍に胸をおどらせ、11月の司法試験結果と、正月の箱根駅伝の結果に一喜一憂する。楽しみが尽きません。

今年の法学部入試の志願動向も堅調です。茗荷谷移転後、国公立大学との併願をする共通テスト利用組が顕著に増えています。茗荷谷キャンパスの立地の良さ、華やかで居心地の良い建物、充実した教授陣が、国公立大学併願の法学部受験生に知れ渡り、優秀層が再び中央大学法学部に集まってきました。その優秀層の多くが司法試験を突破して、中央大学法学部の名声を支えていることに、昔も今も変わりありません。

また、ロースクールは、昨年の司法試験合格人数は83名、合格率は45.86%（前年39.3%、前々年26.18%）で、そのうち在学中受験と卒業1年目組合計の受験合格率は63.7%（慶大71.0%、東大59.3%、早大56.6%）と好成績をあげています。合格人数、合格率とも反転増加し、確実にV字回復しているといえます。

これも、中大法曹会と学研連の皆さまの思いあふれるご支援、ご協力の賜物です。募金の実績は、2025年1月25日時点で、①都心施設整備と②L&L一貫教育奨励奨学金の合計で3億3584万円（前年比3595万円増）です。内訳は、法曹会8122万円（1341万円増）、学研連等14団体2億5462万円（3551万円増）です。L&L一貫教育奨励奨学金は7916万円（前年比1745万円増）です。

いよいよ2025年度が白門飛躍募金CHUO VISION 2025の最後の年度ですので、2025年度末までの募金活動期間内に、法曹を目指す後輩のために、一貫教育奨励奨学金への寄付額を1億円（あと2000万円

です）に到達させたいと願っています。

また、箱根駅伝のほうも、2025年度が中長期事業計画に掲げた箱根駅伝の目標（5年以内5位以内、10年以内優勝）の最後の年度になります。近年最高の戦力が整いますので、来年正月には箱根駅伝優勝の目標を達成してもらい、皆さまと共に美酒に酔いたいものです。

このように、法学部・法曹養成関係は、都心移転後極めて順調で、また、法学部・理工学部・国際情報学部の都心3学部は連携して存在感を高めていますが、目を中央大学全体に移すと、残念ながら、世の中の受験生、父母、受験業界、社会一般の評価の面で、徐々に地盤沈下が進んでいます。

皆さまは耐えられないと思いますが、今や、MARCH大学群の中で中央大学が人気面で最下位と喧伝されています。これは併願先を見れば一目瞭然です。併願先トップ3をみると、東大志願者の併願先は、早大76%、慶大55%、明大26%、早大の併願先は明大59%、慶大36%、法大32%、慶大の併願先は早大60%、明大46%、東理大27%です。中大が併願先に選ばれていません。経済学部、商学部、文学部という伝統のある主要学部が多摩キャンパスにあり、23区、神奈川、千葉、埼玉から遠すぎる上、偏差値がかなり低下していて、優秀な学生の選択肢に入らないからです。大学本部がいつまでも郊外の多摩キャンパスに置かれたままであることも、マスコミに存在感をアピールできない一要因です。受験生と受験業界、一部の社会の評価に過ぎないと言って、これを放置していると、10年後には社会一般の評価として固まってしまう。

今や、予想を遙かに超えるスピードの少子化が進行しています（1949年の出生数269万人と比べ2024年の出生数は72万人と4分の1に減少し、今後さらに急速な減少を続け50万人を割るのも遠くない現実です）。経営力に乏しかったり、人気のない大学は、今後どんどん淘汰されていきます。

現在、大学内で、今後10年の中長期事業計画2035の策定を検討中と聞きます。現在検討中の計画が、実行された10年後には、時代と大きくずれ

てしまっている悲劇は見たくありません。多摩地域の衰退は避けられません。20年先の東京の姿を思い描き、中長期事業計画2025に定めた都心キャンパス整備の方向性を堅持し、少しでもその先に進める計画でなければなりません。

更なる都心展開を図り、V字回復の流れをより一層強めましょう!



# 進路指導対策委員会活動報告



進路指導対策委員会委員長 寺本 吉男

## 1. 会則及び組織改編

本年度より、進路指導対策委員会は、進路指導対象者を司法試験の合格者に限定せず、

- ①中央大学在学学生
- ②中央大学法科大学院生
- ③中央大学の附属中学校及び高等学校の生徒とし、幅広く、進路指導をすることとし、また、

組織に関し、部会制を採用し、

- ①中央大学担当部会
- ②中央大学法科大学院担当部会
- ③中央大学高等学校担当部会
- ④中央大学杉並高等学校担当部会
- ⑤中央大学附属中学校・高等学校担当部会
- ⑥中央大学附属横浜中学校・高等学校担当部会

を創設しました。

今後、徐々に、活動範囲を拡げ、法曹の魅力を伝導する予定であります。

## 2. 今年度の活動

今年度は、昨年まで、執行部所管であった中央大学附属高校に対する特別授業を令和6年10月21日に行いました。今回は、9名の弁護士講師全員を中央大学附属高校出身者で揃えました。

当日の講義内容は、

- ① 企業法務(知財、ブランド、労務)
- ② コロナウィルスをめぐる損害賠償請求訴訟の攻防(攻撃防御方法)と審理について
- ③ 交通事故における責任割合の考え方
- ④ 企業法務
- ⑤ 弁護士のやりがい、面白さとは(※使用者側労働弁護士としての自分の経験をもとに)
- ⑥ 高齢社会(主に遺産分割)
- ⑦ 刑事弁護(主に被疑者弁護)
- ⑧ 東京・大手法律事務所での弁護士生活
- ⑨ 自己紹介、法曹一般の職務の紹介、法曹になるためのルート等の概論

であり、高校生に対する内容としては、いささか

高度なものもありましたが、講義後の生徒のアンケートや高校側の反応も概ね良好で、今後の継続を高校側からも要請されました。特別講義の対象者は1年生ですので、法曹を志す契機となるのではないかと期待するところであります。

## 3. 今後の展開

今回、弁護士講師全員を中央大学附属高校出身者で揃えた理由は、母校に戻っての講義の方が、講師側のモチベーションが上がることを期待したからです。

今年度は、中央大学附属高校しかできませんでした。他の附属高校出身者もできる限り、リストアップして、同様な特別講義ができれば良いと思っています。まずは、上記各部会の責任者となるべき出身者の発掘に尽力したいと思います。自薦他薦を問わず、出身者の方のご連絡いただければ幸いです。

# 広報委員会活動報告



広報委員会委員長 山川 典孝

令和5～6年度の広報委員会の活動内容は以下のとおりです。

## 1. 広報委員会の開催

### (1) 令和5年度

令和5年9月29日	第1回	広報委員会
令和5年11月1日	第2回	広報委員会
令和5年12月6日	第3回	広報委員会
令和6年1月22日	第4回	広報委員会
令和6年2月19日	第5回	広報委員会
令和6年4月1日	第6回	広報委員会

### (2) 令和6年度

令和6年6月5日	第1回	広報委員会
令和6年7月8日	第2回	広報委員会
令和6年8月5日	第3回	広報委員会
令和6年9月4日	第4回	広報委員会
令和6年10月3日	第5回	広報委員会
令和6年11月4日	第6回	広報委員会
令和6年12月9日	第7回	広報委員会
令和7年1月23日	第8回	広報委員会
令和7年2月25日	第9回	広報委員会
令和7年3月14日	第10回	広報委員会

## 2. 座談会・インタビュー

### (1) 大学・大学院関係者との座談会

日時 令和6年11月25日 午後6時～

場所 中央大学駿河台記念館

参加者

(大学・大学院側) 大村雅彦理事長、大貫裕之常任理事、小林明彦法務研究科長、遠藤研一郎法学部長

(法曹会側) 石田茂会長、畑克海事務局次長、矢部耕三弁護士、佐藤公紀事務局次長、山川典孝

概要

キャンパス移転から1年が経過し、新キャンパス(茗

荷谷キャンパス、駿河台キャンパス)の雰囲気、新キャンパスで、学生がどのように学んでいるか、などを大学・大学院関係者に伺おうという趣旨で座談会を行いました。茗荷谷キャンパスについては、立地は申し分がないが、これまでの比べるとキャンパスの広さや教室数がかなり不足していること、狭い空間で学生が密集して勉強しており、勉強をしている感じがすごくするが、反面、サークルや遊ぶスペースがなく、勉強しなければいる意味がないという声も聞かれるといったお話や、地域に溶け込むことの難しさといったお話も伺えました。駿河台キャンパスについても、いろいろな資料を広げて勉強するといったときに、3人掛けの机に3人が座って勉強するというのは、なかなか大変であること、茗荷谷キャンパス以上に談笑スペースが少ないといったお話を伺えました。また、司法試験合格者増に向けた学部、CLSの取り組み状況、法学部全体の底上げのための取り組みなどについても活発に議論が交わされました。我々法曹会としましても、引き続き法学部、CLSのレベルアップに尽力したいと考えております。

### (2) 福澤達哉様へのインタビュー

日時 令和7年1月17日 午後4時～

場所 パナソニック オペレーショナルエクセレンス(株)(東京ミッドタウン日比谷)

参加者 福澤達哉様

(法曹会側) 矢部耕三弁護士、佐藤公紀事務局次長、山川典孝

概要

前号(31号)に続いて、卒業生インタビューを企画しました。今回は、かつてバレーボール日本代表として、長らく日本バレーボール界の第一線でご活躍され、現在、パナソニック オペレーショナルエクセレンス株式会社において、主に広報を担われている福澤達哉様にインタビューをさせていただきました。

福澤様からは、現在のお仕事の内容にはじまり、バレーボールとのかかわり(小中高時代から、大学、Vリーグ、ネーションズリーグ時代にいたるご活躍)、

大学時代の思い出、中大学生へ贈る一言など、多岐にわたるお話をいただきました。特に、学生スポーツは強制的に終わりがくるスポーツで、引退というのはとても価値のあるもので、だからこそ、あとから振り返ったときに「あの時こうしておけばよかった」とならないように、悔いなく4年間を過ごしてほしいというお話はとても印象的でした。

御多忙のところ、長時間にわたり快くインタビューに応じていただきました福澤様にあらためて感謝申し上げます。

中大法曹会は、他士業との交流会については、幅広く行っておりますが、今後は、他士業以外のOBの方々との交流も幅広く行っていきたいと思っております。

### 3. 中大法曹ニュース、中大法曹

#### (1) 中大法曹ニュース第13号

令和6年4月15日発行

#### (2) 中大法曹No32

令和7年5月発行

### 4. その他

#### (1) ホームページでの広報

現在、中大法曹会では、ホームページを通じて、常任幹事会・拡大幹事会、合格祝賀会、他士業との交流会などの案内をしております。中大法曹会がホームページを立ち上げたのは平成26年3月ですが、そこから11年が経過しました。この間、「中大法曹」のバックナンバーを見られるようにする、過去の記事をアーカイブにまとめる、といったアップデートを重ね、開設当初より、かなり充実した内容となっております。

もっとも、毎回、情報がアップデートされている活動報告もあれば、開設時からほとんど更新されていないものもあり、こういったものについても、今後、随時更新できる体制を取っていきたいと考えております。

また、ホームページを通じた寄付金のお願い、幹事会その他会議への出席確認なども今後の検討課題としたいと思っております。

#### (2) MLの活用

現在、執行部・委員会レベルでは、一部、メーリングリストを活用しておりますが、法曹会全体でのメーリングリストがありません。費用やセキュリティの問題はありますが、6000名を超える規模を誇る

中大法曹会がメーリングリストを持っていないというのも、いささか不便を感じます（各種案内、意見交換、出席確認など）。この点、次期執行部において、ご検討いただければと思います。

#### (3) SNSの活用

フェイスブック、エックス（旧ツイッター）などのSNSの活用については、今期の広報委員会では、議論のみにとどまり、実際の活用はほとんどできませんでした。この点も、(2) MLの活用と合わせて次期執行部においてご検討いただければと思います。

#### (4) 広報のあり方

昨今の裁判手続きのIT化（民事訴訟法等の一部を改正する法律（2022.5.18成立）、民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（2023.6.6成立））により、今後は、ウェブを通じて、民事訴訟、民事執行・保全、倒産、非訟、調停、労働審判、家事等の各民事裁判手続きが行われます。これにより、これまでのように、紙で印刷したものを訴状として提出したり、裁判所から判決書が紙で届くといったことがなくなる、あるいは大きく減ります（本人訴訟は別として）。その結果、我々の業務において紙を印刷することは劇的に減ると思われれます。このことと直接関係するものではありませんが、現在、紙で配布している、「中大法曹ニュース」、「中大法曹」の配布の仕方についても、今後、議論をする時にきていると思っております。

## 機構改革実行特別委員会

機構改革実行特別委員会委員長

志賀 剛一



令和5年度から機構改革実行特別委員会の委員長を拝命しております東京弁護士会41期の志賀剛一と申します。私は中大法曹の不良(?)会員であり、今まで皆様のお役に立てることを何もしてきませんでしたが、突然、委員長のお話をいただき、「キコウカイカク?何をするのでしょうか」とお尋ねしたところ、詳細なご説明を受けましたが、要するに各地で「懇親会」をやればよいのかなと勝手に解釈し、お引き受けした次第です。

しかしながら、お引き受けした後に中大法曹会の会則を見たところ、「本会の機構を改革して、本会の組織を全国規模に拡大するために、本会支部及び支部分会の設立を実行、推進し、その他本会の組織拡大に必要な諸活動を行う」のが当委員会の目的とされており、そのような崇高な目的に沿う活動ができるかどうか、甚だ心もとなくも感じておりました。

さて、石田茂会長からいただいた諮問は以下のような内容でした。

- (1) 本会支部の現状、活動状況を調査、報告するとともに、具体的な組織強化策、活性化策について企画、立案、実行されたい。例えば、各支部又は分会に配属された中央大学あるいは法科大学院出身者との懇親会を実施するなどされたい。
- (2) 本会の組織を全国規模に拡大するために、本会支部及び支部分会設立に向けた具体的な方策を、企画、立案、実行されたい。

なるほど、やはり懇親会だ!コロナ禍でしばらくの間、飲食を伴う会合が一部を除き開催されていなかったということもあり、まずは「例えば、各支部又は分会に配属された中央大学あるいは法科大学院出身者との懇親会を実施」しようということになりました。私は41期修習生としてある地方都市で修習をしましたが、残念ながら、中大法曹会による懇親会はありませんでした(もちろん、個別には何人かの先輩に大変お世話になりましたが)。このような企画があったら修習生も心強いだろうなと思いました。早い時期で諸先輩と顔見知りになっておくことが、中大法曹会への帰属意識が高まり、機構改革・

組織拡大へと繋がっていく端緒になるのではないかと思考します。

そこで、各支部に修習生と支部会員の懇親会開催を打診したところ、高岡俊之支部長から力強いご賛同をいただき、まずは神奈川支部で開催することといたしました。令和6年5月27日、横浜中華街の萬珍樓本店に77期横浜配属の司法修習生9名、支部会員15名、本部5名、計33名が集まり、幸いなことに大盛況でした。

これに味を占めて、次は人数の多い東京修習で開催をしようと決め、令和6年10月15日に開催の告知をしたのですが、修習生の出席希望がゼロということで、残念ながら中止することになりました。

しかしながら、これに懲りず、本稿執筆現在、当委員会は、令和7年5月に78期司法修習生を対象に懇親会を企画しているところです。

また、令和6年7月5日には大阪支部による茗荷谷・駿河台キャンパス見学ツアーが開催され、多くの会員にご参加いただきました。

経験してみて思ったのは、司法修習生のメールアドレスや配属先情報の収集が非常に大変な作業であるということです。合格祝賀会に来られる方はメールアドレスを登録してもらえますが、それ以外の中大ないし中大LS出身者の把握が難しい。学部と法科大学院が同一ではない人も少なくないので、なおさらです。周りで未登録の会員がおられたらぜひ登録を呼びかけていただければ幸いです。

おそらく本部の関与がないところでも、各地で中大OBの皆様が配属司法修習生の歓迎会を支部単独で開催していただいているかと思います。ご連絡いただければ、本部からも可能な限り参加いたしますし、若干の経済的援助など、連携させていただける場合があるかと存じます。

素人委員長としては石田会長からいただいた諮問のごくごく一部しか実現できませんでしたが、コロナ禍でストップしていた懇親会を再開でき、最低限の仕事は果たせたかなと思っております。やはりリアルで顔を合わせて懇親を深めること。これが何より大切だと痛感しました。

## 交流委員会活動報告



交流委員会委員長 木村 英明

1 当委員会は、中央大学の他士業団体等との間で研修や懇親のための交流会を開催し、会員が研鑽を積むとともに、会員（特に中堅、若手会員）の業務の拡大や人脈の形成に寄与することを目的としています。

2 2023年度は、中小企業診断士白門会、公認会計士白門会、社会保険労務士白門会との交流会を開催しました。

### ①中小企業診断士白門会との交流会

初めての開催となる中小企業診断士白門会との交流会は、2023年12月9日（土）午後3時から研修会を中央大学駿河台キャンパス6階で、午後5時30分から「越後酒房 八海山 御茶ノ水店」で懇親会を開催しました。

本年度は中小企業診断士白門会が当番会として、弁護士の池内雅利先生（光和総合法律事務所）の「中小企業の事業承継～再建承継という考え方～」、中小企業診断士・税理士の雙木達也先生（株式会社日本M&Aセンター）の「中小企業のM&Aのサポート」と題する講義をそれぞれ実施しました。ともに事業承継に関する有益な講義でした。

交流会の参加者は、研修会23名（法曹会10名、中小企業診断士白門会13名）、懇親会21名（法曹会11名、中小企業診断士白門会10名）でした。

### ②公認会計士白門会との交流会

毎年開催している公認会計士白門会との交流会は、2024年1月23日（火）午後6時から研修会を中央大学駿河台キャンパス18階で、午後7時30分から懇親会を同キャンパス19階「Good View Dinning」で開催しました。

本年度の当番会は当会で、元名古屋高検検事長・弁護士の青沼隆之先生（シティユーワ法律事務所）に「第三者委員会の活動」について、貴重なご経験をお話いただきました。

交流会の参加者は、研修会38名（法曹会21名、公認会計士白門会17名）、懇親会35名（法曹会17名、公認会計士白門会18名）でした。

### ③社会保険労務士白門会との交流会

毎年開催している社会保険労務士白門会との交流会は、2024年2月13日（火）午後6時30分から研修会を中央大学駿河台キャンパス18階で、午後8時10分から懇親会を同キャンパス19階「Good View Dinning」で開催しました。

本年度は社会保険労務士白門会が当番会として、社会保険労務士の小島理恵先生（オープンコンサルタント社会保険労務士事務所）の「役員の労働者性、不当解雇の事例～労務の現場から～」、弁護士の由美子先生（東京駿河台法律事務所）の「新時代の働き方のカギ～生活時間と生活コアタイム」と題する講義をそれぞれ実施しました。ともに実態に即した有益な講義でした。

懇親会では歓談の輪がいくつもでき、懇親が深められたと思います。

交流会の参加者は、研修会41名（法曹会22名、社会保険労務士白門会19名）、懇親会40名（法曹会22名、社会保険労務士白門会18名）でした。

3 2024年度は、公認会計士白門会と社会保険労務士白門会との交流会を開催しました。

### ①公認会計士白門会との交流会

2025年1月24日（金）午後6時から研修会を中央大学駿河台キャンパス18階で、午後7時30分から上海料理「梅蘭 御茶ノ水ワテラス店」で懇親会を開催しました。

本年度は公認会計士白門会が当番会として、公認会計士の那須美帆子先生（PwCリスクアドバイザー合同会社執行役員パートナー）の「フォレンジックの現場」と題する講義を実施しました。

企業・団体の不正の疑いがある案件の調査においてはデジタル調査が必須であり、調査にあたっては初動が大切であり、データの削除や改変が行われる前に広くデータを押さえることが必要になることや、分析の方法など具体的なお話がありました。

懇親会には森徹・当会副会長の音頭で乾杯した後、歓談に入り、テーブル毎に業務に関する話題やプライベートな話などいくつもの歓談の輪ができ、最後

まで和やかな雰囲気での交流が続きました。

交流会の参加者は、研修会35名（法曹会19名、公認会計士白門会16名）、懇親会34名（法曹会18名、公認会計士白門会16名）でした。

## ②社会保険労務士白門会との交流会

2025年3月7日（金）午後6時30分から研修会を中央大学駿河台キャンパス18階で、午後8時10分から懇親会を中華料理「嘉賓 御茶ノ水店」で開催しました。

本年度は、当会が当番会として準備を進めました。

研修会は、弁護士の平岡卓朗先生（山越総合法律事務所）が「労働事件の紛争解決制度」、社会保険労務士の菅原由紀先生（社会保険労務士法人HRビジネスマネジメント）が「ケース別労働契約の終了と雇用保険離職票（離職理由）の書き方」の講義をしてくださいました。

懇親会は、社会保険労務士白門会の金子尚道副会長の音頭で乾杯した後、歓談に入りました。今回は若手弁護士の参加が多く、それぞれのテーブルで熱心に話し込む様子が見られました。

交流会の参加者は、研修会44名（法曹会22名、社会保険労務士白門会22名）、懇親会42名（法曹会20名、社会保険労務士白門会22名）でした。

## 大学問題委員会活動報告



大学問題委員会委員長 大澤 成美

大学問題委員会においては、その任期毎に中央大学に対して提言を行っております。

令和5年度及び6年度大学問題委員会は、今般、法学部の全学生に対する他学部との連携、特に国際的な広がりを持った文理融合教育・研究の推進と、国際的な広がりをもった文理融合による教育・研究を広げるためのプログラム設計のきめ細やかな立案を求める提言を行いました。本提言は、「実地応用ノ素ヲ養フ」という中央大学の建学精神に則したものであり、法曹実務で要求される事項に対応する能力にとどまらず、人間の社会行動を分析・理解し、これを統御できる能力をも備えた有為の人材輩出を求めるところを主眼として、それに適した教育・研究についての改善に言及するものです。

本提言策定に至るまでには、2年間で11回実施された委員会のうち9回が充てられ、充実した議論が尽くされました。まずは議論の当初に、提言内容がともすればより多くの法曹輩出を促す提言に終始したのとなりやすいことを踏まえ、本提言を司法試験合格者の増加を求めるものにならない旨の指針が確認されております。

本提言は、その指針に従い、文理融合と国際的に活躍する人材輩出それぞれの必要性とその具体的方策について交わされた議論が結実したものです。委員相互間においては、AI利用の普及はもとより事実把握のためにデータ分析等が欠かせない法曹実務の実態、さらにはインハウス弁護士を含めた法曹の活動場面の国際的な広がりを踏まえ、これからの法曹には法律学についての知識集積とその処理能力の高さのみならず、日本社会や世界の中における課題の発見及びその課題解決できるような実践的教養をもって法を理解できる人材が必要であり、その養成のための教育・研究が必要であるとの認識が共有されました。このような共通認識を背景に、多角的に実践知・経験知を高められるような教育・研究としての文理融合と国際的に活躍する人材輩出の必要性が説かれた次第です。

議論の元になった素案は、矢部耕三委員に、他大学での文理融合教育とその財務・広報活動のあり方、

中央大学各学部におけるカリキュラムや広報の現状、教員による文理融合教育の展望についての寄稿等について基礎調査を行っていただいた上で、委員会開催毎に作成いただきました。

本提言内容のうち特に文理融合を推進するための具体的方策に関しては、支柱となる理工学部が後楽園キャンパスにある一方で、法学部が茗荷谷キャンパスに移転したことが強く意識され、提言が都心キャンパスに集中したものであるとの誤解を招かないようにすることが留意されました。その結果、本提言は、多摩キャンパスにある他学部を含めた大学全体に関わる事項について言及した内容となっております。

また、本提言は、教育・研究の内容に焦点を当てたものにとどまっておりますが、議論の過程では、その実践のために車の両輪として欠かせない財務・広報に関する事項についても提言に盛り込むべきとの意見もありました。もっとも、財務・広報についても言及するためには、より充実した基礎調査と慎重な議論が必要であることが確認されました。そこで、令和5年度及び6年度大学問題委員会としては、財務・広報に関する内容を盛り込むことを見送り、その提言は次期大学問題委員会に委ねることとなりました。

2025年2月14日

中央大学

理事長 大村 雅彦 殿

学 長 河合 久 殿

中大法曹会

会 長 石田 茂

大学問題委員会

委 員 長 大澤 成美

同担当委員 矢部 耕三

## 提 言

大学・法人への提言—文理融合教育実践の意味と方法について  
～法学部と他学部の連携を真に意味あるものとするために～

I 中央大学法学部で学ぶ全ての学生に対して、他学部との連携、特に国際的な広がりを持った文理融合教育・研究を強く推進すべきである。

1 法学部の教育において、人生100年時代を生きる実践的な考え方や行動原理を身に着けさせることが肝要である。「実地応用の素を養う」という中央大学建学の精神が追求しようとする根本的な価値観・社会観・人間観とは何かを、学生に考えさせる必要がある。

2 例えば、「実地応用の素を養う」ためには、法学部についての知識集積とその処理能力の高さのみならず、人間の社会行動を分析し、理解し、これを統御できる能力も大切である。日本社会や世界の中における課題を自ら発見し、これを解決できるような実践的教養をもって法を理解できる人材を養成しなければならない。そして、かかる実践的教養を持った卒業生を世に送り出すためには、日本国内標準だけの環境に留まっていたは足りない。国際的環境に照らして「人間の幸福」について、多角的に実践知・経験知を高められるような教育が必要である。

3 このような試みを中央大学法学部で実現できるならば、それは法曹となる卒業生ばかりでなく、官公庁やビジネス領域に進む卒業生にとっても、極めて有益である。単なる知識としての法律的素養ではない、人間としての「教養力」を高めることができる。これが翻って中央大学に学び、卒業するということの価値として社会的・世界的に認識されるようにすべきである。

4 その為には、法学部内でのカリキュラム編成や教育の実践においても、文理の境を低くすると共

に、中央大学の他学部との協働の下に、総合的な学習・教育の全学的な進展を推進すべきである。それと共に法学部自らの教育・研究プログラムを積極的に開発していくべきである。

5 文理融合を含んだ学際的な教育ということでは、既に中央大学にはファカルティリンケージ・プログラム (FLP) が存在し、

- 1) 環境・社会・ガバナンスプログラム
- 2) メディア・ジャーナリズムプログラム
- 3) 国際協力プログラム
- 4) スポーツ・健康科学プログラム
- 5) 地域・公共マネジメントプログラム

の観点から、都心キャンパス・多摩キャンパスを問わず、分野横断的な教員の協力により一定の成果を上げている。都心キャンパスからの文理融合による教育・研究を発展させるというならば、このような FLP の実績とも繋がるものとして考えられるべきである。

6 現在、都心に所在するという地理的近さから、法学部・国際情報学部・理工学部横断では、文理融合による教育の第一歩という位置づけで教養科目レベル・1年次春学期には「学問最前線」講座が実施されている。また、2025年度からは同じ「学問最前線」としての3・4年次科目が開講予定とのことである。これらが非常に意義深い試みであることは明らかである。

7 その一方で、都心キャンパス間だけでの文理融合の教育・研究というのでは、中央大学全体のリソースを生かすことになりうるのかという観点からは、心許ない。

既に多摩キャンパスの時代より進められてきた

FLPの成果も踏まえて、中央大学学部レベルでの学部横断的な科目履修と連動した、全学的な文理融合の教育・研究を目指すべきであり、法学部における教育・研究プログラムの設計もそのような方向性の中において考えられることが望ましい。

II 国際的な広がりをもった文理融合による教育・研究を広げるためのプログラム設計をよりきめ細かく立案すべきである。

1 文理融合教育によってデータが支配する現代社会で生き抜く社会のリーダーとして必要な能力を探るために、学部横断的な教育・研究プログラムを作るべきである。

- ・「データ」による客観的な「人間の社会行動」を分析する力と共に、それを前提とした課題解決をできる能力をもった法学部卒業生（法曹を目指す者も当然含む）の輩出するにはどうしたらよいかを考えるべきである。
- ・前記のような現在1年次に開講されている「学問最前線」で取り上げている学問領域は、その課題となりうるものの例（国際私法、知的財産法、計算シミュレーション、防災・減災・ロボティクス、ヒューマンマシンインタラクション・感性情報学、感性工学・景観生態学、環境科学、持続可能性科学、SDGs・情報法、人権法・法情報学、法律人工知能・EdTech、英語教育・不法行為法、AI・ロボット法）を示しているが、これらに限らず常に「人間の社会行動」を多角的にみながら、様々な学問領域を足し引きしながら講座内容を考えることが望ましい。

2 国際的な広がりを持った文理融合を目指した教育プログラムにおける、各学部での教育・研究の連携や相互の目標共有を探るべきである。

(1) データの生成・蓄積・性質分析・利用上のノウハウの把握、これを処理する技術の基本的理解を進めるような講座連携・履修機会の確保を図るべきである。

- ・法学部だけのプログラミング教育ではなく、他学部とも共同できる レベルの高いプログラミング教育や学際的なプログラミング教育についても、学生の志望や理解度に応じては受講可能にすべきである。

対象となる学科・科目

法学部情報処理理論科目

理工学部情報国文学科でのコンピュータサイエンスの基本科目・プログラミング科目

→現在計画中の理工学部再編後であれば、社会理工学部（仮称）[都市環境学・ビジネスデータサイエンス学科・人間総合理工学科を予定]

の基礎プログラムや科目との連携

国際情報学部情報系科目

- (2) データを利用する人間の精神と身体の変化を見据えた技術開発や人間社会の統営、社会課題を解決する手法を理解できるような講座連携・履修機会を確保すべきである。

対象となる学科・科目

法学部情報法科目

理工学部ビジネスデータサイエンス学科や人間総合理工学科・都市環境学専攻での中級から上級の科目

→現在計画中の理工学部再編後であれば、社会理工学部（仮称）[都市環境学・ビジネスデータサイエンス学科・人間総合理工学科を予定]の基礎プログラムや科目との連携

国際情報学部法学系科目での中級から上級の科目

\*更なる発展として、人間全体を理解するためには、多摩キャンパス・文学部における心理学・社会学・言語学系統講座との繋がり、国際経営学部や商学部会計学科、新設二学部（農水・健康）との繋がりも、中長期的には考えるべきである。

- (3) 国境のないデータの取扱や文化的・社会的視点の違いを学ぶような講座連携・履修機会の確保を、今以上に図るべきである。

対象となる学科・科目

法学部外国法科目や国際関連法科目

国際情報学部国際系科目

理工学部国際系科目

各学部での留学・インターン制度

\*外国語学習・教育は、国際的な視野を持たせる学習・教育の前提とし、国際系科目の履修における学習に効果的なスキルを身につけさせ、英語での発信力を養うことをゴールとして、実践的なものにすべきである。

短期的には、特に英語教育の強化と実現すべきレベルを大学全体で共有化する（学部ごとの偏差を無くす）ことが望まれる。中長期的には、英語以外の言語についても、同様に設計していくべきである。

\*更なる発展として、経済社会や政策形成ということも視野に入れば、中長期的には多摩キャンパス・国際経営学部、商学部商業貿易学科などとの繋がりをもった教育・研究プログラムを考えるべきである。

例えば、国際センターを中心とした国際的視野を取り入れたアントレプレナーシップ (Chuo-GEI) についてのイベントやカリキュラムデザイ

ンだけでなく、国際センターをハブとした都心キャンパスの各学部の特性に応じたイベントやカリキュラムデザインを連携が考えられる。

\*上記のような展開については、大学・法人においても、既に「国際化の将来構想（Chuo Global-X計画）」として構想されているようである。

その中核として「国際化推進体制の整備

（DOPPO）」によって「縦割りの組織構造を突破するアプローチ」や「伴走型支援による国際化推進（Global Links）」を基点とする「国際化支援チームを形成」するとされていると聞く。このような構想は誠に時宜にかなったものであり、速やかかつ一層の推進と具体的方策の実行が望まれる。

2025年3月25日

中央大学法曹会

会 長 石田 茂 殿

大学問題委員会

委 員 長 大澤 成美 殿

同担当委員 矢部 耕三 殿

学校法人中央大学

理事長 大村 雅彦

中央大学

学 長 河合 久

貴会からのご提言に関する当面の取扱いについて

2025年3月7日付の文書「提言 大学・法人への提言-文理融合教育実践の意味と方法について-法学部と他学部の連携を真に意味あるものとするために-」（以下、「ご提言」）を拝受致しました。ご提言内容は、法学部を軸とした教育・研究について、国際的な広がりをもった文理融合教育の展開に言及され、中央大学における教育・研究の在り方にとって極めて含蓄に富んでおり、深く感謝申し上げる次第でございます。ご提言を真摯に受け止め、今後の教学部門における学内検討に活用させていただきたく、当面、以下のように取り扱わせていただきます。

ご提言は専ら教育課程に関する内容であると理解しますが、大学における教育課程は、大学および各学部等が定めた学則上の教育目的をはじめ、学校教育法施行規則に則り少なくとも「学位授与の方針」と「教育課程編成・実施の方針」に整合するよう設計される必要があります。このことから、本学におきましては、学部固有の教育課程および付随する諸制度の変更は各教授会の意向を尊重しております。また、複数学部・研究科にまたがる教育課程等の設計あるいは変更は、当該学部長・研究科長同士の協

議を端緒とし、関連教授会での調整を経て判断されることとなります。このような制度設計プロセスを基本とすることから、まずは、ご提言を学部長・研究科長に共有致します。

また、ご提言内容を実現しようとする、教育課程の大きな変更を可能にする教員の合理的配置ないし再配分や、進行中の全学横断的取組との関連性の整理を伴うこととなります。ご提言に含まれる国際的な広がりをもった学際研究・教育の拡充は、現に本学における重要な政策課題と位置づけており、これを全学的に推進するために、学長の指示の下、国際センター、全学連携教育機構、研究推進支援本部等において継続的に検討しておりますので、ご提言を関連する全学検討機関の長にも学長からお伝え致します。

本学の発展にとりましては、ご提言の観点からの不断の改革が不可欠と認識しております。引き続き本学へのご支援・ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

以上

# 法職教育検討委員会活動報告



法職教育検討委員会委員長 清水 保晴

## 1. はじめに

法職教育検討委員会の令和5年度、6年度の委員長を務めております清水保晴です（第一東京弁護士会所属、55期）。法職教育検討委員会では、毎年恒例の法廷傍聴会を実施したほか、令和5年度から学部生向けの講演会も始めましたので、これら2つのイベントについてご報告させていただきます。

## 2. 中央大学法曹会主催講演会

当委員会では、令和5年度から、法学部茗荷谷キャンパスにおいて、法曹会主催の学部生向け講演会を実施しております。令和5年度の講演会は、10月14日、第1部で元日弁連会長の山岸憲司先生に「近未来社会における法曹の役割」というテーマで基調講演をしていただき、第2部で5つのテーマ（現代社会における法曹の意義、弁護士業務の変化とやりがい、刑事事件の進歩と醍醐味、女性法曹の社会的意義、法曹業務の拡大）に分かれて個別セッションを実施しました。個別セッションは、それぞれのテーマを法曹会の先生方で担当を分担し、それぞれのテーマにふさわしい先生をお呼びし、各テーマ2~3名で講師を務めるという形式で行いました。個別セッションの後は、参加した学生を地下の食堂に招いて懇親会を行いました。令和5年度の講演会は実施初年度でしたが、法学部の学生約80名が参加し、各個別セッションや懇親会では学生から多くの質問が出るなど、学生にとっては普段接点の少ない実務家から様々な意見を聞くことのできるよい機会になったと思います。

令和6年度の講演会では、基調講演を実施しない代わりに個別セッションの数を15に増やし、第1部では7つの法律分野（刑事、ファイナンス、知的財産、訴訟・労働等、倒産・再生、一般民事・家事、M&A・企業法務）に分かれてセッションを実施し、第2部では8つのテーマ（中小規模事務所、大規模・渉外事務所、インハウス・官公庁、早期独立・事務所経営、女性法曹、検察・裁判官、地方都市、ビジネスローサービスの未来等）に分かれてセッションを

実施し、その後は前年度同様、地下の食堂で懇親会を行いました。前年度と同程度の人数の学生が参加し、学生にとっても様々な分野、テーマについて触れることができ、セッション、懇親会を通じて興味のある話が聞けたものと思います。

## 3. 法廷傍聴会

当委員会では、中央大学法学部生を対象とした東京地裁での法廷傍聴会を令和5年11月2日と令和6年11月5日に実施しました。この法廷傍聴会は、法学部と法曹会が協同して行う毎年恒例の行事であり、令和2年度、3年度はコロナ禍で中止となったものの、令和4年度から復活しています。

いずれの年度も、事務局長の畑克海先生、事務局次長の中城由貴先生、高野諒平先生、高橋真理人先生、増田大亮先生、私の6名が約30名の学生を班ごとに引率し、傍聴後に解説講義及び質疑応答を行いました。また、令和6年度は、会長の石田茂先生から、たまたま弁護士会館に居合わせた神山啓史先生にお声がけいただいた結果、神山先生にも解説講義等に加わっていただくことになりました。私が担当した班は、いずれの年度も1年生から4年生までいて、素朴な疑問から弁護人の実務や裁判手続に関する疑問など、様々な質問がなされました。その後に法学部事務室からいただいたアンケート結果も概ね好評で、学生にとって、実際の刑事裁判に関する理解が進んだのではないかと思います。

## 4. 終わりに

法廷傍聴会については、班によっては、弁護人の準備不足・勉強不足等により、学生のよい手本とならない裁判を傍聴せざるを得ないケースがあります。こればかりは意図して避けられるものではありませんが、令和7年度以降に講師を担当される先生方におかれましては、解説講義や質疑応答の中で適宜情報を補っていただき、せっかくの傍聴が無駄になることのないようご配慮いただけるとありがたいです。

また、学部生向け講演会については、令和5年度から始めたばかりですので、まだまだ改善の余地はあると思います。特に、参加する学生の人数が、法学部生全体の学生数と比べると圧倒的に少ないと感じています。コンテンツ自体は良いものであると思いますので、令和7年度以降の委員の先生方には、学生の皆さんに興味を持ってもらえるための工夫を考えるなどして、参加者を増やしていただけることを願っております。



## 中央大学法曹会賞について

中央大学法曹会賞は、中央大学法曹会HP (<http://chuo-u-hoso.org/>)の「中央大学法曹会会則」の中の「中央大学法曹会賞授与に関する内規」にあるとおり「一世紀を超える母校の歴史と伝統を受継ぎ、これに続くとする後輩の直向きな研鑽の足跡を讃え、母校の新たな発展を願い」創設されたもので、「学業成績優秀または文化活動に顕著な功績を上げた卒業生」に対して授与するものです。賞状に副賞(金5万円)が添えられます。

現在行われている実際の選考は、対象が法科大学院ではなく法学部等学部の卒業生で、在学中に司法試験に合格した者です。受賞者には、賞が単に早期合格を称えるのみではなく、後輩への指導助言等法曹会活動への協力を通して母校の発展に寄与することを願って与えるものであることを良く理解してもらうこととしております。

(編集部)



### 法曹会賞受賞に際して

市野 陽己

この度は、法曹会賞という名誉ある賞をいただき、大変光栄に思います。私がこのような賞を受賞できたのは、多くの方々のご支援とご助力のおかげです。この場を借りて厚くお礼申し上げます。今後は、この恩に報いるべく、中央大学のさらなる発展に貢献できるよう努めて参りたいと存じます。

私が弁護士を志したのは高校生の頃でした。当時は、法曹三者への漠然とした憧れにすぎませんでしたが、中央大学に進学すれば将来の選択肢が広がると感じ、入学を決意しました。入学後、すぐに司法試験の勉強を開始しましたが、法律という初めて触れる学問の難解さに直面し、どのように学べばよいのか全く分からない日々が続き、何度も挫けそうになりました。そんな中、大学の先生方や実務家の講師の方々、そして先輩方が親身になって相談に乗ってくださり、勉強法や進路決定について多くの指導をいただきました。そのおかげで、次第に自分なりの学習スタイルを確立し、司法試験合格という結果を得ることができました。

中央大学は、法曹志望者が多く集い、切磋琢磨できる環境が整っていると同時に、実務家の先生方から直接指導を受ける貴重な機会が数多くあります。これらの経験は、私にとって試験に必要な知識を深めるだけでなく、法律家としての視点を磨く上で非常に重要な学びとなりました。また、同じ目標を持つ仲間たちとの交流や協力も大きな励みとなり、試験勉強の過程で何度も支えられました。このような恵まれた環境がなければ、今回の合格をつかみ取ることはできなかったと思います。中央大学で過ごした4年間は、私にとってかけがえのない財産です。

現在、司法修習までに少し時間がありますが、この期間を無駄にせず、更なる知識の習得や視野の拡大に努めて参りたいと考えております。法曹として必要な能力はもちろん、人間的な成長を目指して一層精進していく所存です。そして将来は、これまでお世話になった方々や社会全体に恩返しができるような立派な法律家になりたいと強く思っています。

最後になりますが、このような名誉ある賞をいただきましたことを重ねて感謝申し上げます。これからも多くの方々への感謝の気持ちを胸に、日々努力を続けて参ります。今後とも、ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いたします。



## 法曹会賞受賞に際して

下村 宏太郎

この度は、法曹会賞という名誉ある賞をいただき、大変うれしく思います。私がこのような賞を受賞できたのも、中央大学や法曹会、炎の塔の先輩方のおかげであり、感謝してもしきれません。今後とも中央大学の発展のために、尽くしていきたいと思います。

私が中央大学に入学した年は2021年でコロナ禍のさなかでした。大学の授業は全てオンラインで行われ、独り身で上京した私にとってはなかなか苦しいものがありました。そのような中で法律の勉強の仕方も分からず、腐りかけていたところを救ってくださったのは、炎の塔の先輩方でした。コロナ禍であるにもかかわらず、リモートな勉強法など様々なことを丁寧に教えていただき、私は目標を見失わずに、腐らずに、努力を継続することができました。私が在学中に司法試験に合格できたのも、このような炎の塔の先輩方や先生方のご支援のおかげだと考えております。

その後コロナ禍も明け、大学3年生になって中央大学法学部のキャンパスが多摩から茗荷谷に移転し、学研連等研究室や法職事務室などの施設を総称して「炎の塔」ともあまり呼ばれなくなりました。自分としては炎の塔と呼ばれなくなったことに少し寂しさは感じますが、炎の塔時代の志やノウハウはキャンパスが茗荷谷に移転した今でもまだ残っているように感じます。私も現在は指導される立場から指導する立場になり、先輩から頂いたものを余すことなく後輩につなげ、炎の塔時代の志やノウハウを残していきたいと考えております。

現在私は司法修習が開始するのを待っている状態で、司法試験に合格したことで法曹としてやっとスタートラインに立つことができたと感じております。司法試験合格をゴールとするのではなく、ここからより一層努力を継続し、自分が目指す弁護士像に少しでも近づけるように頑張っていきます。

改めまして、この度は、このような輝かしい賞を頂戴し誠に光栄に思います。今後とも法曹会賞をいただいた者としてこの賞に恥じぬよう、精進を続けてまいります。



## 法曹会賞の受賞に際して

高橋 和

この度は、法曹会賞を賜り、誠にありがとうございます。このような名誉ある賞をいただきましたのは、中央大学や法曹会、法職事務室の皆様のお力添えがあってこそのことと、心より感謝申し上げます。

私は高校生の頃から弁護士を志し、司法試験合格を目指して中央大学に入学いたしました。入学当初はコロナ禍の影響で大学に通う機会がほとんどなく、当初抱いていたキャンパスライフとは大きく異なる日々を過ごしておりました。しかしながら、中央大学ではオンライン講義やゼミを提供していただき、そのおかげで学業を継続することができました。

2年生になると、コロナ禍が収束する中で大学に通うことができるようになり、また、炎の塔にも頻繁に足を運ぶようになりました。炎の塔は、自習スペースとしてだけでなく、同じ目標を持つ仲間との出会いの場としても非常に重要な役割を果たしておりました。互いに高め合い、支え合う仲間の存在は、私の司法試験合格に欠かせない要素となりました。この点において、炎の塔というコミュニティは、予備校等では得られない貴重な環境であったと強く感じています。

3年生になると、法学部が多摩キャンパスから茗荷谷キャンパスへ移転しました。その結果、「炎の塔」という建物からは離れることとなりましたが、「地下二階」という新たな場所で勉強を続けることができました。場所は変わったものの、炎の塔の精神はしっかりと受け継がれており、多摩時代以上に、司法試験合格を目指す学生たちの熱気が高まっていました。そうした環境に身を置くことで、法律の学習が日常の一部となり、予備試験や司法試験合格という目標に向かって、楽しみながら学び続けることができました。その結果として、3年次に予備試験に合格し、4年次には司法試験に合格することができました。

私は将来、企業法務を担当する弁護士を目指しています。企業法務では、司法試験の受験科目である会社法のみならず、金商法をはじめとする多くの特別法を学ぶ必要があります。新しい法律を学ぶことは決して容易ではありませんが、中央大学で培った「勉強を楽しむ力」を生かし、前向きに学び続けていきたいと考えております。そして、弁護士として大きな成長を遂げた暁には、中央大学に恩返しをしに戻りたいと強く思っております。

改めまして、このような素晴らしい賞をいただき、心より感謝申し上げます。これからも一層身を引き締め、精進してまいりますので、引き続きご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

中央大学法曹会 執行部名簿(令和5年・6年度)

会 長	石 田 茂	( 東 京 )	事務局次長	鈴 木 由 美	( 東 京 )
副 会 長	森 徹	( 東 京 )	事務局次長	岸 本 有 巨	( 東 京 )
副 会 長	柳 澤 崇 仁	( 第 一 東 京 )	事務局次長	中 村 裕 也	( 東 京 )
副 会 長	平 賀 修	( 第 二 東 京 )	事務局次長	鈴 木 正 倫	( 東 京 )
副 会 長	櫻 井 俊 宏	(法科大学院・第二東京)	事務局次長	佐 藤 公 紀	( 東 京 )
副 会 長	塩 路 広 海	( 大 阪 )	事務局次長	中 山 弘 基	( 第 一 東 京 )
副 会 長	伊 達 健 太 郎	( 九 州 )	事務局次長	川 島 一 毅	( 第 一 東 京 )
副 会 長	三 角 比 呂	( 裁 判 所 )	事務局次長	三 浦 希 美	( 第 二 東 京 )
副 会 長	小 橋 常 和	( 検 察 庁 )	事務局次長	中 城 由 貴	( 第 二 東 京 )
事 務 局 長	畑 克 海	( 東 京 )			

中央大学法曹会 役員名簿(令和5年・6年度)

1. 顧問

東京弁護士会 (5名)

大 高 満 範      大 谷 隼 夫      才 口 千 晴      坂 卷 國 男      深 澤 武 久

第一東京弁護士会 (6名)

川 村 延 彦      神 洋 明      奈 良 道 博      林 勘 市      横 溝 高 至  
若 江 健 雄

第二東京弁護士会 (3名)

鈴 木 誠      山 崎 司 平      根 岸 清 一

2. 幹事(○は常任幹事)

東京弁護士会 (196名)      うち常任幹事 25名)

相 澤 和 義	藍 澤 幸 弘	我 妻 真 典	阿 部 鋼	阿 部 正 博
荒 井 清 壽	荒 井 洋 一	安 藤 良 一	伊 井 和 彦	飯 塚 卓 也
○ 飯 沼 允	五 十 嵐 二 葉	石 井 芳 光	石 川 秀 樹	○ 石 田 茂
石 葉 泰 久	○ 石 灰 正 幸	石 橋 克 郎	○ 石 渡 光 一	伊 藤 茂 昭
伊 藤 孝 雄	伊 藤 ま ゆ	○ 稲 田 寛	井 上 章 夫	井 上 勝 義
井 上 聡	岩 井 重 一	上 野 廣 元	植 松 功	宇 佐 見 方 宏
宇 田 川 濱 江	内 野 経 一 郎	海 野 秀 樹	榎 本 峰 夫	海 老 原 覚
大 澤 一 正	○ 大 澤 成 美	○ 太 田 治 夫	太 田 秀 夫	大 西 清
大 森 八 十 香	大 山 雄 健	岡 内 真 哉	小 川 信 明	奥 野 善 彦
小 名 弦	小 名 雄 一 郎	小 山 田 辰 男	笠 原 克 美	柏 谷 秀 男
春 日 寛	片 岡 義 広	河 東 宗 文	菅 重 夫	岸 本 有 巨
北 村 一 夫	木 下 健 治	木 村 晋 介	○ 木 村 英 明	木 村 美 隆
久 木 野 利 光	草 川 健	楠 本 博 志	楠 本 雅 之	○ 國 井 友 和
厚 井 乃 武 夫	古 賀 政 治	○ 小 関 勇 二	小 林 明 彦	小 林 力
○ 小 林 信 明	小 林 秀 正	小 林 元 治	小 林 喜 浩	古 笛 恵 子
○ 小 峯 健 介	小 山 勲	佐 々 木 敏 行	小 笹 浪 雅 義	笹 原 信 輔
佐 瀬 正 俊	佐 藤 勝	佐 藤 正 八	佐 藤 隆 男	佐 藤 雅 彦
佐 藤 む つ み	志 賀 剛 一	志 澤 徹	篠 原 煜 夫	島 田 修 一
清 水 紀 代 志	○ 白 井 正 明	○ 水 津 正 臣	菅 沼 真	菅 野 谷 信 宏
鈴 木 修 司	○ 鈴 木 正 貢	○ 鈴 木 康 洋	○ 瀬 川 徹	関 口 徳 雄
関 口 博	関 本 隆 史	園 田 峯 生	高 石 昌 子	高 木 國 雄
高 崎 一 夫	高 柳 一 誠	竹 内 義 則	竹 原 孝 雄	田 崎 信 幸
田 堰 良 三	田 中 敏 夫	田 中 英 雄	塚 越 豊	堤 健 太 郎
堤 淳 一	津 村 政 男	寺 井 一 弘	登 坂 真 人	富 澤 章 司
○ 内 藤 貴 昭	長 井 導 夫	中 島 義 勝	○ 中 根 茂 夫	中 野 博 保

永松榮司	中村浩紹	中村治郎	中村博明	○中村博
中村茂八郎	中村裕二	中村玲子	中山忠男	○中西明彦
西林經博	○西原正騎	○西馬敏次	橋本幸一	○西八野大
服部邦彦	羽成守司	○福家辰夫	林史眞人	○平藤義英
平野雅幸	廣瀬正司	堀岩夫	堀合辰夫	○藤村野之
藤原力治	船戸憲秀	○水庫正徹	○水村上徹	○溝口田憲
松村卓裕	松山羽正	○森吹昌平	○森矢吹昌	○山岸憲剛
宮口裕幸	三村田由美	○矢吹昌平	○矢吹昌平	○山本剛
村田太三	安田隆彦	○山本幸一	○山本幸一	○吉野
森田八千子	山地義之			
山田千將	好川弘之			
湯川大				
吉原大				

第一東京弁護士会 (94名のうち常任幹事20名)

青木一男	赤井文彌	○秋定和宏	○浅野貴志	新谷謙一
安西愈	○碓由利絵	○池内稚利	石田裕久	伊集院康博
井戸充浩	岩田豊	岩知道真吾	大川隆治	大崎桐武
○大山圭介	岡本政明	小口隆夫	落合直人	○川添丈
○金澤賢一	金澤均	小崎淳	窪木志子	○熊谷明彦
川原史郎	木谷太郎	木ノ元直樹	窪木久美	熊谷直子
神部範生	後藤仁哉	小林美智子	五来久美	○島田一彦
斎藤祐一	酒井憲郎	澤木謙太郎	篠原由宏	○鈴江辰男
○嶋田貴文	清水保晴	下山聰明	末岡雄茂	○鈴田中太
○鈴木和憲	鈴木喜久子	竹川忠芳	○田中一茂	○中井淳信
綱取孝治	寺島哲志	○寺本吉男	遠山信一郎	○西坂純一
中川浩輔	中野比登	中野正人	中村忠司	福田憲司
丹羽健介	橋本祥介	樋口朋奈	平手啓一	村下真紀
福吉實徹	藤本哲也	守屋文雄	○松尾清文	保田久晃
○元木徹仁	柳田康男	矢野源三	○八木耕三	山本隆昌
○山口純子	山崎健介	○吉岡毅成	山本孝宏	山本昌秀
山本卓也	山本昌彦	○渡辺一ル	芳伸美恵	山本昌秀
○葎葉裕子	依田公一	○根岸清一行	中吉善彦	○西本邦男
○棗一子	○行方美彦	林信直	野田学誠	○野中英匡
額田みさ子	額田洋一	藤井直孝	藤原真由美	○野播磨二
羽尾芳樹	長谷見峻	藤井直孝	堀内幸夫	舟木一臣
○平賀修鶴	藤井有実子	○松田啓茂	松田政行	榎林啓太
古屋龜鶴	古井るり子	○三室谷和義	水口誠一	宮井桂之
増田径子	丸山輝久	○山岡瞳治	○山本純一	○山本高興
松本公介	村重慶一		○山本純一	○吉野純一
宮山雅行	山内久光			
柳澤泰文	山田忠男			
山田明松	○横井弘明			
雪下伸幸	脇坂治國			
萬幸男				

第二東京弁護士会 (149名のうち常任幹事24名)

相原英俊	青木二郎	朝倉淳也	渥美央二郎	阿部一夫
新井嘉昭	池田眞一郎	石川幸吉	石川宏	石黒康

- |                                 |                              |                                |                               |   |
|---------------------------------|------------------------------|--------------------------------|-------------------------------|---|
| ○市毛由美子<br>猪山雄央<br>岩本公雄<br>大澤美穂子 | 一瀬晴雄<br>井堀哲操<br>上野寿人<br>大場寿人 | ○井手大作<br>今中美耶子<br>上原康弘<br>大本康志 | 伊藤圭一<br>今村健志<br>梅津大樹<br>岡本敬一郎 | ○井奈波朋子<br>○岩崎政孝<br>大川原栄<br>○小川恵司                        |
| ○小川ゆり香<br>笠井直人                  | 奥野大作<br>鍛治美奈登                | 尾崎毅<br>加戸茂樹                    | ○小笹勝章<br>門屋征郎                 | 小野征彦<br>鎌田正聰  |
| ○亀井真紀<br>切貫総子<br>小林幸夫           | ○嘉本益巳<br>釘澤知雄<br>小松淳一        | 菊地幸夫<br>栗林武史<br>近藤弘            | 北村晋治<br>河野浩要                  | 清塚勝久<br>小海正勝  |
| 坂本行弘<br>佐藤郁美<br>鈴木周             | ○櫻井俊宏<br>穴戸金二郎               | 櫻井光政<br>嶋田雅弘                   | 笹瀬健児<br>清水洋二                  | ○坂井雄介<br>佐藤優子   |
| ○竹下慎一<br>伊達俊二<br>田宮武文           | ○鈴木雅芳<br>田代則春<br>田中宏         | 成豪哲<br>田代浩誠<br>田中雅大            | ○高木薫<br>田瀬英敏                  | 滝田裕武<br>多田直樹  |
| 戸張正子<br>中森麻由子<br>奈良ルネ           | 辻居幸一<br>鳥飼重和<br>中吉章一郎        | 土井克博<br>中所未秀<br>柳本邦男           | 戸谷雅美<br>中城由貴<br>棗一郎           | 柄木敏明<br>中村鐵五郎   |
| ○根岸清一<br>林信行<br>藤井直孝            | 西浦善彦<br>野田学誠<br>藤原真由美        | ○野中英匡<br>播磨源二<br>舟木健一          | 額田みさ子<br>羽尾芳樹<br>○平賀修         | ○行方美彦<br>額田洋一   |
| 洞澤美佳<br>○松田啓<br>三木茂<br>室谷和宏     | 堀内幸夫<br>松田政行<br>水口洋介         | 松林司<br>宮村啓太<br>安井桂之介           | 古屋龜鶴<br>増田径子<br>松本公介          | 長谷見峻一<br>藤井篤  |
| ○山本純一<br>吉田榮士                   | 森誠一<br>山川典孝<br>○山本高興         | 山下清兵衛<br>雪下伸松<br>萬幸男           | 山田明文<br>○横井弘明<br>脇坂治國         | 古屋有実子<br>松井るり子<br>丸山輝久<br>村重慶一<br>山内久光<br>○山田瞳治<br>吉岡讓治 |

### 3. 会計監事

- 岡部健一 (第一東京)  
小川ゆり香 (第二東京)

## 中央大学法曹会各種委員会名簿(令和5年・6年度)

### 1. 人事委員会

- 委員長 (二弁) 鈴木雅芳  
委員 (東弁) 石渡光一 稲田寛大 高満範 大谷隼夫 坂巻國男  
福家辰夫  
(一弁) 若江健雄 奈良道博 横溝高至  
(二弁) 根岸清一 松田啓山 崎司平

### 2. 広報委員会

- 委員長 (二弁) 山川典孝  
委員 (東弁) 古笛恵子 小峯健介 圓山司 牧野英之 好川弘之  
(一弁) 矢部耕三 川崎直人 浅野貴志 大山圭介 田中太陽  
碓由利絵  
(二弁) 奥野大作 尾崎毅 平賀修 横井弘明 高木薫

### 3. 会則検討委員会

- 委員長 (一弁) 吉岡毅  
委員 (東弁) 太田治夫 厚井乃武夫 水津正臣 菅沼真 中村玲子  
(一弁) 元木徹 金澤賢一

(二弁)河野浩 戸張正子 根岸清一 藤井直孝 野中英匡

4. 法職教育検討委員会

委員長 (一弁)清水保晴  
 委員 (東弁)石灰正幸 厚井乃武夫 堤健太郎 森田憲右 安田隆彦  
 湯川幸將  
 (一弁)熊谷明彦 中井淳 清水保晴 福田純一  
 (二弁)伊達俊二 中田中宏 清松田啓 山川典孝 山本高興

5. 大学問題委員会

委員長 (東弁)大澤成美  
 委員 (東弁)石渡光一 稲田寛 太田治夫 大高満範 大谷隼夫  
 古笛恵子 坂巻國男 太田治夫 大寺山岸憲 大谷隼夫  
 福家辰夫 藤原力介 堀合辰夫 山岸憲 大谷隼夫  
 (一弁)北代八重子 丹羽健介 島田一彦 元木徹三 横溝高至  
 林勘市 若江健雄 寺本吉男 矢部耕三 横溝高至  
 山崎健介 今村健志 嘉本益巳 伊達俊二 田中宏  
 (二弁)石黒麻利子 今村健志 嘉本益巳 伊達俊二 田中宏  
 土井隆行 方美彦 山崎司平 横井弘明

6. 機構改革実行特別委員会

委員長 (東弁)志賀剛一  
 委員 (東弁)伊藤茂昭 伯母治之 太田治夫 河東宗文 高石昌子  
 高柳一誠 富澤章司 太田村博 河西原正 高石昌子  
 (一弁)寺本吉男 樋口收司 金澤賢一 亀井真紀 横井弘明  
 (二弁)五十里隆行 小川恵司 嘉本益巳 亀井真紀 横井弘明

7. 募金実行委員会

委員長 (一弁)林勘市  
 委員 (東弁)石渡光一 伯母治之 大谷隼夫 木村英明 坂巻國男  
 佐藤勝司 中島義勝 西村光治 藤村義徳 水庫正裕  
 山岸憲司 横溝高至 松田啓 行方美彦 鈴木雅芳  
 (一弁)若江健雄 根岸清一 松田啓 行方美彦 鈴木雅芳  
 (二弁)山崎司平 小川ゆり香

8. 進路指導対策委員会

委員長 (一弁)寺本吉男  
 委員 (東弁)中村裕也 塩谷光宏 鈴木正倫 櫛田沙希 杉本結衣  
 (一弁)盛太輔 飛田紘佑 大久保直  
 (二弁)川口真輝

9. 交流委員会

委員長 (東弁)木村英明  
 委員 (東弁)相澤和義 石渡光一 大谷隼夫 坂巻國男 菅沼真成  
 (一弁)横溝高至 石鈴木和憲 川添丈平 坂芳仲美恵 菅沼真成  
 (二弁)小川恵司 根岸清一 山崎司平 松田啓 菅沼真成

10. 若手会員活動委員会

委員長 (二弁)松田啓  
 委員 (東弁)藍澤幸弘 飯塚卓也 岡内真哉 小林力 藤原力  
 宮口裕幸 井上朗 大山圭介 秋定和宏 末岡雄介  
 (一弁)池内稚利 山岸久晃 伊集院剛大 井戸充浩 根岸清一  
 柳田康男 田瀬英敏 田中雅大 舟木健  
 (二弁)小松淳一

11. 親睦委員会(準備委員会)

委員長 (二弁)未定  
 委員 (東弁)阿久津透 池田大介 小沢一仁 川野浩典 水津正臣  
 中野博和 中村傑 中村博 結城優  
 (一弁)山口純子 矢野篤 澤木謙太郎  
 (二弁)安本樹 平賀修

## 編集後記

---

今回は、中大法曹32号です。今回も、多くの大学・CLS関係者、大学OBの方々、他士業団体、法曹会員、合格者の皆様に原稿をお寄せいただき、充実した中大法曹を刊行することができました。ご多忙のところ、原稿をお寄せいただいた皆様には改めて御礼申し上げます。

今回の特集では、茗荷谷、駿河台キャンパス移転から1年が経過したことを踏まえ、法学部、CLSの現状を伺うべく大村雅彦理事長、大貫裕之常任理事、小林明彦法務研究科長及び遠藤研一郎法学部長をお招きし、対談を行いました。

また、令和5年10月に開催された法学部の講演会での山岸憲司元日弁連会長の講演録、加えて、小林元治前日弁連会長からの寄稿文も掲載しました。

また、矢部耕三前広報委員会委員長の企画で前号から始まった卒業生インタビューでは、日本バレーボール界で、長らく第一線でご活躍された元日本代表の福澤達哉様にインタビューを行いました。

法曹会は、他士業団体とも広く交流を重ねておりますが、今回、他士業の皆様からも、各士業のご紹介と合わせて法曹会への温かいメッセージをいただきました。原稿をお寄せいただいた公認会計士白門会、中央大学学員会司法書士会支部、社会保険労務士白門会、不動産鑑定士白門会、行政書士白門会、中小企業診断士白門会、中大技術士会および南甲弁理士会の皆様には改めて感謝申し上げます。

支部報告では、前号に引き続き大阪支部より活動状況のご報告をいただきました。毎回、支部報告と裁判所・検察庁からの報告については、ご報告いただくのが難しいところもありますが、他の支部、裁判所・検察庁からの報告もいただけるよう法曹会としても関わりを密にしたいと考えております。

後半部分では、中央大学および中大法曹会に多大な貢献をされた故才口元最高裁判事への追悼文、令和5年10月に開催された法学部の個別セッションの記事も載せております。最後に、学生支援活動の一環として行われている法曹会賞の受賞者からも感謝のメッセージをいただきました。

改めて令和5・6年度の事業・活動報告をみると、法曹会は1年を通じて活発に活動をしており、これだけの活動をしている法曹団体はなかなかないのではないのでしょうか。これらの活動の全てに参加することはできませんが、会員一人一人ができる範囲でこれらの活動に参加し、貢献し続けることが、中大法曹会、引いては、中央大学の発展に資するものと思います。

次の「中大法曹」が刊行される頃は、茗荷谷キャンパス、駿河台キャンパス移転の成果が出る頃です。その成果を楽しみに、次の執行部、委員会の先生方にバトンタッチしたいと思います。

山川 典孝

---

## 中大法曹 No.32

---

令和7年4月30日 印刷

令和7年5月15日 発行

(非売品)

発行人 石田 茂  
編集人 山川 典孝  
発行所 中央大学法曹会  
印刷所 株式会社プロネート  
東京都板橋区前野町 2-19-3  
電話 (03) 5392-7221

---

# 中央大学 校歌

石川道雄 作詞  
坂本良隆 作曲

- 一 草のみどりに風薫る  
丘に目映き白門を  
慕い集える若人が  
真理の道にはげみつつ  
栄ある歴史を承け伝う  
ああ中央 われらが中央  
中央の名よ光あれ
- 二 よしや嵐は荒ぶとも  
揺るがぬ意気ぞいや昂く  
春の驕奢の花ならで  
みのりの秋やめざすらむ  
学びの園こそ豊かなれ  
ああ中央 われらが中央  
中央の名よ誉あれ
- 三 いざ起たて友よ時は今  
新しき世のあさぼらけ  
胸に血潮の高鳴りや  
湧く歌声も晴れやかに  
自由の天地ぞ展げゆく  
ああ中央 われらが中央  
中央の名よ栄あれ

# 中央大学 応援歌

中央大学学生会選定歌詞  
古関裕而 作曲

- 一 憧れ高く空ひろく  
理想の光あやなせる  
あゝ中央の若き日に  
伝統誇る白門の  
闘い挑む旗揚げ  
力 力 中央 中央
- 二 情熱と力の若人が  
精鋭こそりふるいたつ  
あゝ中央の若き日に  
雄叫ぶ血汐 紅は  
闘魂たぎる火と燃える  
力 力 中央 中央
- 三 我らが誇り覇者の歌  
燦たり栄光我が生命  
あゝ中央の若き日に  
今ぞ座らん覇者の座に  
いざ勝どきを揚げんかな  
力 力 中央 中央

—— 中央大学法曹会 ——

